



# 学び続ける教師のために

【令和5年度 特別支援学校版】





## 長 崎 県 教 育 方 針

長崎県の教育は、国際交流の歴史が息づく郷土の伝統と文化を継承し、豊かな自然を守るとともに、命の尊さや個人の尊厳を重んじ、公共の精神を身に付け、我が国や世界の平和と発展に貢献していこうとする調和のとれた人間の育成をめざす。

学校・家庭及び地域住民は、「教育県長崎」の確立のため、自らの役割と責任を認識し、互いに手を携え、県民挙げて子どもたちを健やかに育むとともに、生涯にわたって学び続けることのできる社会の実現を図る。

とくに、教育に携わる者は、子どもたちに深い愛情を注ぎながら、その使命を自覚し、識見と指導力を高め、本県教育の充実と発展に努めなければならない。

## 長崎県人権教育基本方針

わが国は、日本国憲法において個人の生命、自由及び幸福を追求する権利を保障しています。また、同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題の早期解決を図ることが、わが国の責務であり国際的な要請であるという基本認識に立ち、人権の意義が正しく理解され、個人の尊厳が守られる社会の実現のために様々な人権施策を展開しています。

本県においても、「長崎県同和教育基本方針」に基づき、学校、家庭、地域社会のあらゆる場や機会において、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりに取り組んできました。

しかしながら、依然として、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人などに関する人権問題が存在し、国際化、情報化、少子高齢化など、社会の急激な変化に伴う新たな人権問題も生じています。

このため県教育委員会は、人権問題の解決には教育の果たす役割が重要であることから、これまで取り組んできた同和教育を継承しながら、「長崎県人権教育・啓発基本計画」の趣旨を踏まえ、人権尊重の精神の涵養をめざし、以下のように人権教育を推進します。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体をとおして、人権に対する正しい知識を身につけ、自他を大切に思う心や態度を養い、学校生活などの中から偏見やいじめ等の問題に気づき、自ら問題解決に向けて取り組んでいこうとする実践力の育成に努めます。

社会教育においては、生涯にわたって多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、日常生活において態度や行動に現れるよう豊かな人権感覚の育成に努めます。

人権教育を推進するため、人権問題についての正しい理解や認識を育てるための研修の充実に努めるとともに、専門性と実践力を身につけた指導者の養成に努めます。

この方針の実施に当たっては、教育の中立性を確保するとともに、市町教育委員会及び関係の機関・団体との連携を図りながら、人権教育の推進に努めます。

## 巻頭言

### 「学び」の相似形

教育センター所長 立木 貴文

令和5年度の新規採用教職員の皆さん、新規採用おめでとうございます。

表題として記した「『学び』の相似形」。

これは令和4年7月に(独)教職員支援機構(NITS)が公表した「NITS 戦略～新たな学びへ～」に記載されているものです。

そこには「子供の学び」と「教師の学び(研修)」は相似形であるべきことが、端的に示されています(右図参照)。



改めて申し上げるまでもなく、現在の日本の教育は、明治の学制発布以来ともいわれる大きな改革の中にあります。

AIなどデジタル技術の発達によって私たちの生活や社会が加速度的に変化する中で、子供たちが身につけるべき力も、発見する力や創造する力、様々なデータを活用する力、他者と協働する力など、多様なものが求められてきています。

どうすれば、子供たちはそのような力を身につけることができるのか。現行学習指導要領のもと、各校で取り組まれる様々な実践は、その模索ともいえます。

翻って、教師の研修はどうあるべきなのか。

令和4年12月の中教審答申には「新たな教師の学びの姿」として、「個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、『主体的・対話的で深い学び』」が示されています。子供の学習観の転換と相似形を描くように、教師の研修もまた変容を遂げていかねばなりません。

長きにわたり本県の教職員研修の道標の役割を果たしてきた『学び続ける教師のために』もこうした動きと軌を一にして、今年度から電子媒体での提供としました。「本県の教職員となった皆さんの職務遂行に必要な事項を学ぶため」の役割は保ちつつ、各デバイスに保存して可搬性を高めたり関連資料へのリンクを設けたりするなど、電子媒体ならではの機能を付加することで、これからの教職員の学びに寄与できるように工夫しています。

装いを新たにした本冊子が、これまで同様に「変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶ教師」(上記中教審答申 P22)の主体的で継続的な学びの一助となることを願っています。

## 本冊子の活用にあたって

この冊子は、長崎県の教職員となった皆さんが、職務を遂行していく上で必要な事項を学ぶためのテキストとして作成しました。

令和3年1月の中央教育審議会答申『令和の日本型教育』の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～において、教師及び教職員集団の理想的な姿として3点示しています。その一つに、「教師が技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心をもちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている。」と記されています。

今後、皆さんが教職員としての理想的な姿を具現化できるよう「学び続ける教師」として自らの学びをデザインしていただきたいと願っています。そのために、以下の点に留意してください。

### (1) 見通しをもって学ぶ

「長崎県 教諭等としての資質の向上に関する指標」(p 90～95に掲載)は教職員の資質の向上を図る際の目安となるもので、ステージごとに六つの視点で教職員の資質として求められる姿が示されています。各ステージで求められる姿を確認し、どのような資質を向上させなければならないかを意識して、見通しをもって学んでください。なお、本冊子の各項目の冒頭に対応する指標を示しています。教諭等用の指標を示していますので、養護教諭、栄養教諭の方は各職種の指標に読み替えてご活用ください。

### (2) 学びを広げる

本冊子はデジタルテキストでの配付に伴い、各ページの記載内容の参考となる法令、通知等の名称(■表記)にリンクを貼り、閲覧できる外部サイトに飛ぶように設定しています。(令和4年12月22日現在)このような資料と合わせて学ぶことにより、深い学びにつなげてください。

### (3) 学びを振り返る

私たち教職員は、日々の教育実践と省察の積み重ねによって成長します。指標を参考にしながら将来のありたい姿を描き、自らの歩みを定期的に振り返ることで、新たな実践へとつなげていきましょう。本冊子のp 96の「学びの記録の記入について」を参考にしてください。

## 目 次

|  |    |
|--|----|
| I 公務員としてのサービス及び勤務時間等   | 1  |
| 1 公務員としてのサービス  |    |
| 2 勤務時間   |    |
| 3 休暇   |    |
| 4 分限・懲戒  |    |
| 5 教育課程外の学校教育活動   |    |
| II 学校教育と教師   | 12 |
| 1 学校教育   |    |
| 2 特別支援教育について   |    |
| 3 特別支援学校の教育について  |    |
| 4 教師として  |    |
| 5 研修   |    |
| III 教育活動   | 20 |
| 第1章 学級経営   | 20 |
| 1 学級経営について   |    |
| 2 教室環境づくり  |    |
| 3 生活習慣づくり  |    |
| 4 朝の会（朝の短学活・朝のショートホームルーム＜SHR＞）、<br>帰りの会（帰りの短学活・帰りのショートホームルーム＜SHR＞） |    |
| 5 学級経営の評価  |    |
| 第2章 教科指導   | 26 |
| 1 学習指導要領   |    |
| 2 指導計画   |    |
| 3 学習指導案の作成と活用  |    |
| 4 授業づくり  |    |
| 5 学習記録簿の作成と活用（週案・日案）   |    |
| 6 評価   |    |
| 7 研究授業   |    |
| 8 特別支援学校における教科指導   |    |
| 第3章 自立活動   | 39 |
| 第4章 道徳教育   | 40 |
| <小学部・中学部>  |    |
| 1 学校における道徳教育   |    |
| 2 道徳科の目標と年間指導計画  |    |
| 3 道徳科の指導   |    |
| 4 道徳科における子供の学習状況及び成長の様子についての評価                                     |    |
| 5 情報モラル教育  |    |
| <高等部>  |    |
| 1 高等学校における道徳教育の目標  |    |
| 2 特別の教科 道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部）の目標                        |    |
| 3 道徳教育に関する配慮事項   |    |
| 4 道徳教育の重点的な指導事項  |    |
| 第5章 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間  | 48 |
| <小学部・中学部>  |    |
| 1 総合的な学習の時間の目標   |    |



|      |                               |     |
|------|-------------------------------|-----|
| 2    | 各学校において定める目標及び内容              |     |
| 3    | 総合的な学習の時間の指導における配慮事項          |     |
| 4    | 総合的な学習の時間の指導計画作成における配慮事項      |     |
| 5    | 評価                            |     |
|      | <高等部>                         |     |
| 1    | 総合的な探究の時間の目標                  |     |
| 2    | 各学校において定める目標及び内容              |     |
| 3    | 総合的な探究の時間の指導における配慮事項          |     |
| 4    | 総合的な探究の時間の指導計画作成における配慮事項      |     |
| 5    | 評価                            |     |
| 第6章  | 特別活動                          | 5 4 |
| 1    | 特別活動の視点と目標                    |     |
| 2    | 各学部の特別活動の構成と内容                |     |
| 3    | 特別活動における評価                    |     |
| 第7章  | 小学部における外国語教育                  | 5 8 |
|      | <b>外国語活動</b>                  |     |
| 1    | 外国語活動の目標                      |     |
| 2    | 英語の目標及び内容                     |     |
| 3    | 単元・授業の構成の留意点                  |     |
|      | <b>外国語科</b>                   |     |
| 1    | 外国語科の目標                       |     |
| 2    | 英語の目標及び内容                     |     |
| 3    | 単元・授業の構成の留意点                  |     |
| 第8章  | 生徒指導                          | 6 4 |
| 1    | 生徒指導の考え方                      |     |
| 2    | 教育相談の基礎・基本                    |     |
| 3    | いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題への具体的対応      |     |
| 4    | S N S等のインターネットサービスの利用に関する問題   |     |
| 5    | 体罰によらない指導の在り方                 |     |
| 第9章  | キャリア教育                        | 7 6 |
| 第10章 | 人権教育                          | 7 7 |
| 第11章 | 健康安全教育                        | 7 8 |
| 1    | 学校保健                          |     |
| 2    | 学校安全                          |     |
| 3    | 食育                            |     |
| 4    | 学校給食                          |     |
| 第12章 | 家庭や地域との連携及び協働と学校間の連携          | 8 7 |
| 1    | 連携及び協働の基本的な考え                 |     |
| 2    | 保護者との連携及び協働                   |     |
| 3    | P T Aとの連携及び協働                 |     |
| 4    | 地域社会との連携及び協働                  |     |
| 5    | 世代を越えた交流の機会                   |     |
| 6    | 学校間の連携や交流                     |     |
| 7    | 特別支援教育に関するセンターとしての役割（センター的機能） |     |
| ◆    | 長崎県 教員等としての資質の向上に関する指標        | 9 0 |
| ◆    | 学びの記録の記入について                  | 9 6 |
| ◆    | 結び                            | 9 9 |

## I 公務員としての服務及び勤務時間等

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」A、Cに対応しています。

「教育は人なり」といわれるように、子供に与える教師の影響力は非常に大きく、教育の成果は担当する教師に負うところが多大です。次代を担う子供の教育に携わる皆さんは、一学校の教師であるだけでなく、全体の奉仕者としての使命を常に自覚し、研究と修養に努めるとともに、子供はもちろん、保護者、地域住民に信頼され、尊敬される教育公務員として、公共の利益のため職務を遂行しなければなりません。

＜日本国憲法 第15条第2項＞

すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

＜教育基本法 第9条第1項＞

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

\*「法律に定める学校」・・・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校（学校教育法第1条）

＜地方公務員法 第30条＞

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

## 1 公務員としての服務

服務とは、職務に服するに当たって守るべき義務や規律のことで、その根拠は先に述べた地方公務員法（以下「地公法」）第30条にある。さらに、地公法には服務義務に関する諸規定が設けられている。具体的には、職務を遂行するに当たって守るべき職務上の義務と、職員たる身分を有する限り当然守るべき身分上の義務とに分けられる。

|        | 内 容                 | 根拠法規    |
|--------|---------------------|---------|
| 根本基準   | 服務の根本基準             | 地公法第30条 |
| 職務上の義務 | 服務の宣誓               | 地公法第31条 |
|        | 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 | 地公法第32条 |
|        | 職務に専念する義務           | 地公法第35条 |
| 身分上の義務 | 信用失墜行為の禁止           | 地公法第33条 |
|        | 秘密を守る義務             | 地公法第34条 |
|        | 政治的行為の制限            | 地公法第36条 |
|        | 争議行為等の禁止            | 地公法第37条 |
|        | 営利企業への従事等の制限        | 地公法第38条 |

なお、教育公務員特例法には、兼職及び他の事業等の従事（17条）、政治的行為の制限（18条）及び研修（21条）の特例が定められている。



## 2 勤務時間

### (1) 勤務時間及び勤務時間の割振り

<地公法>

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第24条第5項 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律>

(県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件)

第42条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第24条第5項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

<職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」）>

\*市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例は、これを準用する。

(1週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)とする。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。

1週間当たりの勤務時間を曜日ごとに配分し、個々の教員の勤務時間を具体的に確定することを「勤務時間の割振り」という。

各学校の校長にその権限は委任されており、勤務日、勤務日における勤務時間、勤務日における勤務終始時刻、勤務日における休憩時間を各学校の実情に応じて、条例や規則の範囲内において決定する。

なお、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として平成31年に文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を制定した。限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善や子供に接する時間を十分確保し、教師が自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、子供に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出すことを目指すためである。

これに基づき、長崎県教育委員会では教育職員の勤務時間の上限に関する方針を具体的に進めるために「長崎県立学校における業務改善アクションプラン」を策定した。

さらに、令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布されたことにより、文科省のガイドラインが法的根拠のある「指針」に格上げされた。そのことを受け、県においても「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」の一部改正を行い、教育委員会規則を新たに策定した（令和2年4月1日施行）。

参考資料

- ・「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和元年12月公布）

(  [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/kakutei/detail/1423039.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1423039.htm) )



- ・「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年1月 文部科学省告示）



(  [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/uneishien/detail/1407520\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1407520_00004.htm) )

(2) 週休日と休日

<勤務時間条例>

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)とする。

(休日)

第8条 職員は、国民の祝日に関する法律に規定する休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

12月29日から翌年の1月3日までの日(年末年始の休日)についても、同様とする。

<労働基準法>

(休日)

第35条 使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えなければならない。

労働基準法上の「休日」とは、勤務時間条例上の「週休日」のことである。これは、勤務時間を割り振らない日のことであり、給与支給の対象とならない。

勤務時間条例上の「休日」とは、国民の祝日に関する法律による休日及び年末年始の休日のことである。これは、勤務時間が割り振られているが特に勤務を命じられない限り勤務を要しない日であり、給与支給の対象となっている。

なお、週休日に勤務を命じられた場合には、週休日の振替や勤務時間の割振り変更の規定が定められている。

(3) 休憩時間

<勤務時間条例>

(休憩時間)

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

休憩時間は正規の勤務時間に含まれず、原則として一斉に与えられ、自由に使うよいとされている。

## (4) 時間外勤務

＜公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法＞

(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第6条 教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。

＜義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例＞

(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第7条 教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものとする。

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務

(2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務

(3) 職員会議に関する業務

(4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

## 3 休暇

休暇とは、条例及び条例に基づく規則に従って、一定の期間その勤務を遂行しないで、自発的又はやむを得ず職務以外の事柄に勤務時間を利用することが認められた制度である。

## (1) 休暇一覧 ＜職員勤務時間、休暇等に関する規則 第7条～第15条＞

| 休暇名    | 休暇事由   | 単位                               | 限度日数  |
|--------|--|----------------------------------|---|
| 1 年次休暇 |  | 1時間又は1日                          | 年20日<br>その年に残日数があれば20日を限度として翌年に繰り越すことができる         |
| 2 公傷休暇 | 公務による負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(公務災害と認定された場合) | 1日                               | 医師の診断書に基づき必要と認められる期間                              |
| 3 病気休暇 | 公務によらない負傷又は疾病(結核性疾患を除く。)のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合  | 1日<br>(腎臓疾患により定期的に人工透析を行う場合は1時間) | 90日を超えない範囲内(特定疾患の場合は180日)において医師の診断書に基づき必要と認められる期間 |
| 4 療養休暇 | 結核性疾患のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合                     | 1日                               | 1年を超えない範囲内において医師の診断書に基づき必要と認められる期間                |
| 5 生理休暇 | 女子職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合                                  | 1日                               | その都度必要と認められる期間                                    |

|               |                      |                                     |  |
|---------------|----------------------|-------------------------------------|--|
| 6 特別休暇        | (1) 選挙休暇             | 1 時間又は 1 日                          | 必要と認められる期間   |
|               | (2) 証人休暇             | 1 時間又は 1 日                          |  |
|               | (3) ドナー休暇            | 1 時間又は 1 日                          |  |
|               | (4) ボランティア休暇         | 1 時間又は 1 日                          | 一の年において 5 日の範囲内の期間   |
|               | (5) 結婚休暇             | 1 日                                 | 7 日の範囲内の期間   |
|               | (5-2) 出生サポート休暇       | 1 時間又は 1 日                          | 一の年において 5 日（体外受精等の場合は 10 日）の範囲内の期間   |
|               | (6) 産前休暇             | 1 日                                 | 出産する予定の日から 8 週間（多胎妊娠の場合は、14 週間）前の日から、出産の日までの請求した期間   |
|               | (7) 産後休暇             | 1 日                                 | 出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間  |
|               | (8) 育児休暇             | 60 分間                               | 1 日 2 回それぞれ 60 分間  |
|               | (9) 出産補助休暇           | 1 時間又は 1 日                          | 3 日の範囲内の期間   |
|               | (10) 男性職員の育児参加のための休暇 | 1 時間又は 1 日                          | 職員の妻が出産する場合であって出産予定日の 8 週前から出産日以後 1 年を経過するまでの期間内における 5 日の範囲内の期間  |
|               | (11) こども看護休暇         | 1 時間又は 1 日                          | 一の年において 5 日（子を 2 人以上養育する職員にあっては 10 日）の範囲内の期間   |
|               | (12) 短期介護休暇          | 1 時間又は 1 日                          | 一の年において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては 10 日）の範囲内の期間   |
|               | (13) 忌引休暇            | 1 日                                 | 親族の区分により規則別表第 3 の日数欄に掲げる日数の範囲内の期間  |
|               | (14) 祭日休暇            | 1 時間又は 1 日                          | 1 日の範囲内の期間   |
|               | (15) 夏季休暇            | 1 日                                 | 一の年の 6 月から 9 月（任命権者が特に必要と認める場合にあっては 10 月）までの期間内における連続する 5 日の範囲内の期間   |
|               | (16) 住居滅失休暇          | 1 時間又は 1 日                          | 7 日の範囲内の期間   |
|               | (17) 感染症交通しや断休暇      | 1 時間又は 1 日                          | 必要と認められる期間   |
|               | (18) 災害交通しや断休暇       | 1 時間又は 1 日                          |  |
|               | (19) 事故休暇            | 1 時間又は 1 日                          |  |
|               | (20) 公益団体休暇          | 1 時間又は 1 日                          |  |
|               | (21) つわり休暇           | 1 時間又は 1 日                          |  |
|               | (22) 妊産婦健診休暇         | 1 時間又は 1 日                          | 妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回、妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 36 週から分娩までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回の割合で、1 日の範囲内の期間 |
|               | (23) 妊婦休息休暇          | 1 時間                                | 勤務時間中に適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間  |
| (24) 妊婦通勤緩和休暇 | 1 時間又は分              | 勤務時間の始め又は終わりの休暇の合計が 1 日 1 時間の範囲内の期間 |  |

|        |   |  |  |
|--------|---|--|--|
|        | (25)リフレッシュ休暇  | 1日                                       | 職員が35歳、45歳又は55歳に達する日の属する年度において、年次休暇2日以上取得に引き続く3日の範囲内の期間              |
|        | (26)任命権者が特に必要と認める場合   | 1時間又は1日                                  | 必要と認められる期間   |
| 7 介護休暇 | 下記の者（要介護者）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合<br>※ 要介護者の範囲<br>(1)配偶者 (2)父母<br>(3)子 (4)配偶者の父母<br>(5)<br>①祖父母<br>②孫<br>③兄弟姉妹<br>④父母の配偶者<br>⑤配偶者の父母の配偶者<br>⑥子の配偶者<br>⑦配偶者の子 | 1時間又は1日                                  | 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で必要と認められる期間              |
| 8 介護時間 | 要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合<br>※ 要介護者の範囲は介護休暇と同じ  | 30分<br>(始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間の範囲内) | 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において必要と認められる期間（当該要介護に係る指定期間と重複する期間を除く） |

(2) 女子職員の保護

女子職員には、その身体的・生理的条件及び母性保護の観点から、安心して職務に専念できるようにするための規定が定められている。

- |          |              |
|----------|--------------|
| ① 生理休暇   | ② 産前休暇及び産後休暇 |
| ③ つわり休暇  | ④ 妊産婦健診休暇    |
| ⑤ 妊婦休息休暇 | ⑥ 妊婦通勤緩和休暇   |

(3) 育児休業

満3歳に満たない子を養育する教職員（男女共）は、子の養育のために必要な期間の休業について任命権者（県教育委員会）に承認を申請することができる。

<地方公務員の育児休業等に関する法律>

(育児休業の承認)

第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の子を養育するため、当該子が三歳に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に二回の育児休業をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りではない。

## 4 分限・懲戒

職員が一定の事由によりその職責を果たすことができない場合、又は職員としての一定の義務に違反する場合、その責任を問うのが分限及び懲戒の制度であり、地方公務員法第27条にその基準が定めてある。分限は、「公務能率の維持向上」を目的としており、公務員としての職責を十分に果たすことができない場合に限り、本人の意に反して行う処分である。懲戒は、職員の「法令違反」、「職務上の義務違反」及び「非行」に対し、規律と公務遂行の秩序を維持することを目的とした処分で、任命権者が行う制裁である。分限及び懲戒の処分は、次の基準によって行われる。

## (1) 分限及び懲戒の基準

<地公法>

(分限及び懲戒の基準)

第27条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

## (2) 分限

① 分限処分が適用される場合

<地公法>

(降任、免職、休職等)

第28条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

② 分限処分の種類（地公法第27条、第28条）

- ア 降給…職員の現に決定されている給料の額よりも低い額の給料に決定する処分
- イ 降任…職員をその現に有する職より下位の職に任命する処分
- ウ 休職…職を保有させたまま、職員を一定期間職務に従事させない処分
- エ 免職…職員の意に反して、職員としての身分を失わせる処分

(3) 懲戒

|   |
|---|
| <p>① 懲戒処分が適用される場合</p> <p>&lt;地公法&gt;</p> <p>(懲戒)</p> <p>第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。</p> <p>一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合</p> <p>二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合</p> <p>三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合</p> <p>② 懲戒処分の種類（地公法第29条）</p> <p>ア 戒告…職員の規律違反の責任を確認するとともに、その将来を戒める処分</p> <p>イ 減給…一定期間、職員の給料の一定割合を減額する処分</p> <p>ウ 停職…職を有したまま、職員を一定期間職務に従事させない処分</p> <p>エ 免職…職員の規律違反の責任を問うための制裁として、職員としての身分を失わせる処分</p> |
|---|

以上の処分とは別に、文書訓告や口頭訓告等があるが、これは職員の職務遂行に注意を喚起し、その改善向上のために行うものである。

県教育委員会では、教職員の懲戒処分を厳正に行い、もって教職員の綱紀の保持を図り、本県教育に対する県民の信頼に応えることを目的に、平成19年8月1日付けで「教職員の懲戒処分基準」を定め、教職員の懲戒処分の標準的な量定を公表している。なお、同基準については平成30年4月1日及び令和4年4月1日に一部改定を行い、運用している。

<教職員の懲戒処分基準の例(抜粋)>

(※ ○印:標準的な処分量定)

| 区 分               |  | 懲 戒 処 分 |    |    |    |
|-------------------|--|---------|----|----|----|
|                   |  | 免職      | 停職 | 減給 | 戒告 |
| ○ 児童生徒等に対する非違行為関係 |  |         |    |    |    |
| 体罰・不適切な指導         | 体罰により児童生徒を死亡させた教職員                     | ○       |    |    |    |
|                   | 体罰により児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員          | ○       | ○  |    |    |
|                   | 体罰により児童生徒を負傷させた教職員                     |         | ○  | ○  | ○  |
|                   | 上記の他、体罰を常習的に行った教職員、又は悪質な態様の体罰を行った教職員   | ○       | ○  | ○  | ○  |
|                   | 児童生徒の人権を侵害する暴言等不適切な指導を行い、精神的な苦痛を与えた教職員 | ○       | ○  | ○  | ○  |




| 区 分                 |  | 懲 戒 処 分 |    |    |    |
|---------------------|--|---------|----|----|----|
|                     |  | 免職      | 停職 | 減給 | 戒告 |
| 児童生徒<br>性暴力等        | 児童生徒等に対してわいせつ行為を行った教職員   | ○       |    |    |    |
|                     | 児童生徒等に対して下記の性的な言動を行った教職員   |         |    |    |    |
|                     | 性的な言動を繰り返した教職員、又は悪質な態様の性的な言動を行った教職員  |         | ○  | ○  | ○  |
|                     | 上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員                     | ○       | ○  |    |    |
| ○一般服務関係             |  |         |    |    |    |
| ハラスメント<br>(児童生徒等以外) | セクシュアル・ハラスメントを行った教職員   |         |    |    |    |
|                     | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつ行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつ行為をした教職員 | ○       | ○  |    |    |
|                     | 相手の意に反することを認識の上で、性的な言動(上記の場合を除く。)を繰り返した教職員                                       |         | ○  | ○  |    |
|                     | 上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員                     | ○       | ○  |    |    |
|                     | 相手の意に反することを認識の上で、性的な言動を行った教職員  |         |    | ○  | ○  |
|                     | ハラスメント(セクシュアル・ハラスメントを除く)を行った教職員  |         |    |    |    |
|                     | ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員   |         | ○  | ○  | ○  |
|                     | ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、ハラスメントを繰り返した教職員                                |         | ○  | ○  |    |
|                     | ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員                                  | ○       | ○  | ○  |    |
| 秘密漏えい               | 職務上知り得た秘密を漏らし、公務の運営に支障を生じさせた教職員  | ○       | ○  | ○  | ○  |
|                     | 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に支障を生じさせた教職員              |         | ○  | ○  | ○  |
| 情報管理                | 職務上知り得た重要な個人情報について、適切な取扱いを怠り、紛失又は盗難に遭った教職員                                       |         |    | ○  | ○  |
| 営利企業等<br>従事         | 許可なく営利企業等に従事した教職員  |         |    | ○  | ○  |
| 公文書の<br>不適正な<br>取扱い | 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した教職員                                     | ○       | ○  |    |    |
|                     | 決裁文書を改ざんした教職員  | ○       | ○  |    |    |
|                     | 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員                     |         | ○  | ○  | ○  |
| ○ 公金公物等取扱い関係        |  |         |    |    |    |
| 横領                  | 公金又は公物(学校徴収金等の諸会計に係る財産を  | ○       |    |    |    |

|                                 |   |   |   |   |   |
|---------------------------------|---|---|---|---|---|
|                                 | 含む。以下「公金等」という。)を横領した教職員   |   |   |   |   |
| 紛失・盗難                           | 公金等を紛失した教職員   |   |   |   | ○ |
|                                 | 重大な過失により公金等の盗難に遭った教職員   |   |   |   | ○ |
| 公金公物<br>不適正処理                   | 自己保管中の公金の流用等公金等の不適正な処理をした教職員                                    |   |   | ○ | ○ |
| ○ 公務外非行関係                       |   |   |   |   |   |
| 麻薬等の<br>所持等                     | 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした教職員                           | ○ |   |   |   |
| わいせつ行為<br>(児童生徒等以外)             | わいせつ行為を行った教職員   | ○ | ○ |   |   |
| ストーカー<br>行為                     | 執拗なストーカー行為を行った教職員   | ○ | ○ | ○ |   |
| 酩酊による<br>暴言等                    | 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員                |   |   | ○ | ○ |
| 住居侵入                            | 正当な理由がないのに、人の住居等に侵入した教職員  | ○ | ○ | ○ |   |
| ○ 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係            |   |   |   |   |   |
| 飲酒運転                            | 酒酔い運転又は酒気帯び運転（以下「飲酒運転」という。）をした教職員                               | ○ |   |   |   |
|                                 | 飲酒運転をした者に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた教職員、又は飲酒していることを知りながら同乗した教職員 | ○ |   |   |   |
| 人身事故<br>(飲酒運転・無<br>免許運転を除<br>く) | 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員  | ○ | ○ | ○ |   |
|                                 | 人に傷害を負わせた教職員  |   |   | ○ | ○ |
|                                 | 上記に加え、措置義務違反又は著しい速度違反がある場合                                      | ○ | ○ | ○ |   |

参考資料

・「教職員の懲戒処分基準について」

( <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/gakkokyoiku/seido-edu/compliance/>) (平成19年8月1日

平成30年4月1日 一部改定

令和4年4月1日 一部改定 長崎県教育委員会)





(4) 不利益処分に関する審査請求

懲戒処分等、不利益な処分を受けたと思うときは、人事委員会又は公平委員会に対して審査請求をすることができる（地公法第49条の2）。

## 5 教育課程外の学校教育活動

部活動は、教育課程外の学校教育活動の一環として行われている。子供にとって望ましいスポーツ環境、文化部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が多様な形で最適に実施されるよう、スポーツ庁、文化庁がそれぞれガイドラインを策定した。長崎県もこれらを基にガイドラインを策定した。教師の長時間勤務の解消等の観点も含まれている。次の参考資料を参照してほしい。

### 参考資料

- ・「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」  
(平成30年10月 長崎県教育委員会)  
(  <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/sports-recreation/gakkoutaiiku/bukatu/362889.html> )
- ・「長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン」  
(令和元年8月 長崎県教育委員会)  
(  <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/bunka-geijutsu/bunnkabukatu/> )



## II 学校教育と教師

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」A、B、C、D、E、F、G、Oに対応しています。

日本国憲法は第26条において、国民に「教育を受ける権利」を保障し、「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務」を定めています。

また教育基本法、学校教育法では教育の理念や具体的な学校教育の内容が定められています。学校教育はこれらを踏まえて意図的・計画的に進められています。

### 1 学校教育

#### (1) 教育の目的・目標

教育基本法第1条において教育の目的が明記されている。また、第2条には次に掲げる目標を達成するように規定している。

- ① 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- ② 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ③ 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- ④ 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、学校教育法にはそれぞれの校種の教育目標が掲載されているので、確認すること。

## 2 特別支援教育について

「特別支援教育」とは、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、全ての学校において、障害のある子供の指導・支援をさらに充実していくこととなった。

小学校、中学校、義務教育学校のみならず高等学校や幼稚園等（以下、「小・中学校等」）においても、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な対応を行っていくために、特別支援教育を推進していく必要がある。

※ 参照 「特別支援学校の教育の手引き 第1集 第2章」  
 (  [https://www.edu-c.news.ed.jp/?page\\_id=21](https://www.edu-c.news.ed.jp/?page_id=21) )



第1集 ～特別支援教育編～

【第2章 特別支援教育について】

I 特別支援教育とは

II 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築

- 1 共生社会の形成に向けて
- 2 合理的配慮及びその基礎となる環境整備

III 多様な「学びの場」について

- 1 多様な学びの場の整備
- 2 それぞれの「学びの場」について
- 3 長崎県における特別支援教育の場

IV 教師の専門性向上

## 3 特別支援学校の教育について

「特別支援学校」は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度等を育成するための教育を行う。

※ 参照 「特別支援学校の教育の手引き 第1集 第3章」  
(  [https://www.edu-c.news.ed.jp/?page\\_id=21](https://www.edu-c.news.ed.jp/?page_id=21) )



第1集 ～特別支援教育編～

【第3章 特別支援学校の教育について】

I 特別支援学校の目的

- 1 教育の目的・目標
- 2 特別支援学校の目的
- 3 特別支援学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組

II 特別支援学校の組織と運営

- 1 学校運営組織
- 2 校務分掌
- 3 職員会議

III 学校の危機管理

- 1 危機管理について
- 2 危機管理マニュアルについて
- 3 事前の危機管理
- 4 個別の危機管理
- 5 事後の危機管理

## 4 教師として

教師は未来を生きる子供の夢と希望を育む仕事である。また、直接子供の成長に関わることから、子供の人格形成に大きく影響を及ぼす。だからこそ、常に学び続け、自らの資質向上に努めることが求められる。子供がどのような授業に満足し、どのような学校生活に喜びや楽しみを見いだすか、一人一人を尊重し、その言動を認めながら絆を結んでいく努力をしてほしい。そのような教師の慈愛に満ちた関わりが子供の自尊感情を高め、自信をもたせ、自らの夢に向かってたくましく生きる力を育むのである。

教師は、子供の人格の完成を目指し、その成長・発達を支援するという重要な職責を担う高度専門職である。いかに時代が変化しようとも、自らが子供の道しるべとなるべく研修の機会を求め、主体的に資質の向上を図り続けることが必要である。

長崎県では、「教員等としての資質の向上に関する指標」として、高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付ける資質を示している。指標は次の六つの視点で整理されており、資質向上を図る際の目安であり、更に高度な段階を目指す手掛かりとなる。

|  |  |
|--|--|
| <p>(1)<br/>教職に必要な<br/>素養</p>             | <p>A 法令遵守・人権尊重の精神<br/>B 対人関係能力・社会性<br/>C 児童生徒への愛情・教職に対する使命感<br/>D 長崎県への郷土愛</p> |
| <p>(2)<br/>学校運営<br/>連携・協働</p>            | <p>E 組織運営力・同僚性・協働性<br/>F 保護者・地域・関係機関等との連携力<br/>G 危機管理能力</p>                    |
| <p>(3)<br/>教育課程<br/>学習指導</p>             | <p>H 教科等に関する知識・教養<br/>I 授業構想力<br/>J 授業展開力</p>                                  |
| <p>(4)<br/>学級経営<br/>児童生徒理解<br/>生徒指導等</p> | <p>K 集団づくりの力<br/>L 児童生徒理解力<br/>M 個別の児童生徒への対応力<br/>N 児童生徒の将来を育む力</p>            |
| <p>(5)<br/>特別支援教育</p>                    | <p>O 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導力</p>  |
| <p>(6)<br/>ICTや情報・教育データの<br/>利活用</p>     | <p>P ICTの利活用 情報活用能力の育成<br/>Q 教育データの利活用</p>                                     |

「長崎県教諭等としての資質の向上に関する指標」から一部抜粋

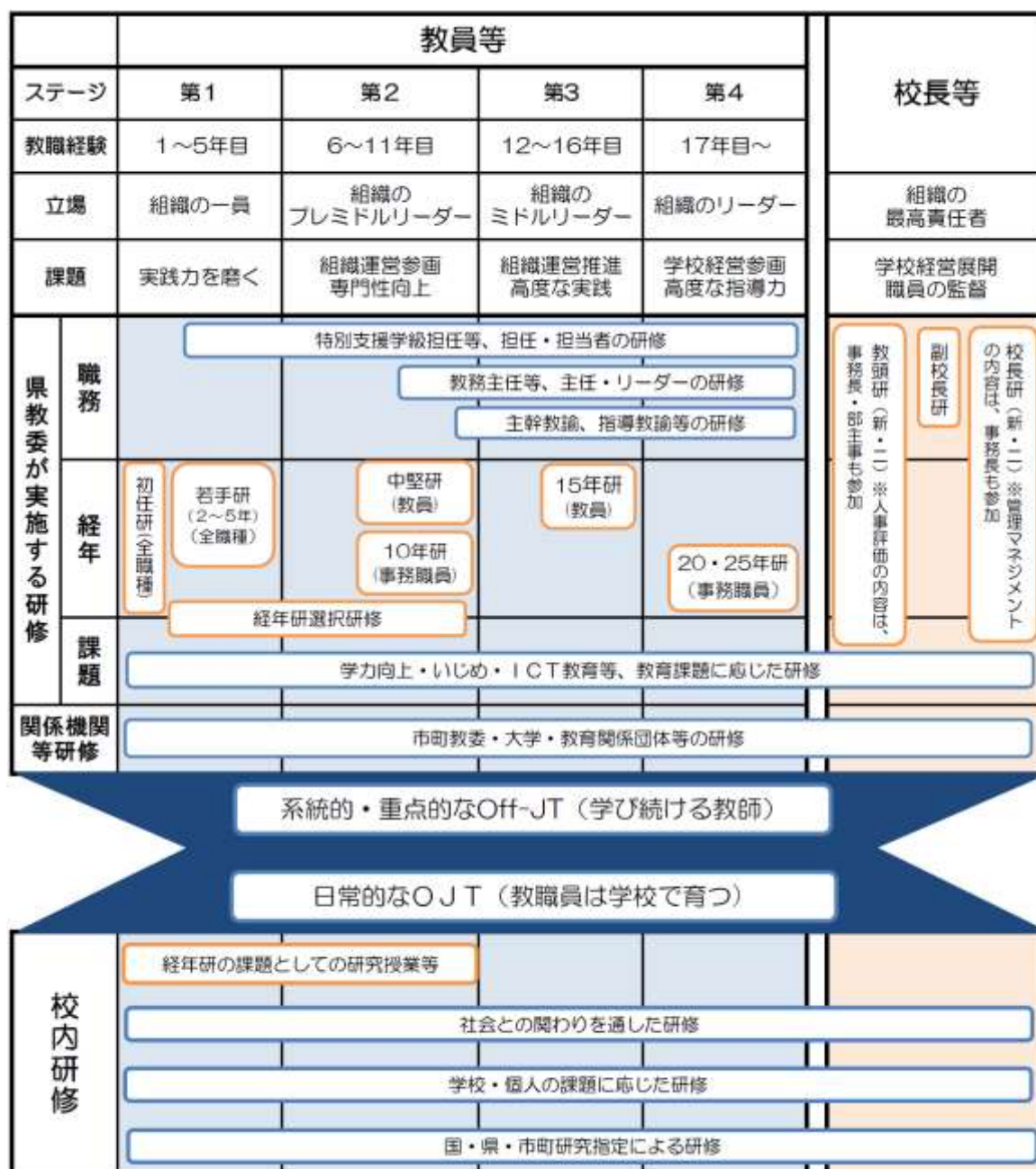


5 研修

私たち公立学校の教師は、地方公務員としての身分を有し、教育という職務を通じて国民全体に奉仕する教育公務員である。教育公務員特例法第21条には、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と示されている。経験年数に限らず、教師は学び続けることが求められている。

(1) 研修制度

本県では、初任者研修の後、若手教職員研修、若手第2ステージ研修、中堅教諭等資質向上研修と、継続した研修が計画されている。(下図参照)



令和5年度 長崎県教職員研修計画「研修体系」より

「教員等としての資質の向上に関する指標」に基づいた切れ目のない継続的な研修を実施するとともに、各学校における同僚性を生かした OJT (On the Job Training) を通して学習指導や生徒指導等の専門性を高め、教師としての資質向上を図っている。

以下、各経年研修の目的を記す。

### 初任者研修 <法定研修>

教育公務員特例法第 23 条の規定に基づき、学習指導や生徒指導等の実践力と使命感を養うとともに幅広い知見を習得させる。

### 若手教職員研修 (2～5 年目)

個々の能力・適性に応じて計画的に研修を行うことにより、組織の一員として教育活動を展開し、学習指導や生徒指導等の実践力を磨く。

### 若手第 2 ステージ研修 (6～10 年目)

自己の課題に応じて計画的に研修を行い、プレミドルリーダーとして組織運営に参画する力や学習指導、生徒指導等の専門性を高める。

### 中堅教諭等資質向上研修 (11 年目) <法定研修>

教育公務員特例法第 24 条に基づき、個々の能力・適性等に応じて計画的に研修を行い、ミドルリーダーとして組織運営を推進したり、学習指導や生徒指導等の専門性を高めたりする資質の向上を図る。

### 15 年経過教員研修 (16 年目)

各学校における同僚性を生かした OJT を通して学習指導や生徒指導等の専門性を高め、ミドルリーダーとしての資質の向上を図る。

## (2) 日常業務を通しての研修

OJT (On the Job Training) ～教師は学校で育つ～

教師は、子供、同僚、保護者や地域の人等、多くの人に積極的に学び、自らも成長し続けようとする姿勢をもつことが大切である。自らを開き、自分とは違うほかの人の考えを受け入れていくことで、新たな自分へと成長していくことができる。何か課題があったときは、課題としっかり向き合い、一つずつ解決して行ってほしい。また、仕事は一人でするものではなく、協働して行うものである。教育という職責は一人で背負えるものではないことを肝に銘じて、学校みんなで解決していくことが重要である。その過程こそが、教師としての資質・能力を向上させる大切な学びである。

## (3) 校内研修

校内研修は、学校教育目標の具現化を目指し、学校の教師が主体となって、校長の指導のもと計画的、組織的に取り組む研修である。校内研修の活性化によって、次のような効果が期待できる。

- 学校の教育活動改善の原動力となる。
- 学校の組織力を向上させる。
- 学び合い、高め合うという同僚性や協働性といった学校文化の形成に役立つ。
- 個々の教師の力量を向上させる。

校内研修の中心は「授業研究」である。「授業研究」を行うことで、授業前の教材研究、子供の実態把握、学習指導案の作成、授業後の研究協議や振り返りなど、P D C Aサイクルに沿った授業研究を組織的に学び実践することができる。

授業を公開する際は、視点を明確にして授業を行うことが大切である。授業後の研究協議においては、参観者の様々な意見から、自らの授業のよさや課題を明らかにして、よさを伸ばし課題を改善する。改善案は教室での授業実践に生かし、授業力の向上、子供の学力向上へとつなげるよう努める。

授業を参観する際は、視点を決めて参観する。事前に授業者の学習指導案をよく読み、授業の目標や指導内容、評価方法をつかむなどして、授業イメージをもって参観することが大切である。他者の授業を見ることで、自らの授業を振り返り、よいところは取り入れ、授業改善の糧とするよう努める。

このように「授業研究」を通して、授業者も参観者も共に学び合い、授業での成果や課題を学校の共有の財産にし、学びを子供に還元していくことが重要である。

## (4) 研修履歴を活用した対話に基づく研修受講

教員免許更新制の発展的解消に伴い、それぞれの教師が自身の職責や経験及び適性に応じて資質の向上を図ることが求められている。そのため、教師は、管理職との研修履歴を活用した対話を繰り返し、自らの学びを振り返るとともに、自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たす役割などを把握しながら、必要な学びを主体的に選択し、受講していく必要がある。

なお、長崎県教育委員会では、研修の受講にあたって、より幅広い選択肢を令和5年度より提供している。例えば、若手教職員研修の選択研修においては、従来の研修に加え、県教委が後援する研修会や研究会への参加等も選択研修の受講とみなすなどの方法により、多様な研修機会を、多様な研修形態で提供し、教師がより幅広く、主体的に研修に取り組める環境を整えている。

教師は、このような研修履歴を活用した対話に基づく研修受講を通して、自らの強みや得意分野の再認識と自信につなげ、学び続け、成長するための「次なる学びのエンジン」としていくことが期待されている。

## 参考資料

- ・「教育基本法」  
([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/kihon/about/mext\\_00003.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/mext_00003.html))
- ・「学校教育法」  
(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026>)
- ・「指標」及び「指標の活用について」  
([https://www.edu-c.news.ed.jp/?page\\_id=55](https://www.edu-c.news.ed.jp/?page_id=55))
- ・「教育公務員特例法」（平成29年4月1日一部改正）
- ・「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」  
(平成27年12月21日 中教審答申)  
([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm))
- ・「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について」（令和4年6月21日 通知）  
([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/mext\\_00051.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00051.html))
- ・「改正教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正等について」  
(令和4年8月31日 通知)  
([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/mext\\_00052.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00052.html))
- ・「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」（令和4年12月19日 中教審答申）  
([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm))



### Ⅲ 教育活動

#### 第1章 学級経営

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」K、L、M、N、Oに対応しています。

学級とは、基本的に同じ年齢の子供で構成された「学校教育を推進するための基本的な単位」です。学級は、子供にとって学習や学校生活の基盤であり、子供が、互いのよさを見付け、違いを尊重し合ったり、信頼し合ったりする関係を築く場です。

学級担任は、学級を子供が伸び伸びと楽しく過ごせる場とするとともに、一人一人のもつ可能性を最大限伸ばさせる責任を負います。学級担任は、この責任の重大さを自覚し、子供や保護者の期待に応えるよう全力を尽くさなければなりません。

#### 1 学級経営について

##### (1) 学級経営とは

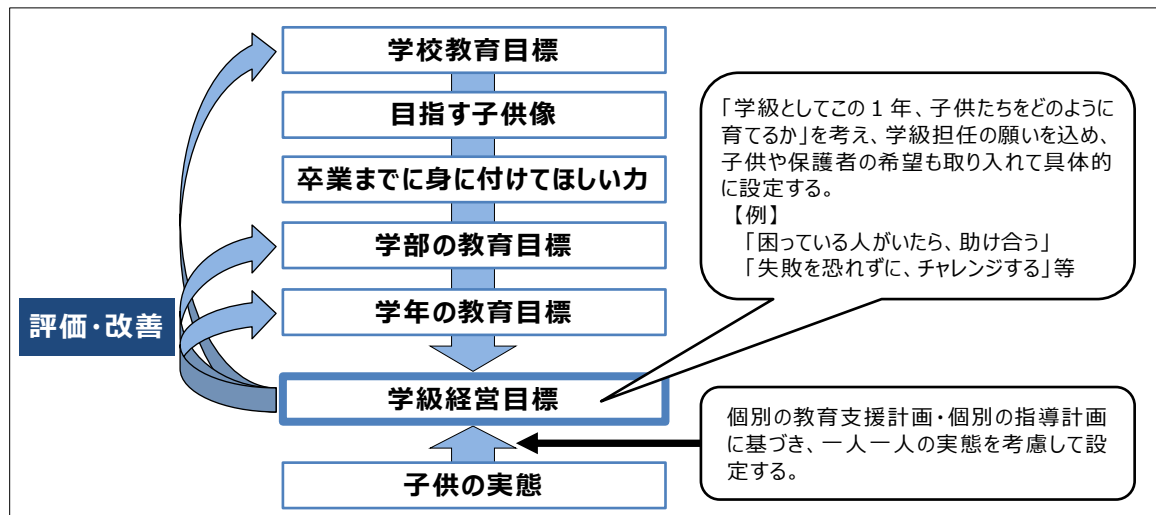
「学級経営」とは、子供一人一人の自立と社会参加を目指し、学校の経営方針や子供の実態、生活年齢等を踏まえて学級経営の目標・方針を設定し、子供への指導・支援を考え、様々な教育環境等を整え、教育効果を高める営みである。

##### (2) 学級担任の役割

- 学校教育の基本的単位となる学級を責任をもってまとめる。
- 子供一人一人の興味や関心、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等や学習の課題、悩みや不安等についての的確に把握し、全ての教育活動において、他の教職員と連携を図りながら指導・支援を行う。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用することにより、保護者・関係機関との連携を図り、学校卒業後までを見通した適切な指導・支援を行う。
- 学級担任として、教育活動全体を通じて行う自立活動の指導を他の教職員と協働して適切に行う。

##### (3) 学級経営目標の設定の手順及び留意事項

学級経営目標は、次図に示すように、学校教育目標や目指す子供像と学級の子供の実態等を踏まえ、「学級としてこの1年、子供たちをどのように育てるか」を考えて設定する。



<目標設定における留意点>

- ・学校教育目標の実現を目指したものにします。
- ・学級の子供の実態に即しており、子供の成長を願うものにします。
- ・個々の子供の障害の状態を改善・克服するものにします。
- ・月や学期ごと等に評価を行い、必要に応じて、指導の重点事項に修正を加えるなどして年度途中でも随時変更し、カリキュラム・マネジメントを効果的に機能させ、学級経営の改善を図る。

(4) 学級経営における子供の発達の支援

子供の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえて、あらかじめ適切な時期や機会を設定し、主に集団の場面で必要な指導・支援を行うガイダンスと、個々の子供が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面談や言葉掛けを通して指導・支援を行うカウンセリングの双方により、子供の発達を支援する。

① ガイダンスの機能の充実

<具体的な指導・支援>

- ・学校生活への適応や人間関係の形成、学業や進路、自己の生き方等について子供が主体的に選択したり自己決定したりできるよう、情報提供や案内・説明、活動体験、相談活動等の援助を適切に行う。
- ・1年間の見通しとともに、月や週、1日、1時間ごとの予定を伝えることで、見通しをもち主体的に活動に取り組むことができるよう指導・支援する。

② カウンセリングの機能の充実

<カウンセリングの実施に当たっての配慮事項>

- ・子供一人一人の実態や抱える課題、その背景等を把握する。
- ・早期発見・早期対応に留意する。
- ・同学年の教師や各主任、管理職、養護教諭、栄養教諭、看護師等との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用や関係機関との

連携等に配慮する。

なお、ガイダンスの機能やカウンセリングの実施については、「特別支援学校学習指導要領解説 総則編」を参照する。

(5) よりよい学級経営に必要なこと

- 確かな子供理解を
  - ・日頃のきめ細かな観察に加え、面接や各種検査等の方法を用いて子供一人一人を客観的・総合的に理解する。
  - ・自立活動の6区分を視点として実態把握を行う。
- 規律ある学級づくりを
  - ・一度決めた学級の約束や学習規律等の基準を一定にし、一貫した指導を行う姿勢をもつ。
  - ・望ましい話し方や聞く態度を学級内に定着させる。
  - ・指示は具体的に、一つずつ行い徹底させていく。
  - ・必要な場面では、毅然とした対応をする。
- 学級の支持的風土づくりを
  - ・相手の身になって考え、相手のよさを見つけたり、互いに認め協力し合ったり、安心して学級生活を送ったりすることができる人間関係や雰囲気をつくる。

## 2 教室環境づくり

教室は、子供が学校生活の大部分を過ごす場所であり、教室環境は、学級の教育目標に基づき学級経営の一環として適切に整備しなくてはならない。

<教室環境づくりにおける留意点>

- ・必要な構造化を行うなど、全ての子供が学習・生活しやすい環境を整える。
- ・感覚過敏等の障害特性に応じ、きめ細かな配慮を行う。
- ・アレルギーやぜんそく、体温調整が難しいなどの実態に応じ、きめ細かな配慮を行う。
- ・掲示や作品の展示等、教師と子供が協力して行う。

## 3 生活習慣づくり

(1) 形成したい主な生活習慣

生活習慣は、人間のあらゆる態度や行動の基盤となるものである。日常生活の指導や自立活動の指導等との関連を十分に図りながら丁寧に指導する。

特に学校で指導しなければならない生活習慣として、次のようなことが挙げられる。



| 【指導したい主な生活習慣の例】   |  |   |
|---|--|---|
| <p><b>① 基本的な生活習慣</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事</li> <li>・清潔</li> <li>・身なり</li> <li>・身の周りの整理 等</li> </ul> | <p><b>④ 遊び</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いろいろな遊び</li> <li>・遊びのルール</li> <li>・遊具の後片付け 等</li> </ul> | <p><b>⑦ 手伝い・仕事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・係の仕事</li> <li>・整理整頓</li> <li>・掃除</li> <li>・戸締り</li> <li>・後片付け 等</li> </ul> |
| <p><b>② 安全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険防止</li> <li>・交通安全 等</li> </ul>                                   | <p><b>⑤ 人との関わり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な人との関わり</li> <li>・気持ちを伝える対応 等</li> </ul>          | <p><b>⑧ きまり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の物と他人の物の区別</li> <li>・学校のきまり</li> <li>・日常生活のきまり 等</li> </ul>                 |
| <p><b>③ 時間・時刻</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見通し</li> <li>・日課・予定 等</li> </ul>                                | <p><b>⑥ 役割</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団への参加</li> <li>・集団内での役割 等</li> </ul>                   |   |

(2) 生活習慣の形成を効果的に進めるために

① 教師自身の在り方

ア 子供の心の動きを捉えた指導

- 望ましい生活習慣の定着を図るには、子供の理解を基盤として、子供の障害の状態・特性に応じて、子供の自律性を大切にされた指導・支援を行う。
- 行動の背景に何があるかを考え、子供一人一人の状態を見極め、心の動きを捉えた指導が望まれる。子供のよさを積極的に認めたり称賛したりすることを心掛ける。

イ 教師の模範的な言動による指導

- 子供は、教師のすることを自然と模倣する傾向がある。
- そのため教師は、常に子供から信頼され、模範となる行動をとる存在である必要がある。子供一人一人を温かく見守り、よりよく育てようと努める教師、そうした教師の人間性が子供から信頼される。
- 子供に要求することは、教師自身もきちんと守ることが大切である。時刻を守る、挨拶を交わす、服装を正す、整理整頓をするなど、まず教師自身が模範を示す。

ウ 小・中・高等部一貫した指導の積み重ね

- 生活習慣の形成は、小・中・高等部における日々のきめ細かな指導の積み重ねが大切である。
- しかし、高等部になると、子供が身の回りのことを、大体、自分でできるようになるため、教師の目が離れがちになり、例えば歯磨きを雑に済ませるなど、小・中学部で身に付けた望ましい生活習慣が崩れることがある。子供が身の回りのことをある程度自分でできるようになっても、離れた場所から教師が子供の様子に目を配る姿勢が必要である。
- 心身の発達段階を考慮するとともに、生活年齢に応じた関わりを心掛ける。

② 指導の原則

ア 共通理解による指導体制の確立

- ある子供の行為に対して、A教諭は認め、B教諭は認めないとするのでは効

果は上がらない。指導の基本方針や内容・方法等について、個別の教育支援計画及び個別の指導計画に基づき全職員が共通理解を図り指導することが大切である。

イ 根気強い指導

- 障害の特性により、生活習慣の指導には根気強い指導の積み重ねが大切である。

ウ 子供の発達に応じた指導

- 小学部低学年の子供は、大人に対する信頼や尊敬の気持ちが強いため、教師は物事の善悪を教える指導を繰り返し行ったり、称賛を与えたりすることが大切である。そして、学年が進み、自我が発達するに伴い、子供が主体的に望ましい習慣を形成するような指導が望まれる。

エ 家庭、関係機関との連携

- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画に基づき、保護者・関係機関と十分に共通理解を図り協力体制を築いていくことが大切である。

オ 全教育活動を通しての計画的な指導

- 全教育活動の中に子供の望ましい生活習慣づくりに関わる視点を盛り込んでいくことが大切である。

4 朝の会（朝の短学活・朝のショートホームルーム＜SHR＞）、  
帰りの会（帰りの短学活・帰りのショートホームルーム＜SHR＞）

- 朝の会や帰りの会は、日々の学校生活を円滑なものとしたり、望ましい集団づくりを行ったりするための貴重な時間である。
- 学級の実態（生活年齢、障害の状態・特性）等に応じて、子供が積極的に参加するような工夫を行うことが必要である。
- 小学部においては、日常生活の指導等の各教科等を合わせた指導として朝の会等を行う場合、合わせた各教科等の内容・目標等を、子供一人一人に応じて明確にし、指導する必要がある。

5 学級経営の評価

（1）評価のねらい

学級経営は、学級担任が学級の子供をどのように育てるかという明確な目標のもとに、計画的に指導を進める。学級経営の評価は、その過程で、子供の変容を的確に捉えるとともに、計画そのものについての改善を図るために行うものである。

（2）留意事項

- 学級経営方針に掲げた手立てと評価や、個別の指導計画の評価等のポイントを踏まえて評価を行い、カリキュラム・マネジメントを効果的に機能させ、学級経営の改善を図る。

- 教師による評価だけではなく、子供自らが学習や生活のめあてについて、自己評価したり相互評価したりすることも大切である。
- 同学年の教師や各主任、管理職、養護教諭、栄養教諭、看護師等との連絡相談を適宜行い、他の教師と連携しながら評価を行うことが必要である。
- 保護者とは、連絡帳や学級通信、保護者会、家庭訪問等により、子供の理解や子供に対する指導の在り方について共通理解を図るとともに、学級経営についての要望等も確認しておくことが重要である。

## 第2章 教科指導

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」H、I、J、O、Pに対応しています。

教科指導は、学校における全ての教育活動の中でも、子供に学ぶ楽しさや生涯にわたって生きて働く力を育むための中核となるものです。各教科等を通してどのような力を育むのか、そのためにどのような学習活動を仕組むのかといった、明確な目的と具体的で効果的な計画を立てて指導を行う必要があります。

### 1 学習指導要領

#### (1) 学習指導要領とは

「学習指導要領」は、全国のどの地域でも一定の水準の教育を受けられるようにするために、学校教育法等に基づき、文部科学大臣が各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めたものである。

各学校では、これらに従いつつ、地域や学校の実態に応じて創意工夫を加えた教育課程を編成している。

#### (2) 学習指導要領改訂の基本的な考え方

今回の改訂は、次の三つの基本方針に基づき行われた。

- ① 子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視した平成20、21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

#### (3) 育成を目指す資質・能力

今回の改訂では、「生きる力」がより具体化され、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力として三つの柱で整理されている。また、各教科等の目標及び内容も、この三つの柱で再整理され、「何のために学ぶのか」という各教科を学ぶ意義を共有しながら授業改善等がなされるようにしている。

<資質・能力の三つの柱>

- ① 「知識・技能」の習得
- ② 「思考力・判断力・表現力等」の育成
- ③ 「学びに向かう力・人間性等」の涵養

## (4) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

子供が学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める取組として「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」が求められている。

- 学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげていく「主体的な学び」が実現できているか。
- 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。
- 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

※ 「見方・考え方」とは、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方のこと。習得・活用・探究の過程の中で「見方・考え方を働かせる」（学習の対象となる物事を捉え思考する）ことにより、鍛えられていくものである。

なお、令和3年の中教審答申においては、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげることが示されている。

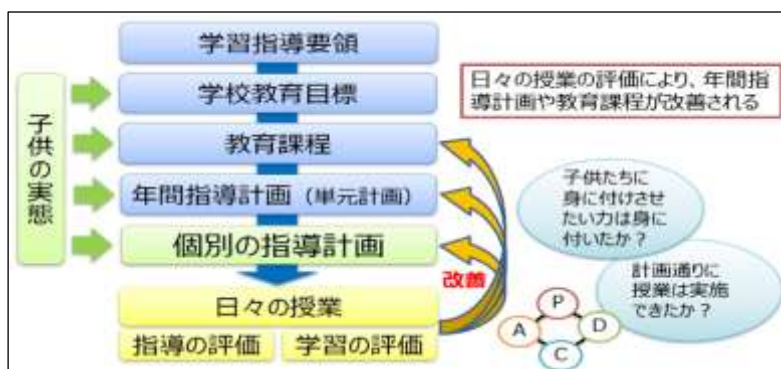
## 2 指導計画

各学校では、教育目標を具現化するために教育課程を編成し実施する。そこで、各教科等において、より組織的で計画的、効果的に指導し実践を積み重ねていくためには、子供や学校、地域等の実態を考慮しながら、年間を見通して構想した指導計画や、学期、月、週、単位時間ごとの具体的な指導計画を作成する必要がある。その際、子供や学校、地域等の実態を適切に把握し、「教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと」「教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと」「教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと」「個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくこと」（カリキュラム・マネジメントの四つの側面）に努めなければならない。

## (1) 指導計画作成のポイント

- 各教科等や学年の全教師の共通理解のもと綿密に計画する。
- 学校・学年・学級の教育目標、地域や子供の実態を踏まえる。
- 学習指導要領を熟読し、各教科等の学年・分野（領域）ごとの目標を明確にする。
- 指導の時期や系統性を考えて年間の単元の配列や目標、指導事項、教材、配当時間等を適切に設定し、それにあわせた指導内容の精選と重点化を図る。
- 基礎的・基本的事項をおさえる。
- 小・中学校及び高等学校間の関連性や系統性、発展的なつながりを図る。

- 各教科等間の指導内容及び資質・能力の相互の関連を図る。
- P D C Aサイクルによって、常に指導計画の改善を図る。
- 個別の指導計画を作成し、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、個に応じた指導の充実を図る。



(2) 授業構想のポイント

指導計画をもとに各教科等の単元（題材）や授業を構想する時には、子供に身に付けさせたい資質・能力の育成を図るため、子供の実態や既習状況、教材の価値等を踏まえて入念な教材研究を行い、次の点に配慮しながら、適切に計画することが大切である。

① 育成する資質・能力の明確化

子供の資質・能力は、発達段階に応じて系統的・発展的に身に付けさせていくべきものである。年間を通して育てる資質・能力は何か、この単元で育てる資質・能力は何かを、学習指導要領に示された目標及び内容について熟読し、明確にすることが大切である。

② 入念な教材研究による指導内容の精選


教材研究とは、教材を最大限活用するための精選や検討、事前準備等のことである。様々な素材の中から、その教育的価値を見だし、学習者である子供の実態を踏まえながら指導計画に位置付け、学習過程に組み込まなければならない。その際、授業時間数は限られているため、学習指導要領をもとに指導事項の絞り込みと重点化を図り、子供の実態を考えあわせて指導内容を精選する必要がある。徹底した教材の分析や十分な指導内容の精選は、子供が「主体的に取り組む授業」「考えて表現する授業」「分かる授業」を実現する授業構想や発問を考える上で欠かせない準備である。

<教材研究の視点>

- 学習指導要領の熟読
  - 子供の実態の的確な把握
  - 教科書の熟読
  - 補助的に扱う教材の検討・工夫
  - 日常の事象の教材化
  - 教材の活用に関する検討（提示方法、順序、授業内での位置付け等）
  - 授業実践後の振り返りなど
- ③ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

子供に求められる資質・能力を育成するために、教師は学びの在り方を絶え間な

く考え、授業の工夫・改善を重ねていかなければならない。そこで、実態を踏まえて、子供の学ぶ姿を具体的にイメージしながら、授業を構想する必要がある。

※ 参照「特別支援学校の教育の手引き 第5集 第3章」  
 (  [https://www.edu-c.news.ed.jp/?page\\_id=21](https://www.edu-c.news.ed.jp/?page_id=21) )



### 3 学習指導案の作成と活用

#### (1) 学習指導案を作成する意義

学習指導案は、授業者が単元（題材）や授業の学習内容・教育的価値をどのように捉え、子供にどう学ばせていくのかについて、指導の手順を論理的かつ具体的に示すものである。授業者は、学習指導案を作成することにより、どのようなねらいで、どのような内容を、どのようにして子供に学びとらせるのか、どのような評価をするのかといった、学習全体の指導観を明確にすることができる。授業の中で、子供が学びを深める姿をイメージし、そのために教師はどんな手立てを講じておくのかをしっかりと構想し、学習指導案を作成しなければならない。

#### (2) 学習指導案の内容例

学習指導案は、子供の資質・能力を高めるための授業者の意図をもった効果的な学習指導を実現するために作成するものである。作成の際は、教材の価値や子供の実態を基に授業のねらいを明らかにし、子供の反応を予想しながら学習活動や手立てを具体的に構想することが大切である。以下に、一般的な形式を示す。

| 第○学年○組 | ○○科学習指導案  | 日時 | 指導者氏名 |
|--------|---|----|-------|
| 1      | 単元名…教科・内容等によっては、題材・教材・主題等を示す。   |    |       |
| 2      | 単元設定の理由<br>○児童生徒観：単元において育成を目指す資質・能力に対する実態、単元の学習を進める中で予想されるつまずきとその要因<br>○単元観：学習指導要領との関連、単元の学習内容とその意義・必要性、単元の構成<br>○指導観：単元観で示した学習内容及びその意義・必要性に迫る手順や指導方法、児童生徒観で示した子供のつまずきに対する手立て |    |       |
| 3      | 単元の目標…単元設定の理由を踏まえた学習グループ全体に共通する目標を設定する。単元を通して育成を目指す「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を具体的に記載する。   |    |       |
| 4      | 指導計画…単元の指導や評価の計画・時間配当及び本時の位置、前後の関連を明らかにする。  |    |       |
| 5      | 本時の学習指導   |    |       |
| (1)    | 目 標…本時で到達・達成可能なものにしぼり具体的に設定する。本時の学習において、どのような学習活動を通して何を学ぶのか、簡潔に記載する。  |    |       |
| (2)    | 児童生徒の実態…単元のねらいに関連する実態について観点を立てて簡潔に記載する。これまでの授業記録、行動観察から精選して記載する。単元の目標との関連をもたせる。   |    |       |
| (3)    | 児童生徒の目標…一人一人の学習状況や特性等を考慮し、本時の目標に関連させ具体的な目標を設定する。  |    |       |
| (4)    | 展 開…導入・展開・まとめの過程、学習活動、教材・教具、指導の意図・留意点、時間配分等の項を設ける。  |    |       |
| (5)    | 本時の評価…本時の目標と対応させて具体的な姿に基づいて評価できるように記載する。  |    |       |



## 4 授業づくり

授業を行う者として、「子供が主体的に取り組む授業をしたい」「子供が分かる授業をしたい」という考えをもつのは当然である。そうした授業を実現するには、子供の実態や教材の内容に応じて綿密に構想していく必要があるが、それだけで実現できるものではない。授業構想を基にしながらも、目の前で学ぶ子供の反応や学びの深まりの度合いを見取り、それに応じて教師の手立てを適宜修正したり加えたりしながら、授業を行う必要がある。授業の中で教師がどのように子供に関わるかが、子供の学びの質を大きく左右することになる。

## (1) 学びの姿の見取り

教師は、授業をしながら子供の学習状況を把握し、フィードバックを随時行っていく。子供は主体的に考えているか、対話しながら自分の考えを深めているか、といった子供の見取りを、つぶやきや表情、態度やノートへの記述などの反応を通して肌で感じながら授業を行うのである。子供の理解度を無視した一方的な授業にならないように十分に注意する必要がある。

## (2) 授業づくりにおける配慮点

## ① 著作物にあたる教材を複製して使用する場合、著作権に十分配慮すること

＜著作権法 第35条 第1項＞ 学校その他の教育機関における複製等

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

## ② ICTの利活用

## ○ ICTの利活用の意義とその必要性

教科等の指導におけるICTの利活用の意義とその必要性については、学習指導要領総則において、「情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」と示されている。情報活用能力とは学習の基盤となる資質・能力であり、各教科等の特質を生かし教科等横断的な視点から育成する必要がある。これを確実に育てていくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要であるとともに、そうして育まれた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが一層期待されるものである。

○ 学習場面に応じたICTの利活用

教科等におけるICTの利活用には、教師による利活用（学習指導の準備や評価等）と子供による利活用（授業等）の2つが考えられる。

ICTを効果的に利活用した場面は、「一斉指導による学び（一斉学習）」、「子供たち一人一人の能力や特性に応じた学び（個別学習）」、「子供たち同士が教え合い学び合う協働的な学び（協働学習）」の3つの大分類と10の小分類に分けられる。

| 大分類  | 小分類        | 内容                            |
|------|------------|-------------------------------|
| 一斉学習 | 教師による教材の提示 | 画像の拡大提示や書き込みによる焦点化、音声・動画等の活用  |
| 個別学習 | 個に応じる学習    | 一人一人の習熟の程度等に応じた学習             |
|      | 調査活動       | インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録   |
|      | 思考を深める学習   | シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習 |
|      | 表現・制作      | マルチメディアを用いた資料や作品の制作           |
|      | 家庭学習       | 学習者用端末の持ち帰りによる学習              |
| 協働学習 | 発表や話し合い    | グループや学級全体での発表・話し合い            |
|      | 協働での意見整理   | 複数の意見・考えの共有、整理                |
|      | 協働制作       | グループでの分担、協働による作品の制作           |
|      | 学校の壁を越えた学習 | 遠隔地や海外の学校等との交流学习              |

なお、この表は、ICTを利活用した典型的な学習場面の例であるが、ICTを利活用した学習活動はこれらに限られるものではないことにも留意する必要がある。

また、GIGA スクール構想の推進により、県内の各学校では、子供1人1台の端末と高速通信ネットワークの環境が整備され、端末の利活用が行われている。今後は、一層、子供が主体的に端末を利活用する学習活動の充実を図る必要があり、上記の表のICTを効果的に利活用した場面と利活用の目的を明確にした利活用が求められる。

※ 参照「特別支援学校の教育の手引き 第6集 第5章」

(  [https://www.edu-c.news.ed.jp/?page\\_id=21](https://www.edu-c.news.ed.jp/?page_id=21) )

③ 学校図書館の利用

学校図書館は、子供が主体的に情報を収集・選択・活用する能力を育成する「学習・情報センター」、学習への興味・関心を喚起し、好きな本を自由に読む機会を提供して創造力や豊かな心を育む「読書センター」としての機能をもっている。

子供が授業の発展・補充として図書館を活用し、主体的に学習に取り組めるよう、以下の点に配慮して、適切な教材・教具・図書及び諸資料を活用する教育計画を立案することが必要である。

○ 司書教諭や学校司書と連携し、学習に必要な図書を選定する。

- 図書に親しむことができるようにするため、参考図書を紹介して活用を促したり、学級文庫を設置したり、朝の10分間読書を取り入れたり、教師が感動した本を紹介したりするなどして工夫する。
- 「情報活用能力の向上」の場として活用する。
- 図書館の仕組みを学び、目的の資料を探ることができるようにする。
- 図書を大切に扱うことや閲覧室でのマナーを徹底して指導する。

## 5 学習記録簿の作成と活用（週案・日案）

教育の効果をより高めることを目指して授業改善を行うには、各教科等の各単元における目標や実践後の評価を踏まえて、各学校で育成を目指す資質・能力を育むことにつながったかを把握し、指導計画や指導内容をその都度修正することが必要である。そのために、指導事項や実践内容を反省や改善策を含めて細かに記録するものが学習記録簿である。学習記録簿は、例えば、教科等の単元の実施時期を適切に変更して様々な教育資源を有効に活用したり、学んだことを他の教科等につなげて指導したりすることなど、よりよい授業実践を計画・立案する際に利用する。

### （1）週指導計画案（週案）・日案の意義

週案・日案は計画（Plan）・実践（Do）・評価（Check）・改善（Action）のサイクルに沿って教育活動を行うための記録簿である。次のようなことについて記録していく。

- 本時の指導内容や資質・能力と授業の反省及び改善点
- 子供・学級の様子や子供への指導

### （2）週案・日案の立て方

「年間指導計画」や「単元の指導計画」を基にして作成し、実践したことを記録する。その際、その日の授業が、単元の指導計画の中でどのような時間になるかを考え、イメージしながら立案する。また、学年部会や教科部会で、指導の方法や指導上の留意点、教材・教具の活用等について、他の先生の実践を聞きながら計画したりアイデアを記録したりすることで、より実践に生かせる週案・日案とすることができる。

計画通りに進められなかった時は、週案・日案を修正して、次週の計画を立てる。計画の立て方や、子供の実態把握の度合い、学習指導、生徒指導の在り方について振り返り、次週の指導に生かすようにする。

## 6 評価

評価とは、各学校において実践されている教育が効果的で意味あるものになっているかを学び手である子供の視点に立って評価することによって確認し、改善すべき点を次の実践に生かす営みである。

評価は、目標に準拠した評価、集団に準拠した評価、個人の達成度に準拠した評価に分類される。各教科等の評価は、学習指導要領に示されている目標に準拠した評価でな

なければならない。また、観点別に評価を行い、それらを総括的に評価することが重要である。

<学習評価の手順>

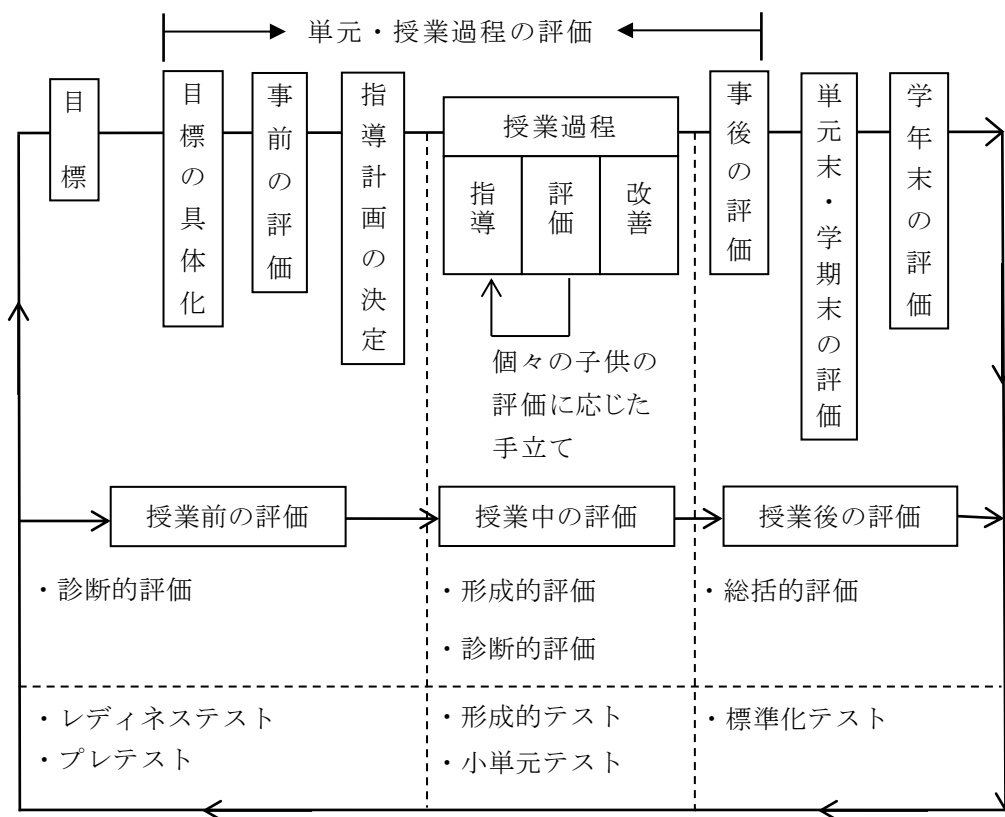
- ① 評価規準の設定・・・「何を評価すべきか」
- ② 評価の方法や場面の検討・・・「どのような評価が適切か」

(例)

- ・ 診断的評価      ・ 形成的評価      ・ 総括的評価
- ・ パフォーマンス評価      ・ ポートフォリオ評価      など

- ③ 評価の具体の設定・・・「どの程度できれば『おおむね満足できる』状況といえるか」

- ④ 評価の活用・・・「評価の結果を次の学習や指導にどう生かすか」



## 7 研究授業

研究授業は、公開された授業を基に、よりよい授業の在り方を協働的に研究するために行われる研修の一つである。授業者はもちろん参観者も、そこでの学びを基に自らの授業改善に生かしていくことができる。また、同学年同士だけでなく、学年を越えて学び合うことで、よりよい授業づくり、授業改善へとつなげることができる。

### (1) 研究授業参観の主な視点

- 授業者の意図がどのように具体化されているか
- 授業者の意図に対して子供の反応はどうか

- 子供の学びが深まった場面はどこか
- 子供の学びを深めた教師の手立てはどのようなものであったか
- 全員が学習に参加し、集団の中で一人一人の考えが生かされていたか
- 配慮を必要とする子供への支援や個に応じた指導は適切だったか
- 評価の場面や方法は適切だったか

(2) 授業研究会への参加

授業研究会は、授業者と参観者が、質の高い授業づくりを目指して共に学ぶ場である。子供はどのように学んでいたか、教師はどのような手立てを行っていたか、その効果はあったかなど、思いや考えを様々に語り合い、授業力を磨き合うことが大切である。積極的に授業を公開したり交流をしたりすることを通して関係を深めながら、子供のよりよい成長に向けて、共に学び続ける姿勢が実践的指導力の向上につながる。

8 特別支援学校における教科指導

特別支援学校の小学部、中学部の教育課程は学校教育法施行規則において、以下のとおり編成することとされている。

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

| 〈小学部〉      |      |           |           | 〈中学部〉      |              |
|------------|------|-----------|-----------|------------|--------------|
| 区 分        | 1・2年 | 3・4年      | 5・6年      | 区 分        | 1～3年         |
| 各教科        | 国 語  | 国 語       | 国 語       | 各教科        | 国 語          |
|            |      | 社 会       | 社 会       |            | 社 会          |
|            | 算 数  | 算 数       | 算 数       |            | 数 学          |
|            |      | 理 科       | 理 科       |            | 理 科          |
|            | 生 活  |           |           |            | 音 楽          |
|            | 音 楽  | 音 楽       | 音 楽       |            | 美 術          |
|            | 図画工作 | 図画工作      | 図画工作      |            | 保健体育         |
|            | 体 育  | 体 育       | 体 育       |            | 技術・家庭        |
|            |      |           | 家 庭       |            | 外国語          |
|            |      | 外国語       |           |            |              |
| 特別の教科である道徳 | 道 徳  | 道 徳       | 道 徳       | (選択教科)     | (その他特に必要な教科) |
| 外国語活動      |      | 外国語活動     |           | 特別の教科である道徳 | 道 徳          |
| 総合的な学習の時間  |      | 総合的な学習の時間 | 総合的な学習の時間 | 総合的な学習の時間  | 総合的な学習の時間    |
| 特別活動       | 特別活動 | 特別活動      | 特別活動      | 特別活動       | 特別活動         |
| 自立活動       | 自立活動 | 自立活動      | 自立活動      | 自立活動       | 自立活動         |

○知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

〈小学部〉

| 区 分        | 1・2年 | 3・4年    | 5・6年    |
|------------|------|---------|---------|
| 各教科        | 生 活  | 生 活     | 生 活     |
|            | 国 語  | 国 語     | 国 語     |
|            | 算 数  | 算 数     | 算 数     |
|            | 音 楽  | 音 楽     | 音 楽     |
|            | 図画工作 | 図画工作    | 図画工作    |
|            | 体 育  | 体 育     | 体 育     |
| 特別の教科である道徳 | 道 徳  | 道 徳     | 道 徳     |
| 外国語活動      |      | (外国語活動) | (外国語活動) |
| 特別活動       | 特別活動 | 特別活動    | 特別活動    |
| 自立活動       | 自立活動 | 自立活動    | 自立活動    |

〈中学部〉

| 区 分        | 1～3年           |
|------------|----------------|
| 各教科        | 国 語            |
|            | 社 会            |
|            | 数 学            |
|            | 理 科            |
|            | 音 楽            |
|            | 美 術            |
|            | 保健体育           |
|            | 職業・家庭<br>(外国語) |
| (選択教科)     | (その他特に必要な教科)   |
| 特別の教科である道徳 | 道 徳            |
| 総合的な学習の時間  | 総合的な学習の時間      |
| 特別活動       | 特別活動           |
| 自立活動       | 自立活動           |

(1) 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

子供の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、卒業後の進路や生活に必要な資質・能力等に応じた教育課程を編成することができるよう、教育課程の取扱いに関する各種の規定が設けられている。各学校においては、子供の障害の状態等に応じたより効果的な学習が行うことができるように、これらの規定を踏まえ、教育課程の編成について工夫することが大切である。

| 重複障害者等に関する教育課程の取扱い         |   |
|----------------------------|---|
|                            | 小学部・中学部   |
| 通常の教育課程                    | 各教科・道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動   |
| 障害の状態により特に必要がある場合          | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる。</li> <li>■ 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該学年の前学年の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。</li> <li>■ 道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該学年の前学年の内容の一部又は全部によって替えることができる。</li> </ul>  |
| [特別支援学校(知的障害)の場合も含む]       | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者のための小学部の外国語科について、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。</li> <li>■ 「中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する「小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって替えることができる。</li> <li>■ 中学部の外国語科について、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。</li> <li>■ 幼稚園の各領域(わらわ)及び内容の一部を取り入れることができる。</li> </ul> |
| 知的障害を併せ有する児童生徒の場合          | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部」を、知的障害を有する児童生徒のための「各教科の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる。</li> <li>■ 小学部の外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、「知的障害を有する児童のための外国語活動の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる。</li> </ul>  |
| 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部」又は「各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間」に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。</li> </ul>   |
| 知的障害者である児童生徒の場合            | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 小学部の3段階の目標を達成している児童 → 小学校の各教科および外国語活動の一部を取り入れることができる。</li> <li>■ 中学部の2段階の目標を達成している生徒 → 小学校の各教科および外国語活動、中学校の各教科の一部を取り入れることができる。</li> </ul>  |
| 教員を派遣して教育を行う場合             | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 上記のいずれかに示すところによることができる。</li> <li>■ 特に必要がある場合には、実情に応じた授業時数を適切に定める。</li> </ul>   |

(2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校・中学校・高等学校学習指導要領に示されているものに準ずることとしている。指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては、子供の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。

|   |  |
|---|--|
| <p><b>視覚障害</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 的確な概念形成と言葉の活用</li> <li>2 点字等の読み書きの指導</li> <li>3 指導内容の精選等</li> <li>4 コンピュータ等の情報機器や教材等の活用</li> <li>5 見通しをもった学習活動の展開</li> </ol>                | <p><b>聴覚障害</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学習の基盤となる言語概念の形成と思考力の育成</li> <li>2 読書に親しみ書いて表現する態度の育成</li> <li>3 言葉等による意思の相互伝達</li> <li>4 保有する聴覚の活用</li> <li>5 指導内容の精選等</li> <li>6 教材・教具やコンピュータ等の活用</li> </ol>    |
| <p><b>肢体不自由</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「思考力、判断力、表現力等」の育成</li> <li>2 指導内容の設定等</li> <li>3 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫</li> <li>4 補助具や補助的手段、コンピュータ等の活用</li> <li>5 自立活動の時間における指導との関連</li> </ol> | <p><b>病弱</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指導内容の精選等</li> <li>2 自立活動の時間における指導との関連</li> <li>3 体験的な活動における指導方法の工夫</li> <li>4 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用</li> <li>5 負担過重とならない学習活動</li> <li>6 病状の変化に応じた指導上の配慮</li> </ol> |

(3) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

① 知的障害のある子供の学習上の特性

- ・学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面の中で生かすことが難しい。
- ・成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多い。
- ・抽象的な内容の指導よりも、実際的な生活場面の中で、具体的な思考や判断、表現ができるようにする指導が効果的である。

これらの特性を踏まえ、学校教育法施行規則第126条第2項及び第127条第2項、第128条第2項において、各教科・科目等によって教育課程を編成することが定められている。さらに、特別支援学校学習指導要領において、各教科等の目標と内容等が示され、各教科では、小学部は三つの段階、中学部と高等部はそれぞれ二つの段階で目標と内容が示されている。

知的障害のある子供の学習上の特性等を踏まえ、次のようなより一層のきめ細かな指導が必要である。

知的障害

- 1 教育的ニーズの的確な把握と指導内容の具体化
- 2 日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力の育成
- 3 職業教育を重視し、多様な進路や将来の生活に関わりのある指導内容の設定
- 4 多様な生活経験により、日々の生活の質が高まるような指導と、よりよく生活を工夫していこうとする意欲が育つような指導
- 5 主体的な活動により、課題を解決しようとする思考力、判断力、表現力等を育む指導
- 6 規則的でまとまりのある学校生活づくり
- 7 成功体験を味わうことができる生活に結びついた具体的な活動の設定
- 8 興味や関心、得意な面に着目した教材・教具、補助用具やジグ等の工夫と、目的が達成しやすいような段階的な指導
- 9 集団における役割と、充実感や達成感、自己肯定感が得られるような指導
- 10 意欲や意思、情緒の不安定さなどの課題への子供の生活年齢に即した指導

② 各教科等を合わせて指導を行う場合

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、学校生活を基盤として、学習や生活の流れに即して、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことが効果的な場合がある。指導形態の工夫として、特に必要がある場合に行われている各教科等を合わせた指導は、以下のとおりである。

各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要となる。カリキュラム・マネジメントの視点から、子供一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標及び指導内容等を設定し、指導を行うことが重要である。

<日常生活の指導>

児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導する形態。この指導では、広範囲に各教科等の内容が扱われる。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔等の基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ること等の日常生活や社会生活において必要で基本的な内容である。

<遊びの指導>

遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していく指導の形態。この指導では、各教科等にかかわる広範囲の内容が扱われる。児童が比較的自由に取り組むものから、題材や集団構成等に一定の条件を設定し活動する比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定される。また、遊びの指導の成果が各教科別の指導等につながることもある。

<生活単元学習>





児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習する指導の形態。この指導では、広範囲に各教科等の内容が扱われる。また、児童生徒の学習活動が、生活的な目標や課題に沿って組織される。指導に当たっては、必要な知識や技能の獲得とともに、生活上の望ましい習慣・態度の形成を図り、身に付けた内容が生活に生かされるようにすること等、考慮されている。



<作業学習>

作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習する指導の形態。この指導は、単に職業・家庭科（高等部は職業科、家庭科及び情報科）の内容だけでなく、各教科等の広範囲な内容が扱われる。作業学習で取り扱われる作業種目は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニング、事務、販売、清掃、接客等と多種多様である。また、指導に当たっては、生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む喜びや完成の達成感が味わえること等、考慮されている。

参考資料

- ・「教育の情報化に関する手引（追補版）」（令和2年6月 文部科学省）  
 (  [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/mext\\_00117.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html) ) 
- ・「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）  
 (  [https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt\\_syoto02-000012321\\_2-4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf) ) 

## 第3章 自立活動

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」○に対応しています。

障害のある子供は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまづきや困難が生じることから、小・中学校等の子供と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えません。

そこで、特別支援学校においては、小・中学校等と同様の各教科等に加えて、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行います。「自立活動」の領域を設定し、それらを指導することによって、人間として調和のとれた育成を目指しています。

※ 参照 「特別支援学校の教育の手引き 第4集 第2章」

(  [https://www.edu-c.news.ed.jp/?page\\_id=21](https://www.edu-c.news.ed.jp/?page_id=21) )

#### 第4集 ～特別支援学校の教育活動編①～

##### 【第2章 自立活動の指導について】

###### I 自立活動とは

- 1 自立活動とは
- 2 自立活動の目標
- 3 自立活動の内容
- 4 教育課程の編成

###### II 個別の指導計画の作成について

- 1 個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて
- 2 個別の指導計画の作成手順について

###### III 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの例示

- 事例1：視覚障害特別支援学校 高等部1年  
「弱視及び見え方が気になる生徒に対する自立活動の指導について」
- 事例2：聴覚障害特別支援学校 中学部2年  
「聞こえにくい生徒に対する自立活動の指導について」
- 事例3：知的障害特別支援学校 小学部1年  
「情緒の安定に課題のある児童に対する自立活動の指導について」
- 事例4：知的障害特別支援学校 中学部3年  
「人との関わりや自分の意思を伝えることに課題のある生徒に対する自立活動の指導について」
- 事例5：病弱特別支援学校 中学部1年  
「状況の理解が難しく、行動が遅れがちな生徒に対する自立活動の指導について」
- 事例6：肢体不自由特別支援学校 小学部2年  
「人への気付きや座位を保持することに課題のある児童に対する自立活動の指導について」

## 第4章 道德教育

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」H、I、Jに対応していません。

学校の教育活動全体を通じて行う道德教育は、よりよく生きるための基盤となる道德性を養い、社会の変化に対応し、その形成者として生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっています。

その中で、幼稚部においては、育みたい資質能力が育まれている子供の具体的な姿が示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮しつつ、適切な遊びや生活を積み重ねることができるようにしていきます。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、全ての子供に同じように見られるものではなく、自発的な遊びを通して一人一人の障害の状態や発達状況に応じて育っていくことに留意しておくことが大切です。

小・中学部においては、「特別の教科 道德」（以下、「道德科」という。）が学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の要としての役割を果たすことができるように、計画的、発展的な指導を行っていきます。

また、高等部においては、幼稚部での指導及び小・中学部における道德教育を踏まえつつ、学校の教育活動全体を通して、答えが一つではない課題に誠実に向き合い、それらを自分のこととして捉え、他者と協働しながら自分の答えを見いだしていく態度の育成が求められています。人間としての在り方・生き方に関する教育を「公民科」や「特別活動」を中心としながら、学校の教育活動全体を通じて行う必要があります。

### <小学部・中学部>

#### 1 学校における道德教育

##### (1) 道德教育の目標

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること。

##### (2) 道德教育の内容

- ① 学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の目標を達成するための指導すべき内容（内容項目）は、以下の四つの視点から構成されている。これらは道德教育の要としての道德科はもとより、教育活動全体において指導されなければならない。

##### <四つの視点>

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

② 内容項目

- 小学部は低学年19項目、中学年20項目、高学年22項目、中学部は22項目となっている。
- 子供の道德的価値の認識能力の程度や発達の段階等を考慮して、学年ごとに精選し、重点化して示されている。

2 小学部及び中学部における道德科の指導

小学部及び中学部における道德科の指導については、以下の3～5に示すものに準ずるほか、「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」P524～525を参照する。

3 道德科の目標と年間指導計画

(1) 道德科の目標

<小学部>

道德科の目標は、道德教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

<中学部>

道德科の目標は、道德教育との目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

(2) 年間指導計画の意義

年間指導計画は、道德科の指導が、道德教育の全体計画に基づき、子供の発達の段階に即して計画的、発展的に行われるように組織された、全学年にわたる計画である。

したがって、年間指導計画は、次のような重要な意義をもっている。

- 小学部6年間、中学部3年間を見通した計画的、発展的な指導を可能にする。
- 学級において道德科の学習指導案を立案するよりどころとなる。
- 学級相互、学年相互の教師間の研修などの手掛かりとなる。

4 道德科の指導

(1) 道德科における主体的・対話的で深い学び（考え、議論する道德）

道德性を養うために行う道德科における学習活動とは、主体的・対話的で深い学び（考え、議論する道德）を展開することである。道德科における主体的・対話的で深い学びとは、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野か

ら多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習である。

以下の四つの学習活動を基に授業を組み立てていくことが大切である。

- 道徳的諸価値について理解する。
- 自己を見つめる。
- 物事を広い視野から多面的・多角的に考える。
- 人間として生き方についての考えを深める。

(2) 道徳科の指導の基本方針

各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、年間指導計画に基づき、子供や学級の実態に即して適切な指導を展開する。

そのためには、以下のような指導の基本方針を確認する。

- 教師と子供、子供相互の信頼関係を基盤におく。
- 子供の発達や個に応じた指導を工夫する。
- 問題解決的な学習、体験的な学習等多様な指導方法の工夫をする。

(3) 道徳科の特質を生かした学習指導の展開

① 道徳科の学習指導案

道徳科の学習指導案作成は、次のような手順で進めていく。

- ア ねらいの検討
- イ 指導の重点の明確化
- ウ 教材の吟味

教科用図書や副読本の教材について、授業者がねらいとする道徳的価値に関わる事項がその教材等の中にどのように含まれているかについて検討する。

エ 学習指導過程の構想

子供同士の話し合いを通してよりよい生き方を導き出すような展開へと創意工夫する。

② 道徳科の特質を生かした学習指導過程

ア 導入の工夫

本時の主題に関わる問題意識をもたせる導入、教材の内容に興味や関心をもたせる。

イ 展開の工夫

教材に描かれている道徳的価値に対する子供一人一人の感じ方や考え方を生かし、物事を多面的・多角的に考えたり、自分との関わりで道徳的価値を理解したり、自己を見つめたりするなどの学習が深まるように留意する。子供がどのような問題意識をもち、どのようなことを中心にして自分との関わりで考えを深めていくのかが明瞭となった学習を心掛ける。

ウ 終末の工夫

学習を通して考えたことや新たに分かったことを確かめたり、学んだことを更に深く心にとどめたり、これからへの思いや課題について考えたりする。

(4) 学習活動の多様な展開

道德科の学習では教材を基に子供が自分の感じ方、考え方を交えながら話し合いを深める学習活動を行うことが多い。子供が発表したり、話し合いなどにより異なる感じ方、考え方に接し、協働的に議論したりする中で子供自身が考えを深め、判断し、表現する力などを育むような学習活動は重要である。

① 道德科に生かす指導方法の工夫

○ 教材を提示する工夫

教師による読み聞かせの他に、紙芝居や影絵、人形やペープサート、ビデオ等の映像の活用も有効である。

○ 発問の工夫

考える必然性や切実感のある発問、自由な思考を促す発問、物事を多面的・多角的に考える発問等を心掛ける。授業のねらいに関わる中心的な発問を考え、次にその前後の発問を考え、全体を一体的に捉える手順が有効である。

○ 板書を生かす工夫

子供の思考の流れや順序を示すだけでなく、対比的、構造的に示したり、中心部分を浮き立たせたりする。

○ 発達障害等のある子供や海外から帰国した子供等に対する配慮

発達障害等のある子供に対する指導を行う上では、それぞれの学習の過程で考えられる困難さの状態をしっかりと把握する。また、他者との関係形成に困難がある子供の場合であれば、他者の立場に立って、他者の心情について考えさせるために役割を交代して動作化、劇化したり、ルールを明文化したりする工夫をする。

② 道德科の特質を生かした有効な学習方法

以下の学習方法は一例であり、これらに限定されるものではない。各学校の実態に応じて、適切な学習方法を選択することが重要である。

< 読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習 >

| 読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習 |   |
|------------------------|---|
| ねらい                    | ○ 教材の登場人物の判断や心情を自分との関わりで多面的・多角的に考えること等を通して道徳的諸価値の理解を深める。  |
| 導入                     | ○ 道徳的価値に関する内容を提示する。教師の話や発問を通して、本時に扱う道徳的価値へ方向付ける。  |
| 展開                     | ○ 登場人物への自我関与を図る。教材を読んで、登場人物の判断や心情を類推することを通して、道徳的価値を自分との関わりで考える。<br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>&lt; 教師の主な発問例 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どうして主人公は、○○という行動を取ることができたのだろう（又はできなかったのだろう）。</li> <li>・ 主人公はどういう思いをもって△△という判断をしたのだろう。</li> <li>・ 自分だったら主人公のように考え、行動することができるだろうか。</li> </ul> </div> ○ 本時の授業を振り返り、道徳的価値を自分との関係で捉えたり、それらを交流して自分の考えを深めたりする。 |
| 終末                     | ○ 教師による説話をする。<br>○ 本時を振り返り、本時で学習したことを今度どのように生かすことができるかを考える。   |

|  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道德的諸価値に関する根本的な問いに対し、自分なりの考えをまとめる。</li> <li>○ 感想を聞き合ったり、ワークシートへ記入したりして、学習で気付いたこと、学んだことを振り返る。</li> </ul> |
|--|---|

<問題解決的な学習>

| 問題解決的な学習 |  |
|----------|--|
| ねらい      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 問題解決的な学習を通して、道德的な問題を多面的・多角的に考え、子供一人一人が生きる上で出会う様々な問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養う。</li> </ul>   |
| 導入       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 問題の発見や道德的価値の想起などを促す。</li> <li>・教材や日常生活から道德的な問題を見付ける。</li> <li>・自分たちのこれまでの道德的価値の捉え方を想起し、道德的価値の本当の意味や意義への問いをもつ。</li> </ul>  |
| 展開       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 問題の探究（道德的な問題状況の分析・解決策の構想等）をする。</li> <li>・道德的な問題について、グループ等で話し合い、なぜ問題となっているのか、問題をよりよく解決するためにはどのような行動をとればよいのかなどについて多面的・多角的に考え議論を深める。</li> <li>・グループでの話し合い等を通して道德的問題や道德的価値について多面的・多角的に考え、議論を深める。</li> <li>・道德的な問題場面に対する解決策を構想し、多面的・多角的に検討する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>&lt;教師の主な発問例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ここでは、何が問題になっていますか。</li> <li>・何と何で迷っていますか。</li> <li>・なぜ、○○（道德的諸価値）は大切なのでしょう。</li> <li>・どうすれば○○（道德的諸価値）が実現できるのでしょうか。</li> <li>・同じ場面に会ったら自分ならどう行動するのでしょうか。</li> <li>・なぜ、自分はそのように行動するのでしょうか。</li> <li>・よりよい解決方法にはどのようなものが考えられるのでしょうか。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 探究のまとめ（解決策の選択や決定・諸価値の理解の深化・課題発見等）をする。</li> <li>・問題を解決する上で大切にしたい道德的価値について、なぜそれを大切にしたいのかなどについて話し合い等を通じて考えを深める。</li> <li>・問題場面に対する自分なりの解決策を選択・決定する中で、実現したい道德的価値の意義や意味への理解を深める。</li> <li>・考えた解決策を身近な問題に適用し、自分の考えを再考する。</li> <li>・問題の探究を振り返って、新たな問いや自分の課題を導き出す。</li> </ul> |
| 終末       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教師による説話をする。</li> <li>○ 本時を振り返り、本時で学習したことを今後どのように生かすことができるかを考える。</li> <li>○ 道德的諸価値に関する根本的な問いに対し、自分なりの考えをまとめる。</li> <li>○ 感想を聞き合ったり、ワークシートへ記入したりして、学習で気付いたこと、学んだことを振り返る。</li> </ul>   |

<道德的行為に関する体験的な学習>

| 道德的行為に関する体験的な学習 |   |
|-----------------|---|
| ねらい             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 役割演技などの疑似体験的な表現活動を通して、道德的価値の理解を深め、様々な課題や問題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養う。</li> </ul>  |
| 導入              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道德的価値を実現する行為に関する問題場面の提示等、教材の中に含まれる道德的諸価値に関わる葛藤場面を把握する。</li> <li>・日常生活で、大切さが分かっているにもかかわらず実践できない道德的行為を想起し、問題意識をもつ。</li> </ul>  |
| 展開              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道德的な問題場面の把握や考察等を行う。</li> <li>・道德的行為を実践するには勇気があること等、道德的価値を実践に移すためにどんな心構えや態度が必要かを考える。</li> <li>・価値が実現できない状況が含まれた教材で、何が問題になっているかを考える。</li> <li>・問題場面の役割演技や道德的行為に関する体験的な活動の実施等を行う。</li> <li>・ペアやグループをつくり、実際の問題場面を役割演技で再現し、登場人物の葛藤等を理解する。</li> <li>・問題場面を設定し、道德的行為を体験し、その行為をすることの難しさなどを理解する。</li> </ul> |

|     |  |
|-----|--|
| 終 末 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教師による説話をする。</li> <li>○ 本時を振り返り、本時で学習したことを今後どのように生かすことができるかを考える。</li> <li>○ 道徳的諸価値に関する根本的な問いに対し、自分なりの考えをまとめる。</li> <li>○ 感想を聞き合ったり、ワークシートへ記入したりして、学習で気付いたこと、学んだことを振り返る。</li> </ul> |
|-----|--|

## 5 道德科における子供の学習状況及び成長の様子についての評価

### (1) 評価の基本的な考え方

- 道德科の評価は、子供の具体的な取組状況を個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえて評価する。
- 評価に当たっては、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかなどといった点を重視する。

### (2) 評価のための具体的な工夫

道德科における学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するに当たっては、次のような工夫が必要となる。

- 子供の学習の過程や成果などの記録をファイルに蓄積する。
- 作文やレポート、スピーチやプレゼンテーション等の具体的な学習の過程を通じて子供の学習状況や道徳性にかかる成長の様子を把握する。

## 6 情報モラル教育

### (1) 情報モラル教育の基本的な考え方

SNSによる誹謗中傷やいじめ等、子供を取り巻く情報社会の影の部分に対応するため、情報モラル教育の充実が求められている。

情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度」のことであり、情報モラル教育は、特定の教科だけで指導するのではなく、学校の教育全体で、子供の発達段階に応じて系統的に取り組む必要がある。

### (2) 情報モラル教育と道德科の内容

情報モラル教育の指導内容と道德科での取扱いの関係をまとめると以下の表のようになる。「情報社会の倫理」については、「思いやり」や「礼儀」の道徳的価値との関連でSNSを使ったやりとりで生じた誤解を題材にしたり、「法の理解と遵守」については、「規則の尊重」の道徳的価値との関連でインターネットのルールを守れずに引き起こされたトラブルを題材にしたりすることが考えられる。



| 指導内容       | 主な指導事項           | 情報モラル教育の区分 | 道德科での扱い    |
|------------|------------------|------------|------------|
| 情報社会の倫理    | 情報社会における判断力や態度   | 心を磨く領域     | 扱う         |
| 法の理解と遵守    | 情報社会のルールやマナー     |            |            |
| 公共的なネットワーク | 情報社会の一員としての意識と態度 | 知恵を磨く領域    | 中心としては扱わない |
| 安全への知恵     | 情報社会における危機回避     |            |            |
| 情報セキュリティ   | 情報セキュリティの知識と技能   |            |            |

(3) 道德科における指導上の配慮事項

道德科において情報モラル教育について指導する際は、教科の特質を踏まえ、次のこと等に配慮する。

- ◎話合いで考えを深める
- ◎コンピュータによる疑似体験を授業の一部に取り入れる
- ×情報機器やインターネットの使い方を中心に扱う
- ×危機回避の方法や具体的な練習を行う

<情報モラル指導教材>

SNSノート・ながさき

SNSやインターネットの適正な利用についての啓発・教育を目的として、県教委とLINE社が共同制作した教材で、児童生徒用（発達段階に応じた5種類）、保護者用、教職員用（活用の手引）がある。

<高等部>

1 高等学校における道德教育の目標

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること。

2 道德教育に関する配慮事項

道德教育の推進に当たっては、次のような配慮を行うことが必要である。

- 全体計画に基づき道德教育推進教師を中心に、全教師が協力して道德教育を行う。
- 各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれの特質に応じて指導する。

- 公民科に新たに必修科目として設けられた「公共」及び新たに選択科目となった「倫理」並びに特別活動にはそれぞれの目標に「人間としての在り方生き方」が掲げられている。その指導内容について十分理解する。

### 3 道德教育の重点的な指導事項

各学校の子供の実態に応じて、次のような配慮をしながら指導する。



- 自立心や自律性を高め、規律ある生活をする。
- 生命を尊重する心を育てる。
- 社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養う。
- 義務を果たし責任を重んじる態度及び人権を尊重し、差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養う。
- 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付ける。

### 4 特別の教科 道德（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部）の目標及び内容

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部における道德科の指導については、本項に示すものに準ずるほか、「特別支援学校学習指導要領解説 知的障害者教科等編（下）（高等部）」P 291～293を参照する。

道德科の目標及び内容については、小学部及び中学部における目標及び内容を基盤とし、さらに、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道德性を一層高めることに努めるものとする。

#### 参考資料

- ・「教育の情報化に関する手引-追補版- 第2章」（令和2年6月 文部科学省）  
 (  [https://www.mext.go.jp/content/20200608-mxt\\_jogai01-000003284\\_003.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200608-mxt_jogai01-000003284_003.pdf) )
- ・「SNSノート・ながさき」（平成31年2月 長崎県教育センター）  
 (  [https://www.edu-c.news.ed.jp/?page\\_id=292](https://www.edu-c.news.ed.jp/?page_id=292) )



## 第5章 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」D、F、H、K、N、Oに対応しています。

「総合的な学習の時間」及び「総合的な探究の時間」は、各学校が地域や学校、子供の実態等に応じて、創意工夫を生かして行う教育活動です。探究的な学習の過程を活動の中心に据え、各教科等で育成する資質・能力を関連付けて探究課題の解決を目指しながら、実社会・実生活において活用できる汎用的な力を育成することをねらいとしています。

### <小学部・中学部>

小学部及び中学部における総合的な学習の時間の指導については、以下の1～5に示すものに準ずるほか、「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」P546～547を参照する。

#### 1 総合的な学習の時間の目標

「総合的な学習の時間」は、探究的な見方・考え方を働かせながら横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標とする。

この育成する資質・能力とは、課題解決に必要な知識及び技能とその概念、実社会や実生活の中から問いを見だし自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析してまとめ・表現する力、探究的な学習に主体的・協働的に取り組み、積極的に社会に参画しようとする態度のことである。

「総合的な学習の時間」における学習では、問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく。これを「探究的な学習」と呼び、①「課題の設定」②「情報の収集」③「整理・分析」④「まとめ・表現」という学習過程がスパイラル状に繰り返される一連の知的営みを指している。

よって、①日常生活や社会に目を向けたときに湧き上がってくる疑問や関心に基づいて自ら課題を見付け、②そこにある具体的な問題について情報を収集し、③その情報を整理・分析したり、知識や技能に結び付けたり、考えを出し合ったりしながら問題の解決に取り組み、④明らかになった考えや意見などをまとめ、表現し、そこからまた新たな課題を見付け、更なる問題の解決を始めるといった一連の学習過程を、順序を入れ替えたり、重点的に行ったりしながら発展的に繰り返し、子供に様々な資質・能力の育成を図っていくことが大切である。

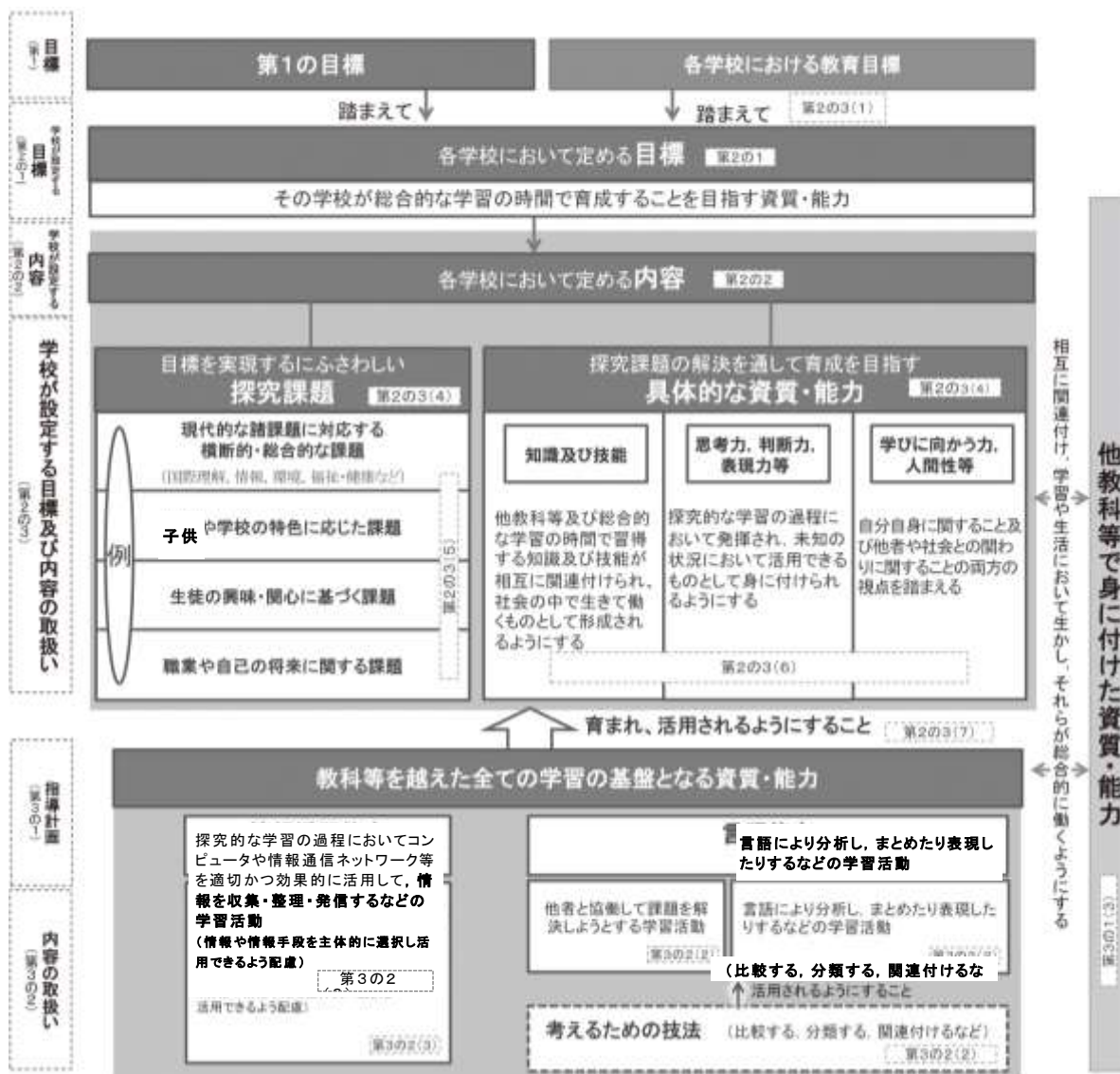
2 各学校において定める目標及び内容

各学校は、「総合的な学習の時間」の目標を踏まえて、各学校の「総合的な学習の時間」の目標や内容を適切に定め、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する必要がある。次の図は、「学習指導要領 第5章 総合的な学習の時間」の各規定の相互の関係を示している。



「総合的な学習の時間」の構造イメージ

( [https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018\\_012.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_012.pdf) )



- 図左上の「第1の目標」とは、「総合的な学習の時間」の目標である。これと「各学校における教育目標」を踏まえて、各学校が定める総合的な学習の時間の目標や育成を目指す資質・能力を定める。
- 他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、「各教科等で育成を目指す資質・能力」との関連や、日常生活や社会との関わりを重視する。

- 「各学校において定める内容」として「目標を実現するにふさわしい探究課題」と「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定める。
- 「目標を実現するにふさわしい探究課題」については、学校の実態に応じて、現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、子供の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定する。
- 「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」については、育成すべき三つの柱のそれぞれの点について配慮が必要である。
- 育成を目指す具体的な資質・能力については、「教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力」が生まれ、活用されるものとなるよう配慮する。

### 3 総合的な学習の時間の指導における配慮事項

- 子供の主体性を重視する  
学び手としての子供の有能さを引き出し、子供の発想を大切に育てる主体的、創造的な学習活動を展開する。例えば、子供の主体性が発揮されている場面では、子供が自ら変容していく姿を見守り、子供の取組が停滞し迷っている場面では、適切な指導が必要となる。
- 教師が明確な意図をもって適切に指導する  
子供が探究課題に対する考えを深めながら資質・能力を身に付けていく探究的な学習となるように、教師は適切な指導を行わなければならない。そのためには、子供の状況や教材の特質に応じて、子供に期待する学習の方向性や子供の望ましい変容の姿を想定しておくことが不可欠である。教師自身が明確な意図をもって学習を展開していくことで、学習状況に応じた適切な指導も可能となる。
- 学ぶ価値のある具体的で発展的な課題を設定する  
子供の学習を動機付け、方向付け、支えることができるよう、身近にある具体的な課題、発展的な展開が期待される課題を用意することで、探究的な学習として質の高い学習活動の展開が可能となる。子供にとって学ぶ価値のある課題設定が重要である。

### 4 総合的な学習の時間の指導計画作成における配慮事項

- 単元や題材など内容のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、子供の主体的・対話的で深い学びの実現を図る。
- 全体計画及び年間指導計画には、学校における全教育活動との関連の下、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示す。
- 他教科等で身に付けた資質・能力や、総合的な学習の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活の中で総合的に働くようにする。
- 各学校の「総合的な学習の時間」の名称は、各学校において適切に定める。
- 障害のある子供などについて、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。
- コンピュータや情報通信ネットワーク、学校図書館などを適切かつ効果的に活用し

て情報を収集・整理・発信する活動が行われるように工夫する。さらに、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫も行う。

- 自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れる。
- グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫する。
- 探究的な学習に取り組むことを通して、自己を理解し、職業や自己の将来の生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにする。

## 5 評価

評価については、各学校において設定した目標に従って評価の観点を適切に定め、それらの観点のうち子供にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。その際、具体的な子供の姿を見取るために適した評価規準を設定し、評価方法や評価場面を適切に位置付けることが欠かせない。特に、評価は年間や単元等内容や時間のまとまりを見通しながら工夫し、信頼される評価の方法であること、多様な評価の方法であること、学習状況の過程を評価する方法であることが重要である。

### <高等部>

高等部における総合的な探究の時間の指導については、以下の1～5に示すものに準ずるほか、「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（高等部）」P283～285を参照する。

#### 1 総合的な探究の時間の目標

「総合的な探究の時間」は、探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目標とする。

この育成する資質・能力とは、課題解決に必要な知識及び技能とその概念、実社会や実生活の中から問いを見だし自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析してまとめ・表現する力、探究に主体的・協働的に取り組み、積極的に社会に参画しようとする態度のことである。

##### (1) 総合的な探究の時間の特質

- ① 探究が高度化し、自律的に行われること  
探究が高度化するとは、
  - 探究において目的と解決の方法に矛盾がない。
  - 探究において適切に資質・能力を活用している。

- 焦点化し深く掘り下げて探究している。
  - 幅広い可能性を視野に入れながら探究している。
- 探究が自律的に行われるとは、
- 自分にとって関わりの深い課題になる。
  - 探究の過程を見通しつつ、自分の力で進められる。
  - 得られた知見を生かして社会に参画しようとする。
- ② 他教科・科目における探究との違いを踏まえること
- 横断的・総合的な内容で、実社会や実生活を踏まえた事象を対象にする。
  - 複数の教科・科目等における見方・考え方を働かせて探究する。
  - 探究の活動において解決の道筋がすぐに明らかにならない課題や唯一の正解が存在しない課題に対して、最適解や納得解を見いだすことを重視する。

「総合的な探究の時間」における学習では、問題解決的な活動が発展的に繰り返される。これを「探究」と呼び、①「課題の設定」②「情報の収集」③「整理・分析」④「まとめ・表現」がスパイラル状に繰り返される。このような学びを「探究の過程（プロセス）」と言う。

以下、P 4 8 記載の〈小学部・中学部〉 1 総合的な学習の時間の目標を参照する。

## 2 各学校において定める目標及び内容

各学校は、「総合的な探究の時間」の目標を踏まえて、各学校の「総合的な探究の時間」の目標や内容を適切に定め、創意工夫を生かして特色ある教育活動を展開する必要がある。なお、総合的な探究の時間の各規定の相互の関係については、P 4 9 記載の〈小学部・中学部〉 2 各学校において定める目標及び内容を参照する。

## 3 総合的な探究の時間の指導における配慮事項

学習指導の配慮事項については、P 5 0 記載の〈小学部・中学部〉 3 総合的な学習の時間の指導における配慮事項を参照する。

## 4 総合的な探究の時間の指導計画作成における配慮事項

- 探究課題を設定するに当たっては、子供の多様な課題に対する意識を生かすことができるよう配慮する。

以下、P 5 0 記載の〈小学部・中学部〉 4 総合的な学習の時間の指導計画作成における配慮事項を参照する。

## 5 評価

評価については、P 5 1 記載の〈小学部・中学部〉 5 評価を参照する。

参考資料

- ・「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総合的な探究の時間編」

（ [https://www.mext.go.jp/content/1407196\\_21\\_1\\_1\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1407196_21_1_1_2.pdf)）

- ・「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 高等学校  
総合的な探究の時間」

（ [https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/hyouka/r030820\\_hig\\_sougou.pdf](https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/hyouka/r030820_hig_sougou.pdf)）





## 第6章 特別活動

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」E、H、K、N、Oに対応しています。

子供が、これからの複雑で変化の激しい社会をたくましく生き抜くには、多様な他者と協働して創造的に課題を解決する力や、希望や目標をもって生きる態度を身に付けることが重要です。そのような力は、学校の教育活動全体を通して育成されるものですが、特に、特別活動は学校における様々な集団活動や体験的な活動を通して、子供の人間形成を図ることを特質としており、極めて大きな役割を担うものです。

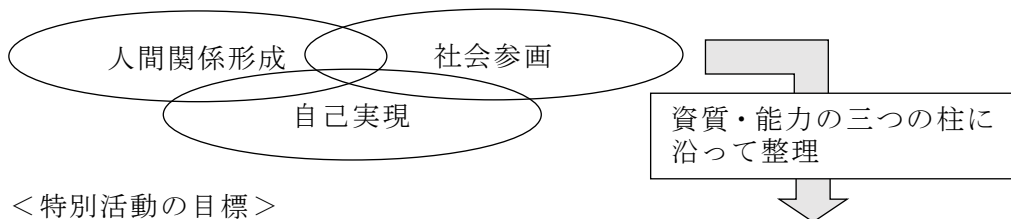
子供は、多様な他者と関わり合う一つの社会である学校において、特別活動を通して学校における生活の向上に努め、よりよく生きようとすることを学びます。子供が将来にわたり、集団や社会の形成者としてよりよい活動を行うことができるよう特別活動についての理解を深めましょう。

### 1 特別支援学校における特別活動

特別支援学校小学部・中学部及び高等部における特別活動の指導については、以下の2～3に示すものに準ずるほか、「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」P548～549「特別支援学校学習指導要領解説 総則編（高等部）」P286～288を参照する。

### 2 特別活動の視点と目標

<特別活動の視点>学習指導要領では、特別活動における視点を次の三つに整理した。



<特別活動の目標>

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、**【小学部】**集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

知識及び技能

思考力、判断力、表現力等

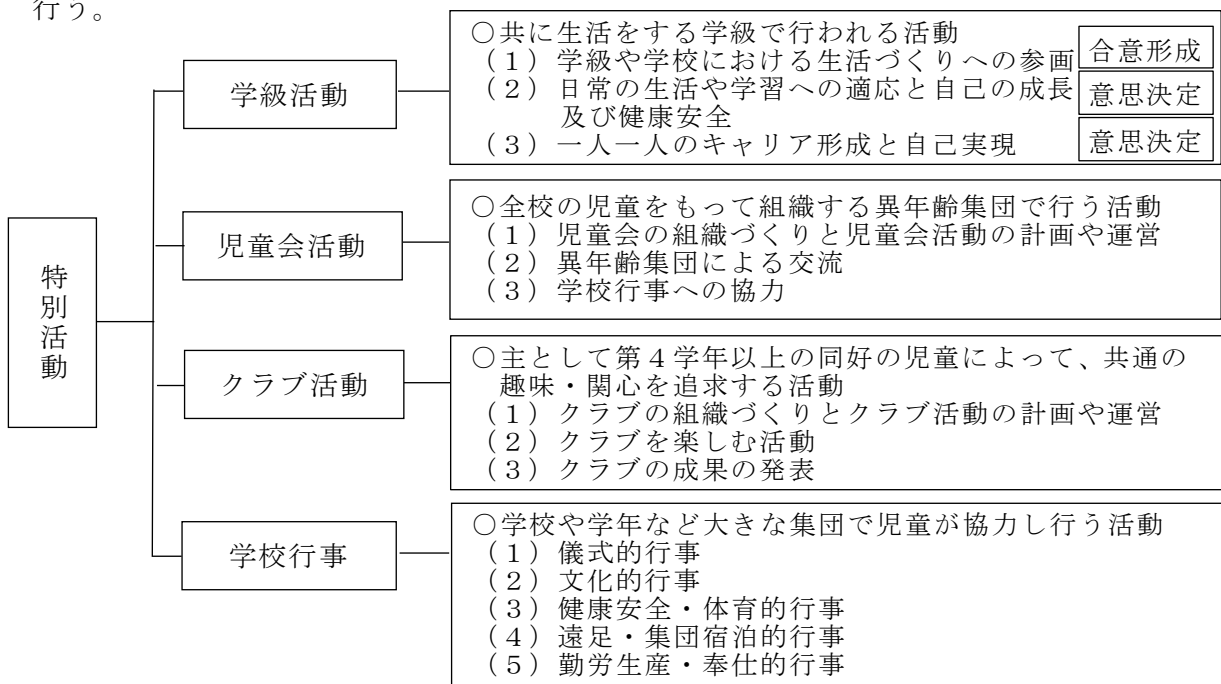
学びに向かう力、人間性等

【中学部】集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。  
 【高等部】主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

3 各学部の特別活動の構成と内容

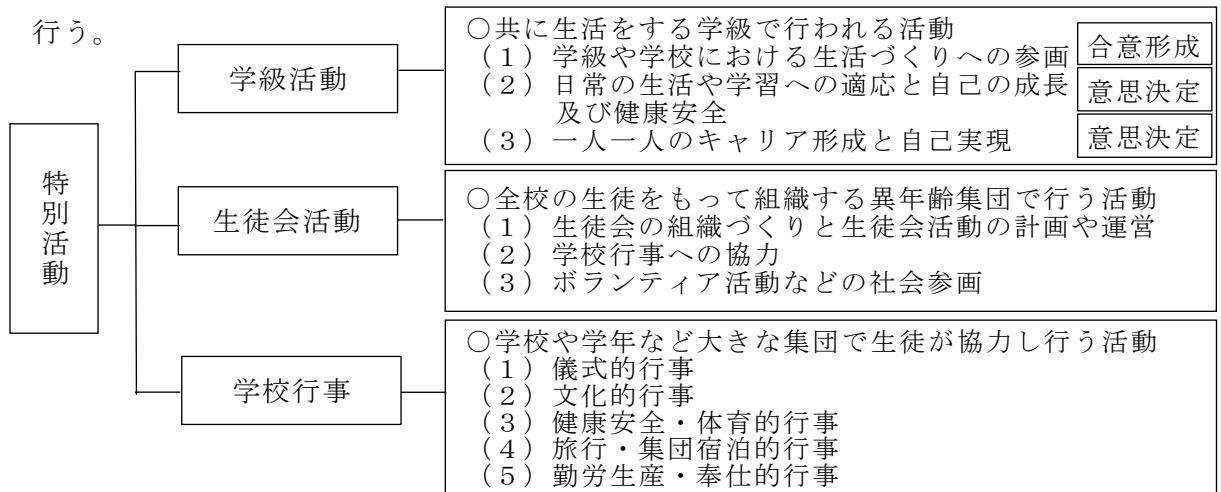
<小学部>

特別活動は、「三つの活動」と「学校行事」で構成されている。小学校学習指導要領に示されたそれぞれの目標や内容、自校の特別活動全体計画のもと、特質に応じた指導を行う。



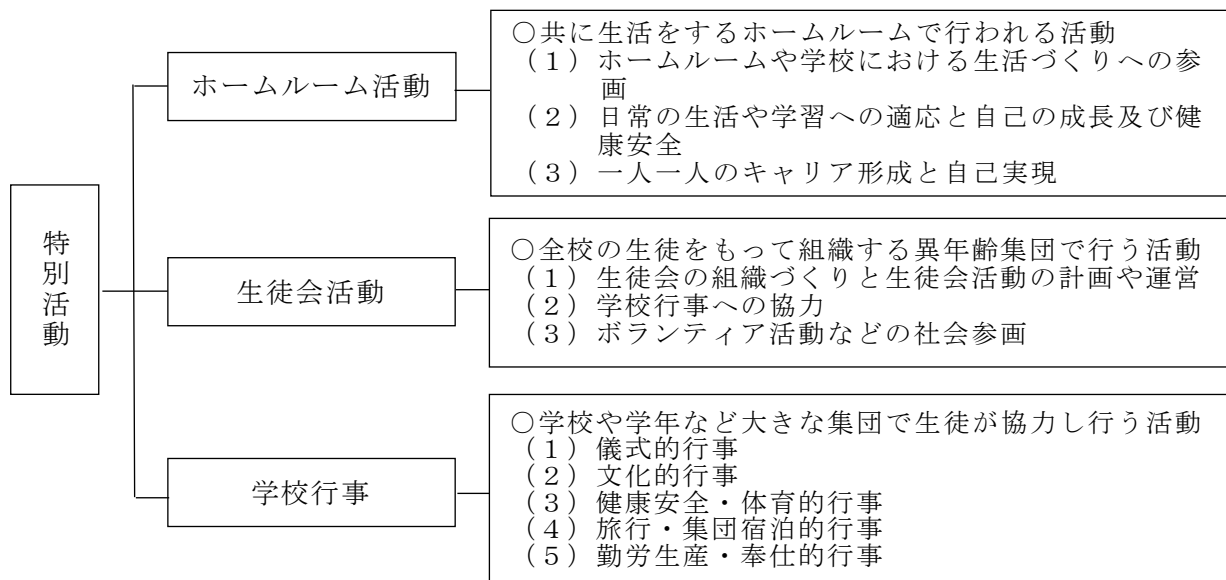
<中学部>

特別活動は「二つの活動」と「学校行事」で構成されている。中学校学習指導要領に示されたそれぞれの目標や内容、自校の特別活動全体計画のもと、特質に応じた指導を行う。



<高等部>

特別活動は「二つの活動」と「学校行事」で構成されている。高等学校学習指導要領に示されたそれぞれの目標や内容、自校の特別活動全体計画のもと、特質に応じた指導を行う。



特別活動の中でも学級活動（ホームルーム活動）は、学校生活において基礎的な集団である「学級」を基盤とした活動である。様々な集団活動を通して、学級や学校生活の中から集団や個人の課題を見だし解決するための方法や内容を全体で話し合い、集団として「合意形成」を図り協力して実践したり、一人一人が「意思決定」して実践したりして、よりよい生活や人間関係を築き、学校生活の充実と向上を図っていく。

小学部、中学部及び高等部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれの校種の学習指導要領に準ずるほか、「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」P548～549を参照すること。

4 特別活動における評価

特別活動の評価において、最も大切なことは、子供一人一人のよさや可能性を子供の学習過程から積極的に認めるようにするとともに、

【小学部】

自ら学び考える力や、自らを律しつつ他人とともに協調できる豊かな人間性や社会性など生きる力を育成するというから視点から

【中学部・高等部】

特別活動で育成を目指す資質・能力がどのように成長しているかということについて、各個人の活動状況を基に、

評価を進めていくということである。（※小学部・中学部・高等部で評価の視点は異なる。）

そのためには、子供が自己の活動を振り返り、新たな目標や課題をもてるようにするために、活動の結果だけでなく活動の過程における子供の努力や意欲などを積極的に認めたり、子供のよさを多面的・総合的に評価したりすることが大切である。

参考資料

- ・「学級・学校文化を創る特別活動（中学校編）」


（平成26年6月 国立教育政策研究所）

（ [tokkatsu.j\\_leaf.pdf\(nier.go.jp\)](http://tokkatsu.j_leaf.pdf(nier.go.jp))）



- ・「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）」

（平成30年7月 国立教育政策研究所）

（ [tokkatsu\\_h300704-01.pdf\(nier.go.jp\)](http://tokkatsu_h300704-01.pdf(nier.go.jp))）



- ・『『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 高等学校特別活動』

（ [https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/hyouka/r030820\\_hig\\_tokubetsuk.pdf](https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/hyouka/r030820_hig_tokubetsuk.pdf)）



## 第7章 小学部における外国語教育

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」H、I、J、Oに対応しています。

学習指導要領では、第3・4学年から「聞くこと」「話すこと」を中心とした外国語活動が週1時間（年間35単位時間）導入され、外国語に慣れ親しむように示されています。また、第5・6学年からは、段階的に「読むこと」「書くこと」を指導領域に加えた「外国語科」として週2時間（年間70単位時間）導入され、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育むように示されています。

外国語教育の指導は、深い子供の理解を基盤としながら、子供が外国語を用いて主体的にコミュニケーションを行えるようにすることが重要です。そのためにも「外国語を使おうとするモデル」として、子供と一緒に外国語の学習を楽しむという姿勢で臨むことが大切です。

## 〈外国語活動〉

## 〈視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校〉

小学部における外国語活動の指導については、以下の項目1～3に示すものに準ずるほか、「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」P526～P527を参照する。

## 〈知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校〉

小学部における外国語活動の指導については、「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」P527～545を参照する。

## 1 外国語活動の目標

学習指導要領では、育成を目指す資質・能力の三つの柱である「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」に基づいて目標が整理されている。

- (1) 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。
- (2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- (3) 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

それぞれ別々の目標として指導を図るのではなく、三つの柱を一つに統合した形として指導することが求められている。これら三つの柱を踏まえた一連の学習過程を改善・充実させることで、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて情報や考えなどを外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力を育成することが大切である。

コミュニケーション活動を目的とする音声や基本的な表現の練習は、ある程度必要である。しかし、それらに偏重した指導や過度な練習、パターンプラクティス（表現習得のために繰り返し行う口頭練習）、ダイアログ（対話）の暗唱などを行うスキル（技術）中心の授業であってはならない。「日本語と外国語の発音の仕方について違いが分かった。」「自分の思いを友達に何とか伝えようとした。」のように、子供の「言語や文化に対する体験的理解や外国語への慣れ親しみ」「自分の考えや気持ちを伝え合う姿」「コミュニケーションを図ろうとする態度」を積極的に評価することで充実した外国語活動となるのである。

## 2 英語の目標及び内容

学習指導要領には、外国語活動の目標を踏まえ、英語の目標及び内容が設定されている。英語の目標は「聞くこと」「話すこと[やり取り]」「話すこと[発表]」の3領域で設定されている。

### (1) 聞くこと

「聞くこと」の領域では、「ゆっくりはっきり話された内容」について聞き取るようにしたり、基本的な意味が分かるようにしたりすることが求められている。初めて触れる英語に対する子供の抵抗感をなくすよう目の前の子供にとって分かる速さ、明瞭さ、長さに配慮した聞く活動を行うことが大切である。

### (2) 話すこと[やり取り]

「話すこと[やり取り]」の領域では、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や表現を用いて伝え合うことが求められている。そのためには、やり取りの大切さ、楽しさを実感させることができるような必然性のある場面設定を行うことが非常に重要である。また、実際のやり取りの場面では、言葉だけでなく動作や表情等の非言語手段を用いることで、相手の意図を理解したり、自分の考えを分かりやすく伝えたりすることができることを子供に実感させることが大切である。

### (3) 話すこと[発表]

「話すこと[発表]」の領域では、身の回りの物や自分のこと、日常生活に関する身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すことが求められている。ここでのポイントは、自分の伝えたいことについて「実物などを見せながら」話すようにすることである。十分慣れ親しんだ語句や基本的な表現を用いて実物やイラスト、写真を見せながら話すことによって、発表内容を明確にするとともに聞き手に

とって分かりやすくなることを実感させることが大切である。

### 3 単元・授業の構成の留意点

#### (1) 単元構成

単元を構成する際には、単元のゴールの明確化を図ることが大切である。そのため、まず、単元で子供に身に付けさせたい力とその力を付けた子供の具体的な姿を明確にする必要がある。本単元で目指す子供のゴールの姿を決めた上で、1時間ごとの目標を立て、スモールステップで段階的にゴールに向かう構成となる。

単元に設定されたコミュニケーション活動は、子供の「話したい」「聞きたい」という知的好奇心を満たし、伝え合う必然性のある魅力的な場面を設定する。そうすることで子供の目的意識が明確になり、主体的に英語の表現を学んでいくことにつながる。

単元構成はおおよそ次のようなものが考えられる。

- ①単元終末に設定されたゴールを知り、学習の見通しをもつ活動
- ②語彙や表現に慣れる活動
- ③表現（やり取り）により慣れる活動
- ④ゴールに設定されたコミュニケーション活動

#### (2) 授業構成

基本的な学習過程として、毎回の授業にある程度の基本形をもつことで、授業の流れができる。また、1時間の流れが見えるような掲示物を工夫することで、子供も授業の見通しをもつことができる。

1時間の授業は、次のような内容で組み立てることができる。

- 導入 -Warming up- （外国語活動の時間の雰囲気づくり、動機付け）  
英語で挨拶をし、子供に外国語の授業が始まることを意識付ける。歌等で明るい雰囲気をつくったり、簡単なゲームをしたりして緊張をほぐしていく。また、前時に学習した表現を使用する帯活動を行うこともできる。
- 展開 -Activity- （めあてを達成するための活動）  
ALTをモデルとしたり、ICT機器を活用したりして、ゲームやクイズで取り上げる新しい内容の表現を導入する。その表現を繰り返し聞かせたり、口に出させたりして慣れさせ、聞く活動から、まねる活動、記憶して自分のものにする活動、自分の意思で選んで発話する活動へと段階的に構成する。  
その際、ペア、グループ、学級等の集団を工夫し、自分の気持ちを伝える活動をコミュニケーション活動として仕組んでいく。
- 振り返り -Looking back- （学習の喜びや充実感の醸成）  
めあての達成度や自己の変容を振り返り、お互いのよさを認め合ったり、学習内容を確認したりするなど、次時への動機付けを図る。

＜主な活動の種類＞

- ・歌 ・クイズ ・短い会話やスキット ・絵本の読み聞かせ ・スピーチ
- ・ゲーム ・ごっこ遊び（ロールプレイ） ・作品作り ・チャンツ 等

＜主な活動形態＞

- ・全体活動 ・グループ活動 ・ペア活動 ・個別活動 等

〈外国語科〉

1 外国語科の目標

第3・4学年における外国語活動において、音声面を中心としたコミュニケーションの体験を通して、慣れ親しんだことを生かして、第5・6学年では「聞くこと」「話すこと」に加えて、「読むこと」「書くこと」の4技能を扱い、中学校への円滑な接続を図ることを重視している。

外国語科では、音声だけにとどまらず、文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて日本語と外国語との違いに気付き、これらを知識として理解させることが大切である。さらに、気付くことで終わるのではなく、実際のコミュニケーションの場において活用できる基礎的な技能を身に付けさせることが重要である。すなわち定着が求められている。ここが外国語活動と外国語科の大きな違いである。

実際にコミュニケーションを行う際には、具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などを意識する必要がある。ここでは外国語活動と同様、伝え合う目的や必然性のある場面設定が大切である。

2 英語の目標及び内容

外国語科の目標を踏まえ、英語の目標及び内容が設定されている。英語の目標は「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り]」「話すこと[発表]」「書くこと」の5領域別で設定されている。ここでは外国語科で新たに加わった「読むこと」「書くこと」の指導のポイントについて説明する。

(1) 読むこと

「読むこと」の領域では、活字体で書かれた文字を識別し、その読み方を発音することが求められている。ここでの「読み方」とは音ではなく、文字の名称を指している。また、音声で十分慣れ親しんだ語句や表現の意味が分かるようにすることも必要である。その際、掲示やパンフレット、絵本などを基に、言語外情報から語句や表現を推測して読むことができるようにすることが考えられる。



## (2) 書くこと

「書くこと」の領域では、①活字体の大文字、小文字を書くこと②簡単な語句を書き写すこと③基本的な表現を書き写すこと④主に文章を書くことが求められている。

「書き写す」とは、語句や文を見ながらそれらをそのまま書くことであり、一方、「書く」とは、自分の考えや気持ちを表現するために、例となる文の一部を別の語に替えて書くことである。活用できる語句や表現の入ったヒントボックスを準備する等の工夫をすることで、子供の実態に応じた書くことの学習を進める必要がある。

## 3 単元・授業の構成の留意点

## (1) 単元構成

## ① 領域の順序性

単元構成を行う際、まず、音声で十分に慣れ親しみ、その上で簡単な語句や基本的な表現を書き写したり書いたりするという順序性を踏まえることが大切である。単元前半では、聞いたり話したりする活動からはじめ、語句や表現に音声で十分慣れ親しませた後、単元後半に読んだり書いたりするということである。

## ② 繰り返しの活動の設定

「外国語科」では、言語活動の中で語彙や表現を繰り返し活用させることで、定着を目指していくところに特徴が見られる。したがって、単元を通して毎時間少しずつ既習表現を使って簡単なやり取りをしたり、音声で慣れ親しんだ語彙や表現を読んだり書いたりする活動を設定することが必要である。また、読んだり書いたりする活動に少しずつ取り組むことで、過度の負担を感じることなく自分に関する簡単な事柄について読んだり書いたりすることができるようにしていく。

## (2) 授業構成

授業をつくる際は、ねらいと評価の焦点化が大切である。1時間の学習過程は、異なる複数の言語活動で構成される場合があるが、全ての言語活動で子供の達成度を見取る必要はない。活動によっては、できるようになること（定着）まで求めないものもある。つまり、その時間のねらいを達成するための言語活動を焦点化し、その活動における子供の様子や記録から評価することが大切である。

## (3) 短時間または長時間の授業時間の実施における留意点

各学校においては、子供や学校・地域の実態を踏まえ、教育課程内の外国語科の授業時数を確保するため「時間」という資源をいかに活用するかという視点で指導計画を見直すなど、弾力的な授業時間の設定が大切である。

例えば、朝の時間や昼休み前後の時間等を活用した、10分から15分の短時間学習や、45分と15分を組み合わせた60分授業等を実施することが考えられる。

その際、以下の事項に留意する必要がある。

- 外国語科の特質を踏まえた検討を行うこと
- 単元や題材といった時間や内容のまとまりを考慮して適切に位置付けることによ

り、バランスの取れた資質・能力の育成に努めること

- 授業のねらいを明確にして実施すること
- 教科書や、教科書と関連付けた教材を開発するなど、適切な教材を用いること

参考資料

・「小学校外国語活動・外国語 研修ガイドブック」

(平成29年6月30日 文部科学省)

( [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kokusai/gaikokugo/1387503.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1387503.htm))



※年間指導計画例・活動例・学習指導案例等の参考資料に関しては、文部科学省ホームページを参照すること。

( [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/123/houkoku/1382162.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/123/houkoku/1382162.htm))



## 第8章 生徒指導

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」K、L、M、N、Oに対応しています。

生徒指導とは、学校が教育目標を達成するための重要な機能の一つで、学習指導と並んで学校教育において重要な意義をもつものと言えます。そして、学校の教育活動全体を通じ、管理職のリーダーシップのもと、全教職員がそれぞれの役割を担い、全校体制で組織的に行うものです。このような趣旨を理解し、適切に指導しましょう。

### 1 生徒指導の考え方

#### (1) 生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

「生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）」

#### (2) 生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

「生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）」

#### (3) 生徒指導の充実（三つの機能）

「学習指導要領解説 総則編」には「児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図る」とある。

この自己指導能力を育成するために、あらゆる教育活動の場において、次の「生徒指導の三つの機能」を生かすことが必要である。

#### <生徒指導の三つの機能の内容と指導例>

| 三つの機能           | 学級活動の場面  | 授業の場面                          | 学校生活の場面                                |
|-----------------|--|--------------------------------|--|
| 子供に自己決定の場を与えること | 学校や家庭でのよりよい生活や学習の在り方についての方法や内容などのアイデアについて情報を交換し合い、自分に合った具体的な | 自ら課題を見付け、それを追究し、自ら考え、判断し、表現する。 | 宿泊研修や班別行動等で、きまりを自分たちで決め、自らの行動に責任をもたせる。 |

|                |   |                         |                                    |
|----------------|---|-------------------------|------------------------------------|
|                | 実践課題を決め、努力し改善が図られるようにする。  |                         |                                    |
| 子供に自己存在感を与えること | 一人一人の子供が、学級によりよい生活づくりに貢献できるよう、係活動や学級組織の中で、自分のよさや得意なことを生かして活動できるようにする。           | 子供一人一人に学ぶ楽しさや成就感を味わわせる。 | 一人一人の子供が得意なことを発揮して活躍する場を設ける。       |
| 共感的人間関係を育成すること | 学級として取り組むこと、自分が取り組みたい目標、内容などを決める際や実際の活動場面やその振り返りの際に、互いのよさを認め合い相互の信頼を高め合えるようにする。 | 互いに認め合い、学び合う場面を設定する。    | 一人一人の子供がとった行動を学級全員が共感的に認め合う風土をつくる。 |

(4) 生徒指導の基盤

① 生徒理解の深化を図る

- 学級担任の日頃の人間的な触れ合いに基づく観察や面接などに加えて、学年の教師、教科担任等を含めて、広い視野からの生徒理解を行う。
- 日頃から子供一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取る姿勢をもつ。

② 教師と子供との信頼関係を築く

- 日頃から人間的な触れ合いと子供と共に歩む姿勢をもつ。
- 子供の特性や状況に応じた的確な指導と不正や反社会的行動に対して毅然とした指導を行う。

③ 望ましい人間関係づくりと集団指導・個別指導を適切に行う

- 教科指導や学校生活のあらゆる場面で実施する。
- 個人を集団から離して指導することが効果的なこともあれば、集団の働きを生かしながら、その人間関係の中で指導することが効果的な場合もあるので、個人や集団の状態に応じて適切に指導する。

④ 学校全体で生徒指導を進める

- 学校経営方針のもと、学級経営の中に生徒指導の視点を明確に位置付け、それに基づいた指導を行うことが大切である。

⑤ 家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にする

- 連携・協力を密にし、広い視野から考える開かれた生徒指導を推進する。
- 学校だよりや学級・学年通信、PTAの会報、保護者会などにより相互の交流を深める。

## 2 教育相談の基礎・基本

### (1) 教育相談

#### ① 教育相談とは

個人のもつ悩みや困難の解決を支援することによって、子供を生活に適応させ、人格の成長への支援を図ろうとするものである。また、教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられるものであり、その中心的役割を担うものである。

#### ② 教育相談の方法

教育相談の内容は、子供の性格・行動・交友関係・家庭生活・集団への関わり方などについての問題解決やよりよい生き方の支援に至るまで多岐にわたる。個別の会話、面談や言葉掛け等がある。

### (2) ガイダンスとカウンセリング

子供の発達の特性や教育活動の特性を踏まえて、あらかじめ適切な時期や機会を設定し、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の子供が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面談や言葉掛けを通して指導や援助を行うカウンセリングの双方により、子供の発達を支援することが重要である。

#### ① ガイダンスの機能の充実

- 全ての子供が学校や学級の生活に適応し、豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くようにする。
- 学級活動など学校生活への適応の方法、好ましい人間関係の築き方、学業や進路等における選択など主体的な活動に関して適切な指導・援助を与えることによって、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育てる。

#### ② カウンセリングマインド

子供が明るく伸びやかに生活できるように、愛情をもって接する姿勢や態度である。次のことが大切である。

- 相手の話に耳を傾け、相づちをうちながら真剣に聴く。〈傾聴〉
- 相手の立場や気持ちになって、相手の訴えを肯定的に受け止める。〈受容〉
- 相手の思いをあたかも自分のことのように感じとる。〈共感〉

### (3) 保護者との信頼関係づくり

学校と保護者が連携・協働して子供を育てるためには、お互いに信頼関係を築くことが重要である。以下に信頼関係を築くためのポイントを示す。

#### ① 教師の基本的な姿勢

- 保護者の多様な考えや教育観を理解しようとする。
- 保護者のこれまでの養育・努力を認めながら、考えや思いを傾聴し共感する。
- 子供の課題のある行動に対し、具体的に助言しながら、保護者が主体的に取り組めるように支援する。
- 学校と保護者が共に情報交換しながら、協力し合って子供を見守る。

- 組織的に対応するため、一人で抱え込むことなく、管理職等に迅速に報告する。
- ② 保護者との関わりの基本
  - 電話や手紙のやり取りだけでなく、必要であれば面談等で直接会って、保護者の思いを十分に聞きながら学校の考えや真意を伝える。
  - 解決に向かう具体策を丁寧に伝える。学校での取組や子供の変容については適宜連絡し、保護者との情報交換を行うとともに今後の方向性について共通理解を図る。
- ③ 保護者と教師との見解が異なる場合の留意事項
  - 改めて子供をよく理解しようとし、よいところを伝えたり、声を掛けたりする。
  - 子供と教師のよい関係が、保護者の信頼を得ることを理解する。

### 3 いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題への具体的対応

#### (1) いじめ

##### ① いじめの定義

「いじめの定義」は次のようになり、いじめの件数は「発生件数から認知件数」に変更になっている。

##### <いじめ防止対策推進法 第2条>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

##### ② 教師としての基本的な考え方

- 学校の教育活動全般を通じて、全ての子供にいじめは決して許されないという姿勢を示すことが大切である。
- 「いじめの判断は、いじめられた子供の立場に立って行う」という認識をもち、いじめられている子供を全力でいじめから守る（心身の安全を保障・確保する）ことを基本姿勢とし、校内で組織的に対応する。
- どんな学校でも、どんな学年でも、いじめは起こりうることを踏まえ、いじめを生まない土壌をつくるため、関係者が一体となって継続的に取り組む。

##### ③ いじめの未然防止の取組

- 心の通じ合うコミュニケーション能力の育成、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 子供が傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合う人間関係・学校風土をつくる。

##### ④ いじめの対応のポイント

- いじめの発見

本人やその保護者からの訴え、担任の観察や面談、アンケートなどによりいじめの兆候をいち早く発見し、早期に対応を図る。

○ 報告・検討・体制づくり

いじめを発見したら、学年主任、生徒指導主事、管理職等に報告し、学校全体で今後の対応について検討する。

○ 情報収集・事実の確認

いじめられた子供から十分に聞き取るとともに、周りの子供から聞き取り調査を行う。ただし情報を提供した子供を守ることを最優先とする。事実関係の確認とともに、いじめた子供への指導等を行う。

○ 具体的な対応・指導については、「いじめ対策ハンドブック」（平成19年6月長崎県教育委員会）を参照

＜いじめられている子供に対して＞

- ・これまでの苦しみを受容するとともに、全力でいじめから守ることを約束するなど、心身の安全を保障・確保する。
- ・事実関係を聞き、今後の対応を一緒に考えていく。
- ・必ず保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了解を得る。

＜いじている子供に対して＞

- ・いじめられている子供は大きな苦しみや悩み・不安を感じていることを相手の立場に立って考えさせ、反省して謝るように導き、謝罪の場を設定する。
- ・いじている子供の本心からの反省がないうちに、形式的に謝罪の場を設定することはかえって混乱を招くことがあるので慎重に対応する。
- ・いじている子供についても、何らかの課題を抱えている場合が多いので、その背景について把握するように努める。
- ・いじている子供の保護者への報告は不可欠であり、保護者としての相手への謝罪、当該児童生徒への指導等、解決に向けて連携を進める。

＜周りの子供に対して＞

- ・いじめを受けている子供の気持ちを理解させるとともに、いじめへの同調や傍観はいじめ行為と同じであることや、いじめは自分にとって無関係ではないことを理解させる。
- ・いじめを止めさせることはできなくても、保護者や教師、友人など周囲の人に知らせる勇気をもたせることも必要である。

＜保護者に対して＞

- ・保護者へ連絡するとともに、必要に応じて管理職の指示のもと関係機関に連絡し、協力と援助を求める。

⑤ 長期的な対応・指導

○ 対応・指導の後も、いじめられていた子供・いじていた子供には、定期的に面談を実施し、再発防止に努めていく。

○ 「いじめが解消している状態」とは、「いじめ行為がやんでいる状態が少なくとも3か月継続」「被害者が心身の苦痛を受けていない」という二つの条件を満たすことである。

(2) 不登校

① 不登校の定義

不登校は「年間30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるもの（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルス感染回避」によるものを除く）をいいます。

② 教師としての基本的な考え方

不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断しないで対応する。

- 不登校は増加傾向にあり、喫緊の課題である。
- 不登校は誰にでも起こり得ることである。
- 長期に不登校になっている子供の学校以外の場での学習支援が必要である。

③ 不登校の予防（未然防止の取組）

- 魅力ある学級・学校づくりを行う。
- いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学級・学校づくりを行う。
- 子供の学習状況に応じた指導・配慮を行う。
- 保護者・地域住民等との連携・協働体制を築く。
- 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくりを意識する。

④ 不登校の対応のポイント

不登校の子供に対する支援の最終目標は「将来の社会的自立」を目指すことである。そのために学校が果たすポイントは次のとおりである。

<アセスメント（見立て）>

- ・情報を収集し、子供の状態や周囲の環境について見立てを行い、「不登校となった要因」を的確に把握する。

<学校での組織的な取組>

- ・解決に向けた指導計画を速やかに作成する。
- ・対応は学級担任一人で行うのではなく、組織的に行う。複数の教職員、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）等によるチームでの支援を行う。

<家庭との緊密な連携>

- ・電話連絡や家庭訪問は、保護者や本人の気持ちを汲み取り、慎重な配慮のもとに行う。
- ・学校での情報等はできるだけ伝えるようにする。ただし、本人の状況によっては、過度な訪問や連絡は心理的負担になる場合もあるので、保護者とよく話し合い、ニーズを的確につかんで対応する。

<関係機関等との連携>

- ・SC、SSW、社会福祉士、医療関係等による支援、学習指導、家庭への支援などの多様な対応が必要であり、関係機関等と適切に連携を図る。



(3) 関係機関と連携した対応

- 予防的対策とともに、発生時にいかに迅速に対処するかが解決のポイントとなる。日頃から生徒指導・教育相談体制を整備して、問題発生時の対応策を校内で共通理解しておく。
- 学級担任等が一人で問題を抱え込むことがないように、教師間の連携を行いながら問題解決を図るようにし、問題によっては、関係機関との連携を検討する。  
「学校と関係機関との連携マニュアル」（平成29年7月 長崎県教育委員会）を参照する。
- 継続的な支援を要する子供については、SC等と連携して、子供の成長と発達を支援するという視点からのアセスメントを行った上で、進学先や転学先に引き継いでいくようにする。  
「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン（改訂版）」（平成29年2月 長崎県教育委員会）を参照する。
- 地域にある関係機関のもつ機能について、日頃から理解を深める。

<長崎県内の主な相談機関>

| 相談窓口                    | 相談内容  | 電話番号等                               | 相談時間   |
|-------------------------|---|-------------------------------------|--|
| 24時間子供SOSダイヤル           | いじめや友達のこと、学校のこと、子供や家族のことなどでの悩み                  | 0120-0-78310                        | 24時間（毎日）   |
| メール相談窓口                 | いじめ、不登校、友人関係、学業などの悩み                            | メールアドレス<br>soudan@news.ed.jp        | 24時間<br>メール相談に対する返信は<br>平日9時～17時30分                                |
| SNS相談窓口「スクールネット@伝えんば長崎」 | いじめ、不登校、家庭、友人関係、進路、教職員関係などでの悩み<br>LINEまたはWebで相談 | URL<br>https://r.qrqrq.com/jFKfLmdq | 24時間   |
| 長崎県子ども・若者総合相談センター（ゆめおす） | 不登校、ひきこもり、ニート等社会生活を円滑に営む上での悩み                   | 095-824-6325                        | 月～水、金、土曜日<br>10時～18時<br>電話相談は22時まで<br>但し、土曜日は18時まで<br>（祝日・年末年始を除く） |
| 児童相談所全国共通ダイヤル           | 虐待<br>虐待の疑い                                     | 189<br>（いちはやく）                      | 24時間<br>（年中無休）   |
| 子ども・家庭110番              | 子育てや子供に関わる<br>こと全般                              | 095-844-1117                        | 9時から20時<br>（祝日・年末年始を   |

|            |                                  |              |                                 |
|------------|----------------------------------|--------------|---------------------------------|
|            |                                  |              | 除く)                             |
| ヤングテレホン    | 少年非行・被害に関する<br>こと全般              | 0120-786-714 | 9時から17時45分<br>土・日・祝日を除く)        |
| 子どもの人権110番 | いじめ、体罰、不登校、<br>虐待等子供をめぐる人<br>権問題 | 0120-007-110 | 8時30分から17時15<br>分<br>(月曜から金曜)   |
| 長崎いのちの電話   | 誰にも相談することが<br>できない悩み             | 095-842-4343 | 9時から22時<br>毎月第1・3土曜は9時<br>から翌9時 |

#### 4 SNS等のインターネットサービスの利用に関する問題

##### (1) 把握すべき子供の実態

情報化社会の進展に伴い、子供によるインターネットサービスの利用は増加傾向にある。10歳から17歳までの青少年5,000人を対象とした「令和3年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)によると、以下のことが分かる。

- ・ 青少年の97.7%が、いずれかの機器でインターネットを利用している。
- ・ インターネット利用時は、スマートフォン(68.8%)、ゲーム機(59.8%)が上位を占めるが、GIGAスクール構想等の端末整備により、学校から配布・指定されたパソコンやタブレット等(42.2%)が加わった。

また、利用するサービスについては、以下のことが分かる。

- ・ 小学生ではゲームをする(84.5%)、動画を見る(84.2%)の利用が多い。
- ・ 中学生では動画を見る(91.3%)、検索する(82.3%)、ゲームをする(81.1%)の利用が多い。
- ・ 高校生では動画を見る(95.8%)、音楽を聴く(90.0%)、検索する(87.7%)の利用が多い。

上記以外にも、SNSの利用による投稿やメッセージ交換をするやニュースをみる、地図を使う、買い物をするなど、多様なインターネット上のサービスを利用している実態がうかがえる。

##### (2) インターネットサービス利用に伴う問題点とその対応

前述の利用実態から、以下のような問題点が考えられる。

###### ① 動画配信サービス・ゲームコンテンツの利用

近年では、インターネット上の動画配信サービスやゲームコンテンツが多様化している。無償で利用でき、かつ、子供にとって魅力的な内容のことが多い。よって、無線LAN環境などの通信手段が確保できれば、これらのサービスを制限なく利用できるため、一日の多くの時間を消費してしまう傾向が見られる。その結果、依存症に陥って健康を害したり、学業に悪影響を及ぼしたりすることがある。

また、夢中になるあまり、ゲーム中のアイテムやキャラクターなどへの多額課金、

他人のユーザ情報を用いた不正アクセスなどのトラブルも散見される。

サービスやコンテンツの適切な利用を促すためには、以下のような点について、子供に理解させることが大切である。

- ・動画やゲームの利用時間が長いと依存症になりやすいこと
- ・日常生活におけるバランスの観点から、費やす時間や金銭には限りがあること
- ・ゲーム上の情報であっても、他人の財産を侵害する可能性があること

② SNS利用に伴うネットいじめ

SNSでは、「フォロワー」や「友達」といった概念を用いて、コミュニティやグループを構築することができる。

近年では、SNSを悪用したネットいじめが増加傾向にある。以下に、SNSの特徴と、それに起因したいじめ及び関連事例を示す。

| 特徴            | 特徴に起因した事例        |
|---------------|------------------|
| 情報伝達のしやすさ     | ・誹謗中傷のエスカレート     |
| 静止画や動画の添付機能   | ・暴力行為のやり取り、拡散    |
| 個別メッセージ機能     | ・既読確認機能による返信の強要  |
| グループ・コミュニティ機能 | ・グループ機能を悪用した仲間外し |

また、1対1のやり取りやグループ内での投稿内容は、当事者以外からは見ることができないため、教師や保護者が問題事案を把握しにくいことも特徴である。

これらの問題が起こらないようにするためには、いじめは人として絶対にしてはならないという大原則とともに、以下のような点について、子供に理解させることが大切である。

- ・対面でのやり取りでないため、現実感が乏しく、表現がエスカレートしやすくなること
- ・文字や静止画、動画等がネット上に残ることで、被害者は長期間苦しむことになること
- ・相手の状況によっては、すぐに返信できないこともあり得ること
- ・多対一の構図になりやすいため、いじめにつながりやすいこと
- ・教師や保護者からは問題事案が見えにくいいため、子供からの情報提供がより重要であること

③ その他サービスの利用

前述したサービスのほか、以下のようなリスクと関わる可能性がある。

- ・メールに添付された悪意のあるプログラム
- ・個人情報や金銭を搾取するフィッシング詐欺、ワンクリック詐欺

各種サービスから、これらのリスクに誘導される場合もあるため、その特徴について理解させておくことが大切である。

## (3) 家庭・地域との連携

前項のようなサービスの利用は、家庭でなされることが多い。従って、家庭における利用ルールを作成してもらうとともに、ルールが守られているか定期的にアンケートを実施するなど、保護者と連携しながら、適切な利用について管理することが大切である。また、ルール作成においては、ルールを例示するなど、保護者の負担を軽減することも大切である。

さらに、専門性が高く、学校や家庭で対応しにくいような事例については、大学や通信キャリアなどの専門機関を利用して、講習会等を実施することも有効である。

## 5 体罰によらない指導の在り方

## (1) 体罰について

## ＜学校教育法 第11条＞

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、子供への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、子供の心身に深刻な悪影響を与え、教師及び学校への信頼を失墜させる行為である。

## (2) 体罰・不適切な指導に関する処分等の取扱いについて

- 平成30年4月、長崎県教育委員会は、暴力的指導に頼らない、人権を尊重した指導の徹底を図るために、体罰・不適切な指導に関する処分等の取扱いについて整理した。
- 子供の人権を侵害する体罰や暴言等不適切な指導を行い、精神的な苦痛を与えた教師は、懲戒処分の対象となる。

## (3) 教師としての基本的な考え方

- 一人一人が「教育のプロ」としての自覚を強くもち、教科指導、生徒指導等における専門的な指導力を高める必要がある。
- 体罰により望ましい倫理観を養うことはできず、むしろ子供に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。
- 体罰は教員による子供への人権侵害であるという認識を明確にもつ必要がある。

## (4) 指導のポイント

体罰の根絶に向けては、教職員個々の指導力を高めるとともに、学校全体として取り組んでいくことが大切である。

ガイドライン「体罰の根絶に向けて」（平成25年5月 長崎県教育委員会）を参照する。

リーフレット「体罰のない学校『ながさき』」（平成28年4月 長崎県教育センター）を参照する。

参考資料

- ・「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）  
 (  [https://www.mext.go.jp/content/20221206-mxt\\_jidou02-000024699-001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20221206-mxt_jidou02-000024699-001.pdf) )
- ・「保護者、地域と学校の協力のために」（平成25年12月 広島県教育委員会）  
 (  <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/115228.pdf> )
- ・「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月）  
 (  [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm) )
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月 文部科学省）  
 (  [https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/fieldfile/2018/03/19/1304156\\_02\\_2\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2018/03/19/1304156_02_2_1.pdf) )
- ・「いじめを生まない学級・学校づくりを目指して」（平成27年3月 長崎県教育委員会）  
 (  [ijime.pdf \(news.ed.jp\)](http://ijime.pdf(news.ed.jp)) )
- ・「令和3年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」（令和4年3月 内閣府）  
 (  [https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai\\_list.html](https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_list.html) )
- ・「学校と関係機関との連携マニュアル」（平成29年7月 長崎県教育委員会）  
 (  <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2019/06/1559623881.pdf> )
- ・「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン（改訂版）」（平成29年2月 長崎県教育委員会）  
 (  <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2019/06/1559624853.pdf> )
- ・「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成25年3月 文部科学省）  
 (  [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm) )
- ・ガイドライン「体罰の根絶に向けて」（平成25年5月 長崎県教育委員会）  
 (  <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2019/05/1559119230.pdf> )
- ・リーフレット「体罰のない学校『ながさき』」（平成28年4月 長崎県教育センター）  
 (  [https://www.edu-c.news.ed.jp/web\\_contents/soudan/taibatu.pdf](https://www.edu-c.news.ed.jp/web_contents/soudan/taibatu.pdf) )
- ・「長崎県いじめ防止基本方針」（平成29年7月 長崎県・長崎県教育委員会）  
 (  <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2022/12/1671095992.pdf> )
- ・「いじめ対策ハンドブック」（平成19年6月 長崎県教育委員会）



## 第9章 キャリア教育

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」N、Oに対応しています。

「キャリア教育」は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育であり、学校の特色や教育目標に基づいて教育課程に明確に位置付け、全体的な方針や計画を全職員で共有しておくことが必要です。

※ 参照「特別支援教育の手引き 第6集 第1章」

(  [https://www.edu-c.news.ed.jp/?page\\_id=21](https://www.edu-c.news.ed.jp/?page_id=21) )



第6集 ～特別支援学校の教育活動全般編～

【第1章 キャリア教育】

### I キャリア教育とは

- 1 特別支援教育の目的とキャリア教育
- 2 キャリア教育の視点
- 3 キャリア教育の視点を指導に生かすために

### II キャリア教育の実際

- 1 キャリア教育を推進するための取組
- 2 キャリア教育（キャリア発達）の視点を踏まえた授業づくりと授業改善

## 第10章 人権教育

この項目は、「教員等としての資質向上に関する指標」A、C、K、L、M、N、Oに対応しています。

人権とは、「人が人らしく生きていくために社会によって認められている権利」であり、誰もが生まれながらにもっている、誰からも侵されることのない基本的権利です。

日本国憲法は、国民の基本的人権を保障しており、第14条で、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と平等の原則をうたっています。

しかし、依然として、同和問題をはじめ様々な人権問題があります。長崎県人権教育・啓発基本計画（第3次改訂版）には、「女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障害のある人の人権、部落差別（同和問題）、外国人の人権、HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権、犯罪被害者等の人権、インターネットによる人権侵害、性的少数者の人権、その他の人権問題」が重要課題として示されています。このような課題に対して、同基本計画では「県民一人ひとりの基本的人権が尊重され、個人の個性と能力が十分に発揮できるとともに、人権が共存し、ゆとりや楽しさを感じられる、『温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現』」を目標としています。

さらに、2016年にはいわゆる「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」といった人権に深く関わる法律が施行されています。こうした法整備の面から見ても、現代社会における人権尊重社会の実現は急務であると言えます。

全ての人々が自分らしく安心して生きることができるといえる人権尊重社会を、私たちの不断の努力によって形成していかねばなりません。

※ 参照「特別支援教育の手引き 第6集 第10章」

(  [https://www.edu-c.news.ed.jp/?page\\_id=21](https://www.edu-c.news.ed.jp/?page_id=21) )

第6集 ～特別支援学校の教育活動全般編～

【第10章 人権教育】

I 人権教育とは

II 人権教育の基本的な方針、育成したい資質・能力

III 人権教育の進め方・留意点



## 第11章 健康安全教育的

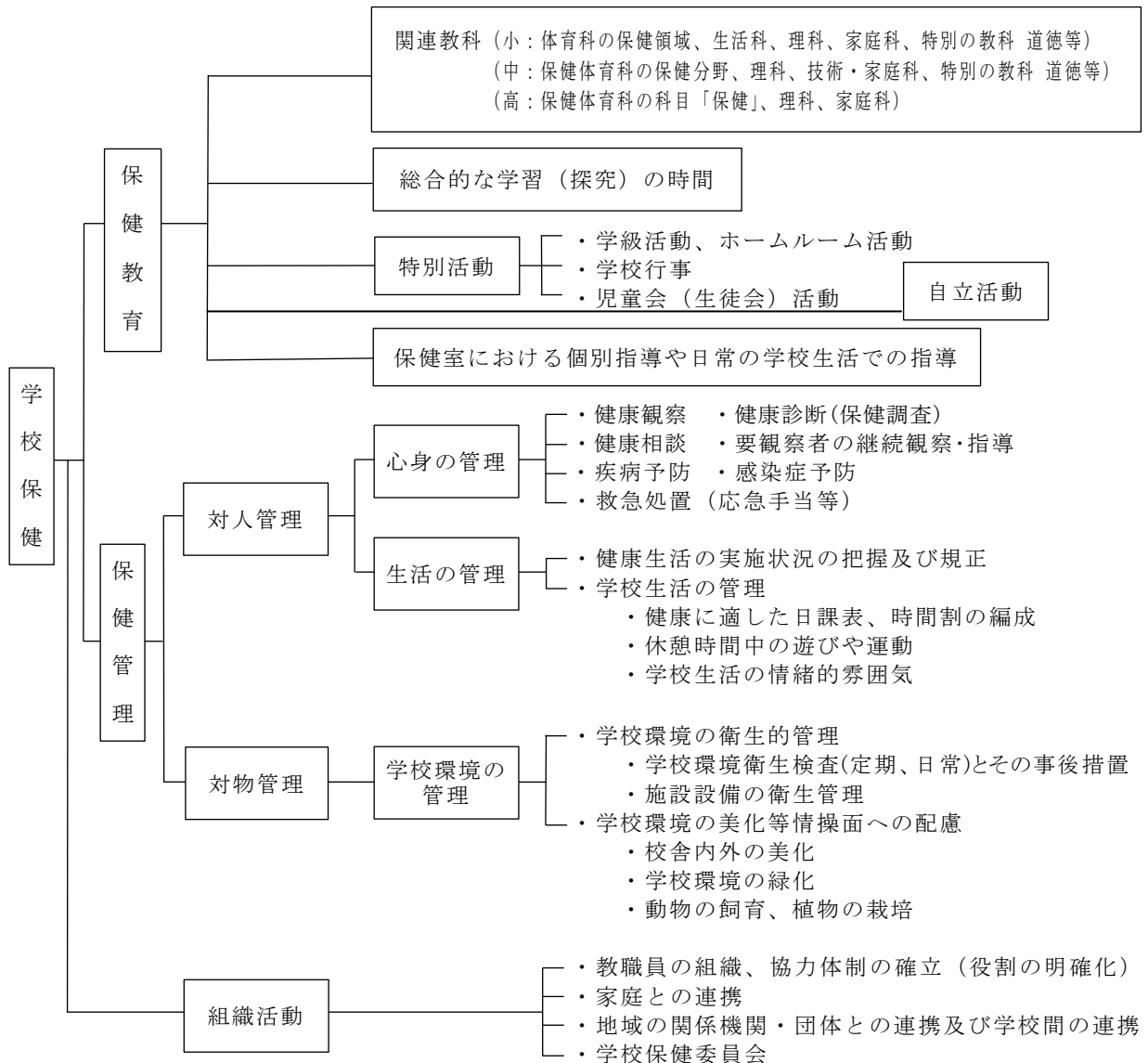
この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」H、Oに対応しています。

学校における健康安全教育的の目的は、子供一人一人が発達段階に応じ、心身の健康・安全の価値を認識し、日々の生活の中で望ましい生活習慣を形成していくことができるようにすることです。そのためには、生涯にわたって健康・安全の保持増進を図り、活力ある生活を営むことができるよう、教育活動全体を通して基礎を育成する必要があります。

学校における教育活動は、常に子供が現在から将来にわたって健康的で安全な生活の基礎・基本について考え、自律的に行動ができるように意図的に行うことが大切です。

### 1 学校保健

#### (1) 学校保健教育的の構造



## (2) 保健教育

学校における保健教育は、「健康の価値を認識し、自ら課題を見付け、健康に関する知識を理解し、主体的に考え、判断し、行動し、よりよく課題を解決する」資質や能力の育成を重視して行われる。

小学部における保健教育は、体育科を中心に各教科等において、それぞれの目標や内容に即して指導が行われている。子供の健康に関する資質や能力を育成するためには、体育科、特別活動、総合的な学習の時間の特質に応じ、相互に連携させる指導の充実が求められる。

中学部における保健教育は、保健体育科を中心に各教科等において、それぞれの目標や内容に即して指導が行われている。子供の健康に関する資質や能力を育成するためには、保健体育科、特別活動、総合的な学習の時間などの特質に応じ、相互に連携させる指導の充実が求められる。

高等部における保健教育は保健体育科の科目「保健」を中心に各教科等において、それぞれの目標や内容に即して指導が行われている。子供の健康に関する資質や能力を育成するためには、保健体育科、特別活動、総合的な探究の時間などの特質に応じ、相互に連携させる指導の充実が求められる。

さらに、集団を対象とした指導と、個人を対象とした指導に大別して計画的・継続的かつ組織的に指導を行い、健康課題の内容によっては、専門性をもった養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の協力を得て指導に当たるなど、子供の健康上の問題が解決されていくようにしなければならない。

学校保健を推進するに当たっての学級担任等の留意点は、次のとおりである。

## ① 健康観察

子供の健康状態を常に把握しておくことは、教育活動を推進する上で極めて重要である。健康観察は随時行うが、特に朝の健康観察は、その日の学校生活に支障はないか、感染症の初期症状はないかなどを知るために大切である。また、体調不良のみならず、心理的なストレスや悩み、いじめや不登校、虐待や精神疾患等の心の健康問題にも留意して、担任は子供の顔つきや動作、返答の仕方等を観察する。観察の結果、気になること等があれば、必要に応じて管理職や養護教諭等の助言を得て、保護者と連絡をとるなど、関係者との連携を図り適切な処置を行うことが大切である。

さらに子供に対しては、自他の健康に興味・関心をもたせ、自己管理能力の育成を図ることも求められる。

## ② 健康相談

子供の心身の健康に関する問題に対しては、子供や保護者、関係者が連携し、相談等を通して問題の解決を図り、学校生活によりよく適応することができるよう支援する。また、相談は一対一で行うことに限定されるものではなく、関係者の連携の下、教育活動のあらゆる機会を捉えて行い、子供への指導や保護者への助言につなげていくことが大切である。

## ③ 健康診断

健康診断は、学校における保健管理の重要事項の一つで、大切な学校行事である。個々の子供の発育・健康状態を把握するとともに、子供の健康への関心を高め、自主

的に健康生活を実践するために必要な能力や態度を養うなどのねらいがある。実施するに当たっては、全職員が趣旨を理解し、組織的かつ計画的に行わなければならない。子供に対しては、事前・実施・事後の各段階で、目的などを理解させ、結果に基づいて健康の保持・増進に対する意識を高めることが必要である。また、事後には、個々の健康問題に応じて速やかに措置することが大切である。

④ 救急処置・緊急時の対応

緊急事態発生時は、何よりも子供の生命の安全を優先する。場に応じた冷静で的確な対応が必要である。子供が身体の不調を訴えるなど、様子がおかしい場合は、詳しく症状を聞き、よく観察した上で、必要に応じて養護教諭の助言を得て適切に処置する。学校における救急処置は、医療機関に送るまでの応急手当にとどめ、診断を阻害するような処置はしないようにする。

また、各学校で作成している緊急時対応マニュアル等を理解しておくことが大切である。

⑤ 保健室の活用

保健室は、健康診断、健康相談、感染症の予防、疾病管理、保健指導、健康評価、保健委員会等の組織活動、救急処置、健康情報の収集・分析等の機能をもっている。学校保健を充実させるために、これらの機能を生かした組織活動の充実が求められる。そのため、普段から養護教諭や保健主事等と職員間のコミュニケーションを密にしておくことが大切である。

## 2 学校安全

### (1) 学校安全のねらい

学校安全は、子供が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、子供の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。

### (2) 安全を守るための取組を進める上での危機管理の三段階

- ① 安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐための「事前の危機管理」
- ② 事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための「発生時の危機管理」
- ③ 危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る「事後の危機管理」

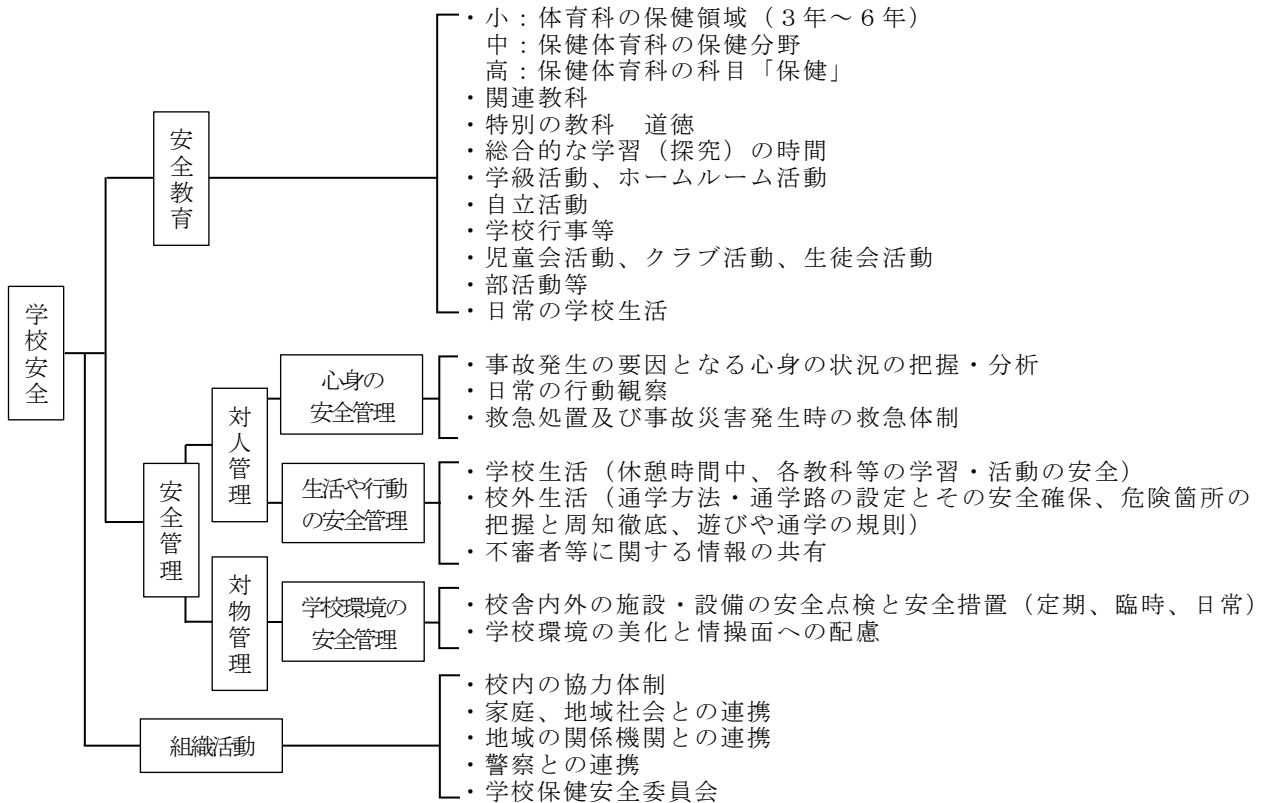
### (3) 学校安全の三領域

- ① 生活安全（日常生活で起こる事件・事故、誘拐や傷害などの犯罪）
- ② 交通安全（様々な交通場面における危険と安全）
- ③ 災害安全（地震、津波、火山活動、風水（雪）害等や火災、原子力災害）

※ 今後想定される新たな危機事象

- ・学校への犯罪予告
- ・周辺でのテロの発生
- ・「全国瞬時警報システム（Jアラート）」による情報伝達への対応 等

(4) 学校安全の構造



① 安全教育

◎ 子供が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにする教育

指導は、小学部においては体育科、家庭科（中学部においては保健体育科、技術・家庭科、高等部においては保健体育科）及び特別活動の時間はもとより、各教科等においてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めなければならない。

安全に関する資質・能力は次のとおりである。

<知識及び技能>

様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能

<思考力、判断力、表現力等>

自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力

<学びに向かう力、人間性等>

安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度

② 安全管理

◎ 子供を取り巻く環境を安全に整えること

学校における安全管理には、対人管理と対物管理があるが、中でも事故の要因となる環境の管理は重要であることから、校舎内外の施設設備の安全点検や安全措置、危険箇所の安全点検を十分に行わなければならない。

学級担任は安全管理と安全教育との関連を図り、次のような視点から事故防止に努めなければならない。

ア 生活安全の領域における安全管理

- 施設・設備、器具・用具等の安全点検
- 各教科、学校行事、クラブ活動、部活動、休憩時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項
- 生活安全に関する意識や行動、事件・事故災害の発生状況等の調査
- 校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項
- その他必要な事項

イ 交通安全の領域における安全管理

- 通学路の設定と安全点検
- 通学に関する安全のきまり・約束等の設定
- 自転車の使用に関するきまりの設定
- 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査
- その他必要な事項

※ 通学に関しては、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点も考慮すること

ウ 災害安全の領域における安全管理

- 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
- その他必要な事項

※ 災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げること

③ 組織活動

◎ 安全教育と安全管理の活動を円滑に進めるための活動

組織活動が円滑に推進されるには、校内の協力体制が組織化されていることが必要である。また、家庭や地域の関係機関と十分な連携を図るとともに、学校安全に対する教師の計画的な研修が望まれる。

### 3 食育

食生活の多様化が進む中で、欠食や孤食の増加及び偏った栄養摂取、生活習慣病の低年齢化など子供を取り巻く様々な課題が生じている。

こうした現状を背景として「食に関する指導」は、学校における教育活動全体の中で広く展開されるものである。

(1) 食に関する指導の目標

[食に関する指導の目標]

<知識及び技能>

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

<思考力、判断力、表現力等>

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

<学びに向かう力、人間性等>

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

[食育の視点]

- ① 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- ② 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】
- ③ 正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。【食品を選択する能力】
- ④ 食物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。【感謝の心】
- ⑤ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。【社会性】
- ⑥ 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。【食文化】

(2) 食に関する指導の実際

① 各教科等における食に関する指導

各教科等における指導においては、特別活動の指導内容と関連付けて指導するなど、横断的・総合的に指導する工夫が必要である。また、指導に当たっては地域や学校、子供の実態に応じて課題を明確にし、学校の教育活動全体を通して、日常生活の中で応用・発展できるようにしていくことが大切である。

② 総合的な学習（探究）の時間の活用

総合的な学習（探究）の時間では、教科等の枠を越えた学習や、子供の興味・関心等に基づく学習などが展開される。食を通して自らの健康管理ができる子供を育成するために、健康と食に関する学習課題を取り上げる。指導に当たっては、地域の教材や学習環境の積極的な活用を図ることが大切である。

③ 家庭・地域との連携

食に関する指導を充実し、日常生活に生かすことができる能力を育成するためには、保護者の理解を深め、家庭や地域と連携して指導を進めることが大切である。

学校から必要に応じて保護者や地域に対して食生活についての助言をしたり、情報を提供したりすることにより、指導の効果が高まる。また、保護者や地域の協力を得て、体験活動等を進めることでより効果的な指導へとつなげることができる。

## 4 学校給食

### (1) 学校給食の教育的意義

学校給食は学校給食法に基づき、子供の心身の健全な発達に役立てるとともに、国民の食生活の改善に寄与することを目的として、学校教育活動の一環として実施される。具体的な意義として次のようなことを挙げることができる。

- ① 健康増進、体位の向上及び望ましい食習慣の形成
- ② 好ましい人間関係と豊かな人間性の育成
- ③ 衛生的な食習慣の形成
- ④ 食文化（郷土食、行事食等）への関心、食料生産、流通、消費への理解
- ⑤ 生命（自然）尊重、環境保全の態度の育成

このように学校給食は、生涯を通じて健康な食生活に関心をもたせ、幅広く健康について考える姿勢を育むなど、学校における食育推進の中心として重要である。

特に、小学部においては、楽しく会食すること、健康によい食事のとり方、給食時の衛生面、環境の整備など、望ましい食事の在り方を体得させるとともに、食事を通して好ましい人間関係の育成を図る場として有効に活用し、給食指導を充実させることによって学級経営にも大きな効果が期待できる。

### (2) 給食指導の内容と進め方

学校給食に関する指導は、「生きる力」を育む健康教育の一環として、主として給食の時間に指導する。特に、指導する内容については、学級活動の時間等に計画的に取り上げて指導することになる。

#### ① 給食の時間における指導

- ア 食事のマナー、楽しい会食
- イ 健康によい食事のとり方
- ウ 安全・衛生に留意した食事の準備や後片付け
- エ 教室環境の整備、食事にふさわしい雰囲気づくり
- オ 食文化（郷土食・行事食）への関心、地産地消への理解
- カ 感謝の気持ち

#### ② 学級活動の時間における指導

- ア 食事の基本的な手順やマナー（食事前の手洗い、準備、後片付け、はしの正しい使い方など）
- イ 栄養のバランスのとれた食事
- ウ 当番、係活動、好ましい人間関係
- エ その他
  - ・我が国の食料事情と世界の食料資源
  - ・合理的な食生活と我が国の食料の流通システム
  - ・地域の食文化や郷土食を通し、郷土を理解し愛する心の育成
  - ・世界の食文化と人権教育 等

#### ③ 教科等における指導

- ア 学校給食と各教科との関連を考慮（指導内容の確実な定着、学習への動機付け）
- イ 学校給食と道徳教育との関連を考慮（課題の把握、食への感謝等）

ウ 学校給食と保健指導（手洗いやうがい、そしゃくや偏食等）との関連を考慮（望ましい習慣の形成）

④ その他の教育活動の時間における指導

ア 健康安全・体育的行事における指導

イ 児童会（生徒会）活動における指導（学校行事、地域の伝統的な行事等）

ウ 随時行う指導（朝・帰りの会、集会、「給食だより」の活用等）

※ また、食物アレルギーを有する子供が、他の子供と同じように学校給食を楽しむことを目指すことは大切である。学校給食が原因となるアレルギー症状を発症させないために校内体制を整備し、保護者や医療機関等との連携を密にして、組織的に取り組む必要がある。

※食物アレルギーに関する教職員の役割例

<保健主事>

- ・食物アレルギー対応委員会を開催する。
- ・食物アレルギーを有する子供の実態を把握し、全職員間で連携を図る。

<教職員>

- ・食物アレルギーを有する子供の実態や個別の取組プランを情報共有する。
- ・緊急措置方法等について共通理解を図る。
- ・学級担任が不在のとき、サポートに入る教職員は、担任同様に食物アレルギーを有する子供の内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。

<学級担任>

- ・食物アレルギーを有する子供の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法について把握する。
- ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。
- ・給食時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実にを行い、誤食を予防する。また、楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。
- ・食物アレルギーを有する子供の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。
- ・給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。
- ・他の子供に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。

<養護教諭>

- ・食物アレルギーを有する子供の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等（応急措置の方法や連絡先の確認等）を立案する。
- ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。
- ・食物アレルギーを有する子供の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。
- ・主治医、学校医、医療機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。

<栄養教諭及び学校栄養職員>

- ・食物アレルギーを有する子供の実態把握や個別の取組プラン等を立案する。
  - ・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。
  - ・安全な給食提供環境を構築する。
  - ・マニュアルや個別の取組プラン等に基づき、具体的な調理・配膳作業等を管理する。
- ※ 「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）から抜粋



参考資料

- ・「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省）  
(  [https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afielddfile/2019/04/03/1289314\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afielddfile/2019/04/03/1289314_02.pdf) )
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省）  
(  [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/\\_icsFiles/afielddfile/2019/05/07/1401870\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afielddfile/2019/05/07/1401870_01.pdf) )
- ・「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」（文部科学省）  
(  [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/1292952.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm) )
- ・「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）  
(  [https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afielddfile/2015/03/26/1355518\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afielddfile/2015/03/26/1355518_1.pdf) )



## 第12章 家庭や地域との連携及び協働と学校間の連携

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」F、Oに対応しています。

学校における教育活動が、学校の教育目標に沿って、効果的に展開されるためには、家庭や地域社会と学校との連携を密にすることが必要です。そのためには、学校の教育方針や特色ある教育活動、子供の状況等を家庭や地域社会に丁寧に説明し、理解を求め協力を得ることや、学校が家庭や地域社会からの要望に応えることが重要です。家庭や地域社会と積極的な連携を図り、相互の意思の疎通を図って、それを教育課程の編成や実施に生かしていきましょう。

また、学校同士が積極的に交流を深めることによって、子供の学校生活をより豊かにするとともに、人間関係や経験を広げることができます。計画的、継続的に学校間の連携に取り組みましょう。

### 1 連携及び協働の基本的な考え

#### (1) 連携及び協働の意義

子供の健やかな成長のためには、学校が家庭や地域社会、学校間の連携を深め、学校内外における子供の生活の充実と活性化を図ることが大切である。これらの必要性についての法的根拠と学習指導要領における位置付けは次のとおりである。

##### <教育基本法 第13条>

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協働に努めるものとする。

##### <小学部・中学部学習指導要領 第1章 総則 第6節 学校運営上の留意事項>

##### <高等部学習指導要領 第1章 総則 第2節 第6款 学校運営上の留意事項>

(1) 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

(2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

#### (2) 連携及び協働のポイント

- 家庭からの相談や地域からの要望は、信頼関係を築くチャンスであるため、思いや願いを誠実に受け止め、得られた情報について校内で共有を図る。
- 教育活動を計画する際には、家庭及び地域の人々と連携した取組を行うことができないか検討する。
- 教師が地域のボランティア活動に参加するなど、家庭や地域との関わりを積極的

にもつことを心掛ける。

- 事前に、交流校同士で連携及び交流の目的、方法等について共通理解を図る。

## 2 保護者との連携及び協働

### (1) 連携及び協働の意義

保護者の理解と協力を得ることで、子供の基本的な生活習慣や学習習慣の確立等、学校の教育活動の充実につながる。

### (2) 連携及び協働のポイント

- 学校や学級の教育方針とともに子供の成長への担任の願いを伝え、お互いの役割を明確にし、協力体制をつくる。
- 連絡帳、学級通信、保護者会、家庭訪問等で、子供一人一人の学校生活の様子や長所、さらに伸ばしたいこと等を積極的に伝えとともに、保護者の意見を十分に聞くことに努める。

## 3 P T Aとの連携及び協働

### (1) P T Aの目的

保護者と教職員によって学校ごとに組織され、子供の健全な育成を図ることを目的としている。

### (2) 活動内容

各学校によって異なるが、一般的に次のような活動を行う。

- 家庭教育や学校教育についての話し合いや学校外における諸活動や健全育成についての活動
- 地域や各種機関・団体と連携した活動

## 4 地域社会との連携及び協働

### (1) 連携及び協働の意義

- 地域の人々が身に付けている知識や経験を教育活動に生かすことができる。
- 自然体験や生活体験活動、地域の人々との交流活動を行うことは、子供の自己肯定感を高め、よりよい人格形成につながる。
- 地域に伝わる様々な伝統文化の継承に向けた取組を推進したり、学校におけるふるさと学習の充実を図ったりすることは、郷土愛の育成につながる。

## 5 世代を越えた交流の機会

### (1) 交流の意義

- 高齢者と触れ合い、交流することにより、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや

思いやりの心を育て、様々な知識や人間としての生き方を学ぶことができる。

- 異年齢の子供との交流を通して、様々な人との関わり方を学んだり、自己肯定感が高まったりする。

## (2) 交流の実際

各学校によって異なるが、一般的に次のような活動がある。

- 総合的な学習（探究）の時間や特別活動等を活用して、授業や学校行事等に地域の高齢者を招待する。
- 高齢者福祉施設等を訪問し、高齢者の豊かな体験に基づく話を聞いたり、簡単な手伝いをしたりするなどといった体験活動を行う。
- 異年齢の子供や地域の様々な人々でボランティア活動を共に行うなど世代を越えた交流を図る。

## 6 学校間の連携や交流

### (1) 交流及び共同学習の意義

- 子供の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間形成を図ることにつながる。
- 同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合いながら生きていくことの大切さを学ぶことができる。
- 教師が、学校相互の子供の実態や指導の在り方などについて理解を深めることで、それぞれの学校段階の役割を再確認することができる。

### (2) 連携や交流を図る際の留意点

- 近隣の学校だけではなく、異なった地域の学校間や異なる校種間、地域の人々等、幅広い連携や交流を行う。
- 日常の様々な場面での活動や学校行事や学習を中心にした活動等の直接的なもの、文通や作品の交換といった間接的なものがあるため、目的に応じた連携や共同学習の行い方を工夫する。

## 7 特別支援教育に関するセンターとしての役割（センター的機能）

地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校は中核的な役割を担うことが求められている。

地域の小学校又は中学校等の要請により、障害のある子供や担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各特別支援学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことが必要である。

その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校、中学校等との連携を図ることが大切である。

- ※ 参照 「特別支援学校の教育の手引き 第6集 第7章」  
(  [https://www.edu-c.news.ed.jp/?page\\_id=21](https://www.edu-c.news.ed.jp/?page_id=21) )



◆ 長崎県 教員等としての資質の向上に関する指標

① 教諭等用

| 長崎県 教諭等としての資質の向上に関する指標 (令和5年3月改訂) |  | 職名   | 校種   |   |   |  |
|-----------------------------------|--|--|--|---|---|--|
|                                   |  | 教諭等  | 小中高特   |   |   |  |
| 視点                                | ステージ<br>(求められる姿)                         | 第0ステージ<br>新規採用時<br>新規採用教員として、学習指導や生徒指導等の基礎的な事項を理解している        | 第1ステージ<br>初任研～若手研<br>1～5年目<br>組織の一員として教育活動を展開し、学習指導や生徒指導等の実践力を磨く | 第2ステージ<br>若手研以降～中堅研<br>6年目～11年目<br>プレミドルリーダーとして、組織運営に参画したり、学習指導や生徒指導等の専門性を高める | 第3ステージ<br>中堅研以降～15年研<br>12年目～16年目<br>ミドルリーダーとして、組織運営を推進したり、学習指導や生徒指導等の高度な実践を展開したりする | 第4ステージ<br>15年研以降<br>17年目～<br>組織のリーダーとして、積極的に学校経営に参画したり、学習指導や生徒指導等における高度な指導力を教職員に広げたりする |
|                                   | A<br>法令遵守<br>人権尊重の精神                     | 法令遵守の精神を身に付けている<br>人権意識、人権感覚を身に付けている                         | 法令遵守の精神を踏まえ、自ら範を示すとともに児童生徒に指導することができる                            | 法令遵守の精神を踏まえ、自ら範を示すとともに児童生徒に指導すること<br>ができる                                     | 法令遵守の精神を教職員に指導することができる<br>学校の人権教育を企画、推進することができる                                     | 法令遵守の精神を教職員に指導することができる<br>学校の人権教育を企画、推進することができる  |
| B<br>対人関係能力<br>社会性                | 他者とコミュニケーションを図りながら、自らの課題解決に努めている         | 自分や学級の児童生徒の課題を認識し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる              | 学年(学校)で生じている課題を把握し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる                 | 学年(学校)で生じている課題を把握し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる                              | 学校全体に関する課題を把握し、教員らの意見をとりまとめ、実践をすすめることができる   | 学校内外の課題を把握し、その課題解決に向けて、教職員に指導助言を<br>し、改善に努めることができる                                     |
| C<br>児童生徒への愛情<br>教職に対する使命感        | 教育公務員の使命を理解し、児童生徒への教育的愛情をもっている           | 教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の一員として行動することができる     | 教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の一員として行動することができる         | 教育公務員としての深い自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の意識と行動力を高めることができる                   | 教育公務員としての深い自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の意識と行動力を高めることができる                         | 教育公務員としての深い自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の意識と行動力を高めることができる                            |
| D<br>長崎県への郷土愛                     | ふるさとの特色(地理、歴史、文化等)を理解し、愛着をもっている          | 長崎県の特徴を理解し、そのよさを児童生徒たちに伝えるとともに、自分たちが住んでいる地域について取り上げることができる   | 長崎県の特徴を理解し、そのよさを児童生徒たちに伝えるとともに、自分たちが住んでいる地域について取り上げることができる       | 長崎県や自分が住んでいる地域に誇りをもち、そのよさを課題について学習を仕組むことができる                                  | 長崎県や自分が住んでいる地域に誇りをもち、そのよさを課題について学習を仕組むことができる  | 長崎県や自分が住んでいる地域に誇りをもち、そのよさを課題について学習を仕組むことができる   |
| E<br>組織運営力<br>同僚性・協働性             | 学校担任の基本的な役割と職務内容、学校組織や職務分掌等について理解している    | 学校教育目標を理解するとともに、学級経営及び教科経営の方針を策定し、同僚性や協働性を発揮しながら、実践することができる  | 学校教育目標を理解するとともに、学級経営及び教科経営の方針を策定し、同僚性や協働性を発揮しながら、積極的に実践することができる  | 教科経営や組織運営において、同僚性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげることが<br>できる                     | 教科経営や組織運営において、同僚性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげることが<br>できる                           | 教科経営や組織運営において、同僚性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげることが<br>できる                              |
| F<br>保護者・地域・関係機関等との連携力            | 保護者、地域、関係機関等との連携の必要性及び協働の仕方を理解している       | 保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の一員として、連携・協働した対応をすることが<br>できる | 保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の一員として、連携・協働した対応をすることが<br>できる     | 「地域とともにある学校」の実現に向け、保護者、地域、関係機関等との連携・協働のネットワークの確立ができる                          | 「地域とともにある学校」の実現に向け、保護者、地域、関係機関等との連携・協働のネットワークの確立ができる                                | 「地域とともにある学校」の実現に向け、保護者、地域、関係機関等との連携・協働のネットワークの確立ができる                                   |
| G<br>危機管理能力                       | 学校保健安全法に基づき、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解している | 安全に配慮した教室環境等の整備と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる                          | 危機を予測した自然防止の取組と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる                               | 危機を予測した自然防止の取組と、危機の早期発見、早期対応の取組を行うことができる                                      | 危機を予測した自然防止の取組と、危機の早期発見、早期対応の取組を行うことができる  | 危機の未然防止のための組織的対応、学校環境の根本的改善及び危機の再発防止の取組を推進することができる                                     |
| (2)<br>学校運営<br>連携・協働              |  |  |  |   |   |  |

|                                 |                          |  |   |  |
|---------------------------------|--------------------------|--|---|--|
| (3)<br>教育課程<br>学習指導             | H<br>教科等に関する<br>知識・教養    | 担当する教科等に関する基礎的知識を身に付けている   | 担当する教科等に関する専門的知識を身に付けて、指導に生かすことができる   | 担当する教科等における専門性を高め続けるとともに、学校の学習指導上の課題について、教職員に指導助言をすることができる                                 |
|                                 |                          | I<br>授業構想力   | カリキュラム・マネジメントの考え方を理解し、地域の人材等を活用する観点から、学習指導要領及び児童生徒の実態に基づいた指導計画を作成し、授業を組み立てることができる | 学習指導要領及び自校や地域の特色を、地域との連携・協働を図って、力を入れたカリキュラム・マネジメントの考え方を生かして指導計画を立案し、実施することができる             |
| (4)<br>学級経営<br>児童生徒理解<br>生徒指導 等 | J<br>授業展開力               | 授業展開に必要な基礎的スキルを理解するとともに、適切な教材を活用する基礎的な能力を身に付けている                               | 児童生徒の実態を踏まえ、基礎的なスキルを向上させるとともに、適切な教材を活用した授業を展開することができる                             | 児童生徒の特性を理解し、教科等の見方・考え方を生かすなどして、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を展開するとともに、教職員に指導助言をすることができる              |
|                                 |                          | K<br>集団づくりの力   | 学級の児童生徒一人一人の実態や学級の課題を捉え、個々の自立を促し、相互に高め合う集団づくりを目指すことができる                           | 学校全体の児童生徒の実態を捉え、授業し、実践することができる   |
| (5)<br>特別支援教育                   | L<br>児童生徒理解力             | 教育相談の意義や理論、必要な基礎的事務を含む)を理解している   | 教育相談や日常の観察を通して、児童生徒の気持ちや行動の背景を理解することができる  | 望ましい教育相談の在り方や、日常の観察の視点等について、教職員に指導助言をし、学校全体の児童生徒理解力を高めることができる                              |
|                                 |                          | M<br>個別の児童生徒への<br>対応力  | 児童生徒の状況把握するための基礎的事項や校外の連携も含め適切に対応している   | 個々の児童生徒の状況に応じて適切な指導や支援をすること、保護者や他機関と連携し、生徒指導体制を構築することができる                                  |
| (6)<br>ICTや情報・教育<br>データの活用      | N<br>児童生徒の将来を<br>育む力     | キャリア教育の意義や考え方や及び指導の在り方を理解し、児童生徒の夢や憧れ、志を育む意欲をもって特別支援教育の意義や発達障害等について基礎的事項を理解している | キャリア教育の視点をもって、児童生徒の夢や憧れ、志を育む学習や体験を仕組むことができる                                       | 学校全体のキャリア教育を推進し、全校の児童生徒の夢や憧れ、志を育む学習や体験を企画、実践することができる                                       |
|                                 |                          | O<br>特別な配慮を必要とする児童生徒への<br>指導力  | 特別支援教育の意義や発達障害等について基礎的事項を理解している   | 保護者や関係機関等と連携し、個別の対応に適切に反映させることができる   |
| (6)<br>ICTや情報・教育<br>データの活用      | P<br>ICTの活用<br>情報活用能力の育成 | 資質・能力の育成を目指し、授業及び校務におけるICTの活用目的や方法と効果について、基礎的な知識及び技能を身に付けている                   | 資質・能力の育成を目指し、ICTを活用した授業を展開するとともに、校務の情報化を図る  | 児童生徒の実態に合わせた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に活用し、組織的に授業改善を行うとともに、学校組織全体の情報化を図り、効率化と教育活動の質の改善につなげることができる |
|                                 |                          | Q<br>教育データの活用  | 教育データの適切な活用について、基礎的な知識及び技能を身に付けている  | 各種システム等の教育データを児童生徒の実態に応じて適切に活用し、よりよい学びを創出する授業実践等を行うことができる                                  |

② 養護教諭用

| 長崎県 養護教諭としての資質の向上に関する指標（令和5年3月改訂） |   | 職種  |   |   |   |   |
|-----------------------------------|---|---|---|---|---|---|
|                                   |   | 小中高特  |   |   |   |   |
| 視点                                | ステージ<br>(求められる姿)                                      | 第1ステージ<br>新規採用時<br>初任研～若手研<br>1～5年目           | 第2ステージ<br>若手研以降～中堅研<br>6年目～11年目   | 第3ステージ<br>中堅研以降～15年研<br>12年目～16年目                             | 第4ステージ<br>15年研以降<br>17年目～   |   |
|                                   | 組織運営<br>新規採用教員として、養護教諭の専門領域における職務や生徒指導等の基礎的な事項を理解している | 組織の一員として教育活動を展開し、養護教諭の専門領域における職務や生徒指導等の実践力を磨く | プレミドルリーダーとして、組織運営に参画したり、養護教諭の専門領域における職務や生徒指導等の専門性を高めたりする  | ミドルリーダーとして、組織運営を推進したり、養護教諭の専門領域における職務や生徒指導等の高度な実践を展開したりする     | 組織のリーダーとして、積極的に学校経営に参画したり、養護教諭の専門領域における職務や生徒指導等の高度な指導力を教職員に広げたりする       |   |
| (1)<br>教職に必要な素養                   | A<br>法令遵守<br>人権尊重の精神                                  | 法令遵守の精神を身に付けている<br>人権意識、人権感覚を身に付けている          | 法令遵守の精神を踏まえ、自ら範を示すとともに児童生徒に指導すること<br>ができる<br>人権尊重に基づいた児童生徒理解をし、指導するとともに、学校の人権教育推進のために行動することができる | 法令遵守の精神を教職員に指導することができる<br>学校の人権教育を企画、推進することができる               | 法令遵守の精神を教職員に指導することができる<br>学校の人権教育を企画、推進することができる                         |   |
|                                   | B<br>対人関係能力<br>社会性                                    | 他者とコミュニケーションを図りながら、自らの課題解決に努めている              | 自分や児童生徒の課題を認識し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる  | 学校全体に関わる課題を把握し、教職員の養育等をとりまとめ、実効策を示すことができる                     | 学校内外の課題を把握し、その課題解決に向けて、教職員に指導助言をし、改善に努めることができる                          |   |
|                                   | C<br>児童生徒への愛情<br>教職に対する使命感                            | 教育公務員の使命を理解し、児童生徒への教育的愛情をもってしている              | 教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の一員として行動することができる  | 学年（学校）で生じている課題を把握し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる              | 教育公務員としての深い自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の意識と行動力を高めることができる             | 教育公務員としての深い自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の意識と行動力を高めることができる |
|                                   | D<br>長崎県への郷土愛   | ふるさとの特色（地理、歴史、文化等）を理解し、愛着をもってしている             | 長崎県の特徴を理解し、そのよさを児童生徒たちに伝えるとともに、自分たちが任んでいる地域の高さを認識することができる                                       | 長崎県や自分が任んでいる地域に誇りをもたせ、そのよさを課題について学習を仕組むことができる                 | 長崎県や自分が任んでいる地域に誇りをもたせ、そのよさを課題について学習を仕組むことができる                           |   |
| (2)<br>学校運営<br>連携・協働              | E<br>組織運営力<br>同僚性・協働性                                 | 養護教諭の基本的な役割と職務内容、学校組織や校務分掌等について理解している         | 学校教育目標を理解するとともに、学校保健にかかわる活動を計画し、同僚性や協働性を発揮しながら、実践することができる                                       | 学校教育目標を理解するとともに、学校保健にかかわる活動を計画し、同僚性や協働性を発揮しながら、積極的に実践することができる | 学校保健にかかわる活動において、同僚性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげたり、教職員に指導助言をしたりすることができる |   |
|                                   | F<br>保護者・地域・関係機関等との連携力                                | 保護者、地域、関係機関等との連携の必要性及び協働の仕方を理解している            | 保護者、地域、関係機関等と建設的に関わり、地域とともにある学校の核として、連携・協働した対応をすることができ  | 保護者、地域、関係機関等と建設的に関わり、地域とともにある学校の核として、連携・協働した対応をすることができ        | 「地域とともにある学校」の実現に向け、連携・協働のネットワークの確立ができる                                  |   |
|                                   | G<br>危機管理能力   | 学校保健安全法に基づき、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解している      | 安全に配慮した教室環境等の整備と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる   | 危機を予測した未然防止の取組と、危機の早期発見、早期対応の取組を行うことができる                      | 危機の未然防止のための組織的対応、学校環境の技術的改善及び危機の再発防止の取組を推進することができる                      |   |

|                            |                               |  |   |   |   |   |
|----------------------------|-------------------------------|--|---|---|---|---|
| (3)<br>養護教諭の専門領域<br>における職務 | H<br>保健管理                     | 学校保健安全法を理解するとともに、児童生徒の重症把握の必要性を認識し、保健管理を実施できる基礎的な知識を身に付けている                    | 児童生徒の健康課題を把握し、課題解決に向けて取り組まながら、適切な円滑に保健管理を実施することができ          | 児童生徒の健康課題を把握し、課題解決に向けて取り組まながら、適切な円滑に保健管理を実施することができ  | 保健管理について中核的役割を果たすとともに、保健情報を総合的に評価し、把握した健康課題の解決に向けて組織的対応ができる   | 学校における事件事故・災害に備えた救急体制や心のケアの支援体制を整えるなど、保健管理について学校運営に参画することができる                                 |
|                            |                               | I<br>保健教育  | 学習指導要領の内容を理解するとともに、保健教育を実施できる基本的な知識を身に付けている                 | 学習指導要領を踏まえながら、養護教諭の専門性を生かした保健教育ができる   | 児童生徒の発達段階や健康課題に配慮しながら、効果的な保健教育に取り組む事ができる  | 保健教育について、教育課程の編成・実践・評価をもとに全体計画を作成することができる   |
| (4)<br>特別支援教育              | M<br>特別な配慮を必要とする児童生徒への<br>指導力 | J<br>健康相談  | 学校保健安全法を理解するとともに、児童生徒の重症把握の必要性を認識し、健康相談を実施できる基礎的な知識を身に付けている | 健康診断の結果や日常の保健室来室状況等を踏まえて、他の教職員と連携しながら児童生徒の発達段階や健康課題に応じた健康相談ができる   | 児童生徒の心身の健康課題を総合的にとらえ、校外支援体制の活用に向け、コーディネーター的な役割を果たし、保健師、地域の専門機関等と連携し、適切に対応することができる                         | 児童生徒の心身の健康課題に関して、教職員に対し指導的役割を果たすことができる  |
|                            |                               | K<br>保健室経営   | 学校保健安全法による保健室の役割や機能を理解している                                  | 学校教育目標や学校保健目標などを受け、児童生徒の心身の健康づくりを効果的に進めるための保健室経営計画を立て、取り組むことができる  | 保健室経営計画を、教職員、保護者等に周知するとともに、毎年評価（自己・他者）を行い、必要に応じて改善しながら、組織的、効果的な保健室経営に向けて、取り組むことができる                       | 家庭・地域と連携しながら、学校経営の観点に立った保健室経営を推進することができる  |
| (5)<br>ICTや情報・教育<br>データの活用 | N<br>ICTの活用<br>情報活用能力の育成      | L<br>保健組織活動  | 保健組織活動の意義や目的、内容を理解している                                      | 学校保健の推進のために、保健室員や関係職員等と連携し、学校保健委員会等組織活動の企画・運営に参画できる   | 児童生徒の健康の保持増進や課題解決に向けて、保健組織が主体的に活動できるように、内容の工夫、改善を図ることができる   | 近隣の学校と連携し、地域レベルでの健康づくりを推進することができる   |
|                            |                               | O<br>教育データの活用  | 特別支援教育の意義や発達障害等について基礎的な事項を理解している                            | 発達障害等の障害特性や対応方法について理解し、個々の障害に対する適切な対応を行うことができる  | 個々の障害に対して適切に対応するの対応を充実させたり、学校の特別支援教育体制の構築に参加したりすることができる   | 個別の対応について教職員に指導的言葉をしたり、学校の特別支援教育体制の推進に参画したりすることができる   |
| (5)<br>ICTや情報・教育<br>データの活用 | O<br>教育データの活用                 | 特別支援教育の意義や発達障害等について基礎的な知識を身に付けている  | 特別支援教育の意義を理解するとともに、障害種について基礎的な知識を身に付けている                    | 障害特性を理解し、個々の状況に即して適切な把握及び対応を行うことができる  | 様々な障害について理解を深め、個々の状況に即して適切に対応を行うことができる  | 様々な障害について専門的知識と指導力を持ち、教職員と連携しながら特別支援教育を推進することができる   |
|                            |                               | 養護・能力の育成を目指し、保健教育採<br>業及び校務におけるICTの活用目的<br>や方法とその効果について、基礎的な知識<br>及び技能を身に付けている | 養護・能力の育成を目指し、ICTを利<br>活用した保健教育を展開するとともに、校<br>務の情報化を図ることができる | 児童生徒の実態に即した養護・能力の育<br>成を目指し、ICTを適切に活用した効<br>率的な保健教育を展開するとともに、校務<br>全体の情報化を図り、初級化と教育活動の<br>質の改善につなげることができる | 児童生徒の実態に即した養護・能力の育<br>成を目指し、ICTを適切に活用した効<br>率的な保健教育を展開するとともに、校務<br>全体の情報化を図り、初級化と教育活動の<br>質の改善につなげることができる | 教育活動全体を通じて養護・能力の育成<br>を目指し、ICTを適切に活用し、組織<br>的に保健教育の改善を行うとともに、学校<br>組織全体で校務の情報化を推進することが<br>できる |





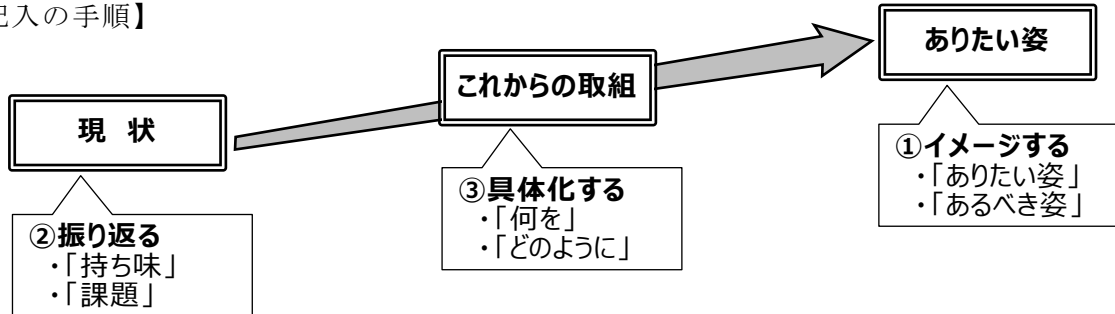
|                        |                           |   |   |   |   |  |
|------------------------|---------------------------|---|---|---|---|--|
| (3)<br>学校給食管理          | H<br>栄養管理                 | 学校給食の役割及び適切な栄養管理について理解している  | 学校給食栄養基準に基づき、食品構成を考えた献立を作成することができる                              | 学校給食に地場産品や郷土料理等を取り入れ、主菜に教材としての献立を作成することができる                                     | 児童生徒の食生活状況を把握し、適切な栄養管理の上で地域の食材を生かしながら、献立の作成を行うことができる                            | 児童生徒の健康課題に配慮した適切な栄養管理の上で、地域の食材を使った献立の作成を行うことができる                                 |
|                        | I<br>衛生管理                 | 衛生管理の重要性及び適切な衛生管理について理解している                                       | 学校給食衛生管理基準に基づき、調理従事者の衛生、施設設備の衛生等、衛生管理責任者としての業務を行うことができる         | 学校給食衛生管理基準を理解し、調理従事者の衛生、施設設備の衛生等、衛生管理責任者としての業務を行うことができる                         | 衛生管理において適切な食事の早期発見・早期対応に向けて工夫・改善しながら、校内の協力体制整備を行うことができる                         | 衛生管理において適切な食事の早期発見・早期対応に向けて工夫・改善しながら、校内の協力体制整備を行うことができる                          |
|                        | J<br>調理指導その他              | 学校給食の調理、配食及び物資運送、施設・設備の維持管理等について理解している                            | 学校給食の調理、配食及び施設設備に關し、指導助言をすることができる                               | 地場産品等との関連を考慮して、学校給食の献立、購入、検収及び保管について適正に行うことができる                                 | 食物アレルギー等児童生徒の実態に配慮した調理指導、施設設備の改善及び食品の管理を行うことができる                                | 食物アレルギー等児童生徒の実態に配慮した調理指導や対応した施設・設備の管理において指導的役割を果たすことができる                         |
| (4)<br>食に関する指導         | K<br>教科等指導                | 各教科等のねらいを知り、食に関する指導の位置付けを明確にした指導を理解している                           | 各教科等のねらいを理解し、食に関する指導と評価の計画を教職員と共有しながら授業ができる                     |   | 食育全体計画を踏まえ、教科等のねらいを達成するための食に関する指導について、専門的立場から適切な指導助言をすることができる                   |  |
|                        | L<br>連携・協働                | 児童生徒の実態や学校教育目標に基づいた食育全体計画等の立案を理解している                              | 児童生徒の実態や学校教育目標に基づいた食育全体計画等を立案し、食育を積極的に推進することができる                |   | 児童生徒の実態や学校教育目標に基づいた諸計画を立案し、関係校も含め、保護者や地域、関係機関と連携した食育を推進することができる                 |  |
|                        | M<br>個別相談指導               | 集団や個の食に関する課題を把握し、栄養段階に依じた指導について理解している                             | 集団や個の食に関する課題を行うことができる   |   | 集団や個の食に関する課題を把握し、栄養段階に依じた指導を関係者と連携して行うったり、諸計画の改善を図ることができる                       |  |
| (5)<br>ICTや情報・教育データの活用 | N<br>ICTの利活用<br>情報活用能力の育成 | 児童・能力の育成を目的とし、食育及び校務におけるICTの利活用の目的や方法とその効果について、基礎的な知識及び技能を身に付けている | 児童生徒の実態に依じた栄養・能力の育成を旨としたICTを適切に利活用した食育を展開するとともに、校務の情報化を図ることができる | 児童生徒の実態に依じた栄養・能力の育成を旨としたICTを適切に利活用した食育を展開するとともに、校務の情報化を図り、列体化と教育活動の情報化を図ることができる | 児童生徒の実態に依じた栄養・能力の育成を旨としたICTを適切に利活用した食育を展開するとともに、校務の情報化を図り、列体化と教育活動の情報化を図ることができる | 教育活動全体を通じて栄養・能力の育成を旨とし、ICTを適切に利活用した食育を展開するとともに、校務の情報化を図り、列体化と教育活動の情報化を推進することができる |
|                        | O<br>教育データの利活用            | 教育データの適切な利活用について、基礎的な知識及び技能を身に付けている                               | 各種システム等の教育データを利活用して、よりよい学びの創出を旨とした食に関する指導等を行うことができる             | 各種システム等の教育データを児童生徒の実態に依じて適切に利活用して、よりよい学びの創出を旨とした食に関する指導等を行うことができる               | 各種システム等の教育データを児童生徒の実態に依じて適切に利活用して、よりよい学びを創出する食に関する指導等を推進することができる                | 各種システム等の教育データを児童生徒の実態に依じて適切に利活用して、よりよい学びを創出する食に関する指導等を推進することができる                 |

※資質・能力のうち、(1)～(3)は学校栄養職員採用後の経験年数に基づきステージとし、(4)～(5)は栄養教諭任用替え後の経験年数に基づきステージとする。

## ◆ 学びの記録の記入について

教員の成長にとって、省察はとても重要なことです。「長崎県 教員等としての資質の向上に関する指標」を参考にしながら具体的な目標を立て、実践に取り組みましょう。

### 【記入の手順】



- ① イメージする → 【〇年目終了時のありたい姿】に記入
  - ・「指標」の各ステージの求められる姿を参考にしながら、自身のありたい姿を具体的に記入する。
- ② 振り返る → 【どのような学びをしたか】に記入
  - ・自身の「持ち味」を確認するとともに、1年間を振り返り、特に意識して取り組んだ具体的な取組と今後の課題を記入する。
  - ・その際、どのようなことを経験し、どのような人と関わったのか、得たことはどのようなことであったのかなど、具体的に記入する。
- ③ 具体化する → 【どのような学びをしたか】に記入
  - ・②の現状を踏まえ、①のありたい姿に近づくために、何ができるのか、何をしたいのかなど、具体的に記入する。

### 【5年目終了時のありたい姿（例）】

- ・子供一人一人に寄り添い、気持ちや行動の背景を踏まえた関わりや指導を行う。
- ・子供の実態を踏まえながら、適切な教材の工夫やICT機器を活用した授業を行う。
- ・子供への指導や業務について、一人で悩みや不安を抱え込まず、自分から同僚に相談したり管理職に報告・連絡したりしながら、担当する子供の課題解決にあたる。
- ・地域の資源を活用した学習や、地域の方と触れ合う機会を多く設定した校外学習を行う。
- ・障害のある子供について、その特性の理解を深め、個に応じた指導・支援を行う。

### 【どのような学びをしたか（例）】

- ・悩みを抱える子供への指導や保護者対応について悩むことが多かったが、学年主任や養護教諭等と相談しながら対応することができた。今後も生徒理解や教育相談に関する理解とスキルを高めるため、カウンセリングについての理解を深めたい。
- ・教科におけるICT機器を活用した教材の工夫に取り組んだ。次年度は、更なる工夫と改善を行うとともに、情報部としてICT教材ライブラリーの設置及び有効な活用について検討し、職員への周知を行いたい。
- ・発達障害のある子供について、特別支援学級担任やコーディネーターと連携しながら指導を行った。今後は研修会等に積極的に参加し、個に応じた指導について理解を深め、効果的な教材づくりに努めたい。

学びの記録（2～5年目）

【5年目終了時のありたい姿】※「指標」の視点と求められる姿を参考に、具体的に記入する

- ・
- ・
- ・

|             | 担任・分掌等 | どのような学びをしたか ※具体的に記入する |
|-------------|--------|-----------------------|
| 2<br>年<br>目 |        |                       |
| 3<br>年<br>目 |        |                       |
| 4<br>年<br>目 |        |                       |
| 5<br>年<br>目 |        |                       |

学びの記録（6～10年目）

【10年目終了時のありたい姿】※「指標」の視点と求められる姿を参考に、具体的に記入する

- ・
- ・
- ・

|      | 担任・分掌等 | どのような学びをしたか ※具体的に記入する |
|------|--------|-----------------------|
| 6年目  |        |                       |
| 7年目  |        |                       |
| 8年目  |        |                       |
| 9年目  |        |                       |
| 10年目 |        |                       |

## 「時の種」を育てる

篠崎 信彦

新芽の命が輝き、県内各地の学校で希望に満ちた一年が始まりました。4月の新鮮な緊張感に包まれ、始業式、入学式などを終えた子どもたちは、気持ちも新たにやる気を漲らせていることと思います。

子どもたちのこの一年間を植物の生長になぞらえ、4月～5月を「時の種」の時期とし、2月～3月を開花・結実の時期と考えると、今は「時の種」が日々膨らみ、根や芽を出そうとしている時期にあたるのではないかと思います。「時の種」は、やがてしっかりと根を張り、本葉を茂らせ、茎を太くして、それぞれの「一年」が開花・結実します。

一人一人の「時の種」を育てる重要な役割を担っている学校教育において、教師の存在は、種が発芽するための空気、温度、水分であり、成長するための日光や肥料であると言ってもいいのではないのでしょうか。

I C T技術等の発展に伴う高度情報化やグローバル化社会の進行など今日

的な社会状況の下で、子どもたちの「時の種」の成長のために、子どもと向き合う教師として留意しておきたいことを記します。

- 日常的にあいさつや身なりなどを整える  
→ 成長のリスク管理となる
- 腰を据えてじっくりと取り組む  
→ 安定した成長のバネになる
- 常に謙虚に学び続ける姿勢を持つ  
→ 質の高い成長へつながる
- I C T機器等に多く触れ指導に生かす  
→ 時代に適した成長を促す
- 地域の方や異業種の方々とかかわる  
→ 成長の促進を豊かにする

子どもたち一人一人の「時の種」が成長し、それぞれの「一年」の花が咲き、実が結ばれることを大いに期待しています。

教育センターは、今年度も「すべての事業の向こうには子どもたちがいる」を合言葉に、子どもの「時の種」を育てる先生方を支援してまいります。

## 「春に思う」

長谷川 哲朗

風に舞い散る桜の花びらを掌で受け止め、「つかまえた」と歓声を上げる子どもがいる。春になると思い起こす句。

けふまでの日けふ捨ててはつ桜

千代女

咲き誇る桜の花は人の心を弾ませるが、一方でそれまでの日々をきっぱり打ち捨てよとやさしく諭しているようだ。春4月、学校がかわる、子どもたちがかわる。教師たちは思い新たに校門をくぐったことだろう。授業も学級づくりにも、子どもたちとの出会いにも同じことが繰り返されることはない。すべては初めてのことで、新しいことである。自信や余裕たっぷりの教師もあれば、悔いや反省の中から静かに心を決めている教師も多いに違いない。

子どもも同じである。澁刺として喜色满面の子もあれば、思い悩みつつ新しい自分に期待する子もいるはずだ。一人一人が秘める微細な感情の在り処に思いを致す教師でありたい。

指導が巧みだと評される教師がいる。

そんな教師は、おそらくは同じ人間として、同じ人間だからこそわかる子どもの心や感情をその日の表情や素振りから汲み取り、つぶやかれる言葉から掬い上げているのだろう。教育が人間たる教師によって営まれるゆえんである。

ひと月が過ぎた。子どもたちと紡ぎ出す物語はどういう展開を見せているだろうか。子どもたちの心の中に、「先生が好き」「先生は私のことをわかってくれる」「先生みたいな人になりたい」という信頼と憧憬が芽吹いていることを信じたい。

春5月、「ひかりあふ二つの山の茂りかな」。詠んだのは向井去来、長崎の人。この句がどこで吟じられたかは知らないが、山々の重なる長崎の景のようでもある。みずみずしい若葉とまぶしい陽光のなか、子どもたちと教師たちがはちきれんばかりの笑顔でおしゃべりしている姿を思う。

学び続ける教師のために

令和5年度 特別支援学校版

編集発行 長崎県教育委員会

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話 (095)824-1111